

財団法人
国際民商事法センター

I C C L C

特 集

第一部 (財)国際民商事法センター
平成21年度事業報告・平成22年度事業計画

第二部 2009年度「国際民商事法金沢セミナー」

第32号
2010年7月

目 次

第32号 2010年7月

＜第一部 第二十八回理事会・第二十六回評議員会＞

ご挨拶 会長 宮原賢次	1
第二十八回理事会議事録	3
第二十六回評議員会議事録	7
平成21年度事業報告、収支決算及び財産目録	19
監査報告書	46
平成22年度事業計画及び収支予算	47

＜第二部 2009年度「国際民商事法金沢セミナー」＞

「アジアにおける事業展開に伴う法務上の留意点」

【講演Ⅰ】

中国における外国企業の事業展開をめぐる法律上の諸問題	65
大成法律事務所パートナー弁護士 方 新	

【講演Ⅱ】

韓国の外国人投資制度と関連法律	82
法務法人インエンイン弁護士 景洙謹	

【講演Ⅲ】

外国中小企業のタイにおける事業展開について留意すべき法務上の問題点	87
タイ・バンコク・タマサット大学ロースクール教授 ピサワット・スコンタパン	

【講演Ⅳ】

ベトナムにおけるビジネス環境	119
ハノイ YKVN 法律事務所弁護士 ディエップ・ホアイ・ナム	

＜第 一 部＞

第二十八回 理 事 会

第二十六回 評 議 員 会

第28回理事会・第26回評議員会

宮原会長挨拶



本日は当財団の第28回理事会及び第26回評議員会開催にあたり、ご多忙中のところ
お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

議事に先立ちまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。当財団は1996年に設立以
来、14年を経過し、15年目に入りました。おかげさまで、所期の目的に沿い法制度
整備支援を中心として、各事業ともほぼ順調に実施してきております。これら事業の実
施運営にあたりましては、法務省やJICAをはじめとする政府関係機関並びに当財団
役員、会員企業、また学術関係者の皆様の絶大なご指導とご尽力のおかげであり、この
場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

グローバル世界経済にあってとりわけ近隣のアジア及びその周辺諸国との経済関係は益
々緊密化し、互いに相手国と一体になって共存共栄をはかることの重要性が改めて認識
されている昨今かと思えます。改めて申し上げるまでもなくアジア各国が共同の市場経
済圏において相互に発展するためには、各国が自国の法制度やその運用システムの整備
を推進し、法の支配の確立に努め、それにより国際的な投資環境や取引環境が安定した
ものとなることが不可欠であります。私はこれまでの法整備支援の活動を通じ、この流
れの中で日本の果たす役割は益々大きなものになってきているとの認識を新たにしてお
ります。

さて、我が国のアジア諸国に対する民商事法分野での法整備支援事業も、本格的に始ま
って15年になろうとしておりその成果を踏まえつつ、今後どう発展させていくかにつ
いて考えていく時期ではないかと思っております。当財団の事業の大きな柱はJICA
のODAによる法整備支援事業であります。我が国としてODAを一手に引き受ける
JICAの役割は益々大きなものとなり、その中での法整備支援事業も重要な位置を占
めるものになってきております。ご承知のとおり昨年4月には、日本政府より「法制度
整備支援に関する基本方針」が発表されました。それによりますと、日本政府は法制度
整備支援を経済協力の重要分野の一つとして位置づけ、従来の基本法分野に経済法分野
を加え、戦略的な支援を展開していくこと、そしてそのために関係省庁はもとより日本
弁護士連合会、経済団体等関係者間の官民連携が不可欠であり、今後オールジャパンに
よる支援体制を強化していくとうたわれております。当財団は民商事法分野での法整備
支援事業に携わる我が国唯一の民間団体として、その役割を果たしていきたいと考えて
おります。

さて、本日は役員関係の他、平成21年度事業報告、収支決算及び平成22年度事業計画、収支予算についてお諮りします。詳細は議事資料及び後ほどの事務局からの説明を参照いただきますが、私の立場から1～2触れたいと思います。お陰をもちまして財団は順調に事業を行っており、収支もこれまでのところ健全に推移しております。ただ企業をとりまく環境は引き続き厳しく、財団の事業の重要性は理解するものの背に腹は代えられないということで止むなく退会の申し出をされる企業が増えてきております。私どもとしましては、改めて財団の事業につきPR・説明をし新規加入及び継続のお願いを行っておりますが、皆様におかれましても、どうか引き続き財団のPR及び会員の維持・増加についてご協力いただきますようお願いいたします。

さて今年度ですが、引き続きJICAよりカンボジア・ベトナム・中国・ラオスなどに対する法整備支援事業の年度契約を受託し、部会運営等行っておりまゐります。これは去る3月JICAが新しく実施した公開入札に財団が応札し契約者として採択されたものであります。また、JICA以外の事業としましては、財団と法務総合研究所との共催事業であります日中民商事法セミナー、日韓パートナーシップ研修等についても、内容を一層充実させ継続するとともに、研究事業としては昨年度より始めておりますアジアの監査制度についての比較研究事業を行っておりまゐります。

また、財団の重要事業であります日中民商事法セミナーは昨年、第13回目は国家発展改革委員会より杜鷹副主任をお招きし、東京、大阪にて開催しましたが、今年度は北京で10月に開催する予定であります。テーマは現在世界的に重要問題として注目されている「コーポレートガバナンス」について学術的な観点及び企業実務の観点から日本の現状を紹介する予定であります。本件実施にあたってはいつもながら皆さまのご協力を仰ぐことになろうかと思いますがよろしくお願いいたします。

さて、当財団が第8期15年目に入るにあたり、本日は役員、特別顧問及び学術評議員の改選を審議いただきます。私としましては任期満了となります理事、評議員、監事、特別顧問及び学術評議員の方に再任をお願いしましたが、一部の方を除き再任又は交代による引き受けを予め承諾いただいております。再任、交代並びに新たに就任について内諾をいただいております当財団第8期2年間の役員、特別顧問及び学術評議員の候補は議案資料記載のとおりですので、よろしくご検討をお願いいたします。

最後になりましたが、今回退任される役員・学術評議員の方々にはこれまでのご支援ご協力に対し、心から感謝の意を表したいと思っております。それでは、本日の議事についてご検討いただき審議のほどよろしくお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。

財団法人国際民商事法センター第二十八回理事会議事録

- 1 開催日時 平成22年5月24日(月)16時30分～17時30分
- 2 開催場所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
法曹会館「高砂の間」
- 3 出席者 理事 33人(出席者名簿別添)
内訳 本人出席 10人
代理人出席 22人
(他の理事を代理人とする者 19人)
(理事長の承認を得た者を代理人とする者 3人)
書面による表決 1人
- 4 付議事項
 - 第1号議案 任期满了に伴う理事及び監事推薦の件
 - 第2号議案 会長・理事長及び事務局長互選の件
 - 第3号議案 任期满了に伴う特別顧問推薦の件
 - 第4号議案 任期满了に伴う評議員推薦の件
 - 第5号議案 任期满了に伴う学術評議員推薦の件
 - 第6号起案 平成21年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
 - 第7号議案 平成22年度事業計画及び収支予算の件
 - 第8号議案 寄附行為一部変更の件

5 議 事

寄附行為第23条第4項の規定により、理事長原田明夫が議長として着席、議事に先立ち議長の要請により会長宮原賢次から挨拶があった。

- (1) 第1号議案 任期满了に伴う理事及び監事推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (2) 第2号議案 会長・理事長及び事務局長互選の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (3) 第3号議案 任期满了に伴う特別顧問推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (4) 第4号議案 任期满了に伴う評議員推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (5) 第5号議案 任期满了に伴う学術評議員推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (6) 第6号議案 平成21年度事業報告、収支決算及び財産目録の件につき、議長は審議に先立ち、本江威憲、川原卓郎両監事に監査結果の報告を求め、両監事は平成21年度における業務及び会計については、適正である旨報告した。
次いで議長は、本議案を第二十六回評議員会に諮問した。
評議員会議長前田宏からは、本議案について審議の結果、評議員会として異議なく、助言すべき事項もない旨理事長に答申することにつき承認可決した旨答申があった。

次いで、本議案について理事会の審議に移り、平成21年度事業報告、収支決算及び財産目録の件は、原案通り全員一致をもって承認可決した。

(7) 第7号議案 平成22年度事業計画及び収支予算の件につき、議長は審議に先立ち第二十六回評議員会に諮問した。

評議員会議長前田宏からは、本議案について審議の結果、評議員会として異議なく、助言すべき事項もない旨理事長に答申することにつき承認可決した旨答申があった。

次いで、本議案について理事会の審議に移り、平成22年度事業計画及び収支予算の件は、原案通り全員一致をもって承認可決した。

(8) 第8号議案 寄附行為一部変更の件につき、議長は審議に先立ち第二十六回評議員会に諮問した。

評議員会議長前田宏からは、本議案について審議の結果、評議員会として異議なく、助言すべき事項もない旨理事長に答申することにつき承認可決した旨答申があった。

次いで、本議案について理事会の審議に移り、寄附行為一部変更の件は、原案通り全員一致をもって承認可決した。

議長は寄附行為第27条の規定により、下記2名の出席理事を議事録署名人に指名した。

- 1 小貫 芳信
- 2 小杉 丈夫

以上をもって、本日の議事はすべて終了した。

議長は議決事項を明らかにするため、議事録を作成し、議事録署名人とともに署名押印する。

平成22年5月24日

議長

原田 明夫



議事録署名人

小貫 芳信



議事録署名人

小杉 丈夫



財団法人国際民商事法センター第28回理事会出席者

(7位以降順、敬称略)

理事会社

会 社 名	理 事			代理人出席者	
	役 職	氏 名	出席・欠席	役 職	氏 名
㈱IHI	相談役	伊藤 源嗣	議長宛委任状		
アサヒビール㈱	相談役	池田 弘一	議長宛委任状		
大阪ガス㈱	特別顧問	領木新一郎	代理出席	東京支社 支社長	小西池 透
関西電力㈱	顧問	宮崎 勇	議長宛委任状		
KDDI ㈱	副会長	天野 定功	本人出席		
キヤノン㈱	社 長	内田 恒二	議長宛委任状		
㈱小松製作所	相談役・特別顧問	萩原 敏孝	議長宛委任状		
新日本製鐵㈱	社 長	宗岡 正二	代理出席	国際法規グループ部長代理	原田 剛
住友金属工業㈱	会 長	下妻 博	議長宛委任状		
住友商事㈱	相談役	宮原 賢次	本人出席		
住友電気工業㈱	特別顧問	岡山 紀男	議長宛委任状		
東京海上日動火災保険㈱	相談役	樋口 公啓	議長宛委任状		
東京電力㈱	副社長	鼓 紀男	議長宛委任状		
㈱東芝	相談役	岡村 正	議長宛委任状		
トヨタ自動車㈱	副会長	渡辺 捷昭	議長宛委任状		
日本電気㈱	特別顧問	佐々木 元	代理出席	執行役員常務	岡田 不二郎
日本電信電話㈱	取締役総務部門長	庄司 哲也	書面表決		
日本郵船㈱	副社長	杉浦 哲	欠 席		
パナソニック㈱	会 長	中村 邦夫	議長宛委任状		
㈱日立製作所	執行役常務	葛岡 利明	議長宛委任状		
三井物産㈱	会 長	大橋 信夫	議長宛委任状		
三菱重工業㈱	会 長	佃 和夫	議長宛委任状		
三菱商事㈱	理 事	松木 和道	議長宛委任状		

個人理事

現 職	氏 名	出席・欠席
弁護士	原田 明夫	本人出席
株式会社博報堂相談役	磯邊 律男	本人出席
法務総合研究所長	小貫 芳信	本人出席
弁護士	箕 康生	本人出席
弁護士	加納 駿亮	議長宛委任状
弁護士	川口 富男	議長宛委任状
弁護士	小杉 丈夫	本人出席
弁護士	佐藤 信昭	議長宛委任状
弁護士	日野 正晴	本人出席
(財)機械産業記念事業財団会長	福川 伸次	本人出席
財団法人台湾協会顧問	梁井 新一	欠 席
事務局長	小林 清則	本人出席

監 事

現 職	氏 名	出席・欠席
住友商事㈱常務執行役員	川原 卓郎	本人出席
公証人	本江 威憲	本人出席

特別顧問

現 職	氏 名	出席・欠席
トヨタ自動車㈱名誉会長	豊田 章一	欠 席
弁護士	三ヶ月 章	欠 席
弁護士	岡村 泰孝	欠 席

財団法人国際民商事法センター第二十六回評議員会議事録

1 開催日時 平成22年5月24日(月)16時30分～17時30分

2 開催場所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
法曹会館「高砂の間」

3 出席者 評議員 29人(出席者名簿別添)
内訳 本人出席 6人
代理人出席 22人
(他の評議員を代理人とする者 20人)
(理事長の承認を得た者を代理人とする者 2人)
書面による表決 1人

4 付議事項

- 第1号議案 会長による理事及び監事委嘱承認の件
- 第2号議案 平成21年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
- 第3号議案 平成22年度事業計画及び収支予算の件
- 第4号議案 寄附行為一部変更の件

5 議 事

寄附行為第26条第4項の規定により、評議員前田宏が理事長原田明夫から本日の評議員会の議長に指名され着席。

議事に先立ち会長宮原賢次から挨拶があった。

- (1) 第1号議案 会長による理事及び監事委嘱承認の件は、原案通り委嘱することについて全員一致をもって承認可決した。
- (2) 第2号議案 平成21年度事業報告、収支決算及び財産目録の件は、理事長からの諮問に対し、原案について異議なく、また助言すべき事項はない旨、理事長に答申することを全員一致をもって承認可決し、その旨答申した。
- (3) 第3号議案 平成22年度事業計画及び収支予算の件は、理事長からの諮問に対し、原案について異議なく、また助言すべき事項はない旨理事長に答申することを全員一致をもって承認可決し、その旨答申した。
- (4) 第4号議案 寄附行為一部変更の件は、理事長からの諮問に対し、原案について異議なく、また助言すべき事項はない旨理事長に答申することを全員一致をもって承認可決し、その旨答申した。

最後に議長は寄附行為第27条の規定により、下記2名の出席評議員及び理事長を議事録署名人に指名した。

- 1 赤根 智子
- 2 小泉 淑子
- 3 原田 明夫

以上をもって、本日の議事はすべて終了し、議長は議決事項を明らかにするため、議事録を作成し、議事録署名人とともに署名押印する。

平成22年5月24日

議長

前田 宏 

議事録署名人

赤根 智子 

議事録署名人

小泉 淑子 

議事録署名人

原田 明夫  

財団法人国際民商事法センター第26回評議員会出席者

(7位以降、敬称略)

評議員会社

会 社 名	評 議 員			代理人出席者	
	役 職	氏 名	出席・欠席	役 職	氏 名
伊藤忠商事(株)	副会長	渡邊 康平	議長宛委任状		
サントリーホールディングス(株)	会長兼社長	佐治 信忠	代理出席	執行役員法務部長	有竹 一智
(株)商船三井	相談役	鈴木 邦雄	議長宛委任状		
ソニー(株)	法務・コンプライアンス部門長	堀井 啓祐	欠 席		
大成建設(株)	社 友	山本 兵蔵	議長宛委任状		
大和証券ホールディングス(株)	社 長	吉留 真	書面表決		
東京ガス(株)	会 長	鳥原 光憲	議長宛委任状		
日本生命保険(相)	専務執行役員	金森 滋美	議長宛委任状		
野村ホールディングス(株)	会 長	氏家 純一	議長宛委任状		
富士通(株)	相談役	黒川 博昭	欠 席		
丸紅(株)	会 長	勝俣 宣夫	議長宛委任状		
三井住友海上火災保険(株)	常任顧問	植村 裕之	欠 席		
(株)三井住友銀行	名誉顧問	森川 敏雄	議長宛委任状		

個人評議員

現 職	氏 名	出席・欠席
明治大学法科大学院特任教授	青山 善充	議長宛委任状
法務総合研究所国際協力部長	赤根 智子	本人出席
弁護士	石川 正	議長宛委任状
京都大学名誉教授	奥田 昌道	議長宛委任状
最高検察庁検事	小島 吉晴	代理出席
弁護士	小野 昌延	議長宛委任状
弁護士	河内 悠紀	議長宛委任状
弁護士	木村 榮作	議長宛委任状
大阪大学名誉教授	熊谷 信昭	議長宛委任状
弁護士	小泉 淑子	本人出席
駿河台大学総長	竹下 守夫	本人出席
弁護士	土肥 孝治	議長宛委任状
弁護士	長島 安治	議長宛委任状
大阪大学名誉教授	中野貞一郎	議長宛委任状
弁護士	西 迪雄	本人出席
弁護士	前田 宏	本人出席
弁護士	本林 徹	議長宛委任状
日本気候政策センター理事長	森脇 昭夫	議長宛委任状
弁護士	諸石 光熙	本人出席

(代理 北原一夫 総務企画部長)

財団法人国際民商事法センター第二十八回理事会資料

平成22年5月24日(月)
午後4時30分より
於：法曹会館 高砂の間(2階)

付議事項

- | | | |
|-------|-------------------------|-------|
| 第1号議案 | 任期満了に伴う理事及び監事推薦の件 | [資料1] |
| 第2号議案 | 会長・理事長及び事務局長互選の件 | [資料2] |
| 第3号議案 | 任期満了に伴う特別顧問推薦の件 | [資料3] |
| 第4号議案 | 任期満了に伴う評議員推薦の件 | [資料4] |
| 第5号議案 | 任期満了に伴う学術評議員推薦の件 | [資料5] |
| 第6号議案 | 平成21年度事業報告、収支決算及び財産目録の件 | [資料6] |
| 第7号議案 | 平成22年度事業計画及び収支予算の件 | [資料7] |
| 第8号議案 | 寄附行為一部変更の件 | [資料8] |

注：「第6号議案平成21年度事業報告、収支決算及び財産目録の件」については、平成22年4月20日に監事による監査が完了し、適正である旨報告を受けております。

財団法人国際民商事法センター第二十六回評議員会資料

平成22年5月24日(月)
午後4時30分より
於：法曹会館 高砂の間(2階)

付議事項

第1号議案 会長による理事及び監事委嘱承認の件 [資料1]

第2号議案 平成21年度事業報告、収支決算及び財産目録の件 [資料2]

第3号議案 平成22年度事業計画及び収支予算の件 [資料3]

第4号議案 寄附行為一部変更の件 [資料4]

注1：第2号、第3号及び第4号議案は、寄附行為第26条第6項にもとづき、理事長から評議員会への諮問に応じ、評議員会として必要な事項を審議し助言を行うものです。

注2：「第2号議案平成21年度事業報告、収支決算及び財産目録の件」については、平成22年4月20日に監事による監査が完了し、適正である旨報告を受けております。

理 事 会：第 1 号議案 任満了に伴う理事及び監事推薦の件 [資料 1]
 評議員会：第 1 号議案 会長による理事及び監事委嘱承認の件 [資料 1]

(1) 理事候補

新任/再任	氏 名	現 職
再任	天野 定功	KDDI株式会社副会長
再任	磯邊 律男	株式会社博報堂相談役(元国税庁長官)
再任	伊藤 源嗣	株式会社 I H I 相談役
再任	内田 恒二	キヤノン株式会社社長
新任/交代	岡田 不二郎	日本電気株式会社執行役員常務
再任	岡村 正	株式会社東芝相談役
再任	岡山 紀男	住友電気工業株式会社特別顧問
新任/交代	萩田 伍	アサヒビール株式会社会長
新任/交代	小澤 哲	トヨタ自動車株式会社副社長
再任	小貫 芳信	法務総合研究所長
再任	筧 康生	弁護士(第一東京弁護士会所属・元東京高裁部総括判事)
再任	加納 駿亮	弁護士(大阪弁護士会所属・元福岡高検検事長)
再任	川口 富男	弁護士(大阪弁護士会所属・元高松高裁長官)
再任	葛岡 利明	株式会社日立製作所執行役常務
再任	小杉 丈夫	弁護士(東京弁護士会所属・元釧路地方家庭裁判所判事補)
再任	小林 清則	住友商事株式会社嘱託
再任	佐藤 信昭	弁護士(大阪弁護士会所属・元大阪地検検事正)
再任	下妻 博	住友金属工業株式会社会長
再任	庄司 哲也	日本電信電話株式会社取締役総務部門長
再任	佃 和夫	三菱重工業株式会社会長
再任	鼓 紀男	東京電力株式会社副社長

再任	中村 邦夫	パナソニック株式会社会長
新任/交代	二瓶 晴郷	株式会社みずほコーポレート銀行執行役員
再任	萩原 敏孝	株式会社小松製作所相談役
再任	原田 明夫	弁護士(第一東京弁護士会所属)・元検事総長
再任	樋口 公啓	東京海上日動火災保険株式会社相談役
再任	日野 正晴	弁護士(第一東京弁護士会所属・元金融庁長官)
再任	福川 伸次	財団法人機械産業記念事業財団会長(元通産省事務次官)
再任	松木 和道	三菱商事株式会社理事
再任	宮崎 勇	関西電力株式会社顧問
再任	宮原 賢次	住友商事株式会社相談役
再任	宗岡 正二	新日本製鐵株式会社社長
再任	梁井 新一	財団法人台湾協会顧問(元韓国大使)
再任	領木 新一郎	大阪ガス株式会社特別顧問
新任/交代	渡辺 喜宏	株式会社三菱東京UFJ銀行顧問

(2) 監事候補

新任/再任	氏 名	現 職
再任	川原 卓郎	住友商事株式会社常務執行役員
再任	本江 威憲	公証人(銀座公証役場所属・元最高検公判部長)

理事会：第2号議案 会長・理事長及び事務局長互選の件

[資料2]

新任/再任

氏 名

再任 会 長 候 補

宮 原 賢 次

再任 理 事 長 候 補

原 田 明 夫

再任 事 務 局 長 候 補

小 林 清 則

理事会：第3号議案 任期満了に伴う特別顧問推薦の件

[資料3]

特別顧問候補

新任/再任 氏 名

現 職

再任 三 ヶ 月 章

弁護士(第一東京弁護士会所属)

(1) 評議員候補

新任/再任	氏 名	現 職
再任	青山 善充	明治大学法科大学院特任教授
再任	赤根 智子	法務総合研究所国際協力部長
新任/交代	赤松 良夫	伊藤忠商事株式会社専務執行役員
新任/交代	芦田 昭充	株式会社商船三井社長
再任	石川 正	弁護士（大阪弁護士会所属）
再任	植村 裕之	三井住友海上火災保険株式会社常任顧問
再任	氏家 純一	野村ホールディングス株式会社会長
新任/交代	岡本 毅	東京ガス株式会社社長
再任	奥田 昌道	京都大学名誉教授（元最高裁判事）
再任	小野 昌延	弁護士（大阪弁護士会所属）
再任	勝俣 宣夫	丸紅株式会社会長
再任	金森 滋美	日本生命保険相互会社専務執行役員
再任	河内 悠紀	弁護士（第一東京弁護士会所属・元大阪高検検事長）
新任/交代	北原 一夫	法務総合研究所総務企画部長
再任	木村 榮作	弁護士（第一東京弁護士会所属・元大阪高検検事長）
再任	熊谷 信昭	大阪大学名誉教授
再任	小泉 淑子	弁護士（第二東京弁護士会所属）
再任	佐治 信忠	サントリーホールディングス株式会社会長兼社長
再任	竹下 守夫	駿河台大学総長
新任/交代	多田 博是	大成建設株式会社専務役員
再任	土肥 孝治	弁護士（大阪弁護士会所属・元検事総長）
再任	長島 安治	弁護士（第一東京弁護士会所属）

再任	西 迪雄	弁護士（第一東京弁護士会所属）
再任	前田 宏	弁護士（第二東京弁護士会所属・元検事総長）
再任	本林 徹	弁護士（東京弁護士会所属）
再任	森川 敏雄	株式会社三井住友銀行名誉顧問
再任	森脇 昭夫	特定非営利活動法人日本気候政策センター理事長
再任	諸石 光熙	弁護士（第一東京弁護士会所属）
再任	吉留 真	大和証券キャピタル・マーケット株式会社社長

(1) 学術評議員候補

新任/再任	氏 名	現 職
再任	池田 辰夫	大阪大学大学院高等司法研究科教授
再任	生駒 啓	弁護士（大阪弁護士会所属）
再任	奥島 孝康	早稲田大学学事顧問法学部教授
再任	梶谷 玄	弁護士（第一東京弁護士会所属）
再任	柏木 昇	中央大学法科大学院教授
再任	川又 良也	京都大学名誉教授
再任	北川 善太郎	京都大学名誉教授
再任	小島 武司	桐蔭横浜大学法学部長
再任	志村 治美	立命館大学名誉教授
再任	曾野 和明	北海道大学名誉教授
再任	中村 雅臣	弁護士（大阪弁護士会所属）
再任	野村 好弘	明治学院大学教授
再任	原 清	弁護士（大阪弁護士会所属）
再任	星野 英一	東京大学名誉教授
再任	前田 庸	学習院大学名誉教授
再任	柳田 幸男	弁護士（東京弁護士会所属）
再任	矢吹 公敏	弁護士（東京弁護士会所属）
再任	湯浅 道男	愛知学院大学大学院法科学研究科長

平 成 2 1 年 度 事 業 報 告 書
(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

1 役員会の開催

(1) 第二十六回理事会

第二十六回理事会を以下の通り開催した。

日 時： 平成21年5月18日 16:30～17:30

場 所： 法曹会館 高砂の間

出席者： 理事36名

(本人出席7名、代理人出席28名、書面による表決権行使者1名)

理事長原田明夫が議長として議事を進め、以下の議案についてそれぞれ承認可決した。

- 議 案： 第一号議案 評議員推薦の件
第二号議案 任期満了に伴う特別顧問推薦の件
第三号議案 任期満了に伴う学術評議員推薦の件
第四号議案 平成20年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第五号議案 平成21年度事業計画及び収支予算の件

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

1. 小貫 芳信
2. 小杉 丈夫

(2) 第二十四回評議員会

第二十四回評議員会を以下の通り開催した。

日 時： 平成21年5月18日 16:30～17:30

場 所： 法曹会館 高砂の間

出席者： 評議員32名

(本人出席7名、代理人出席25名)

理事長原田明夫から評議員前田宏が議長に指名され、第一号議案及び第二号議案について、理事長からの諮問に対し、異議なく、また助言すべき事項はない旨、理事長に答申することを承認可決し、その旨答申した。

- 議 案： 第一号議案 平成20年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第二号議案 平成21年度事業計画及び収支予算の件

議事録署名人として、以下の評議員2名が指名された。

1. 河内 悠紀
2. 小泉 淑子

今回推薦された役員・特別顧問及び学術評議員に対し、会長宮原賢次は平成21年5月18日付でそれぞれの役職を委嘱した。

(3) 第二十七回理事会 (書面による議決)

平成21年12月15日、理事長原田明夫は第二十七回理事会を招集し、下記の議案について書面による賛否を求め、理事会の会議に代えることとし、平成22年1月13日、議案は過半数の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

議 案： 第一号議案 理事推薦の件
候補者 庄司哲也 日本電信電話株式会社取締役総務部門長

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

1. 小杉 丈夫
2. 小貫 芳信

(4) 第二十五回評議員会 (書面による議決)

平成22年1月18日、理事長原田明夫は第二十五回評議員会を招集し、下記の議案について評議員会の承認を求め、本評議員会の議長に前田宏評議員を指名した。前田宏議長は下記議案について書面による賛否を求め、評議員会の会議に代えることとし、平成22年2月1日、過半数の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

議 案： 庄司哲也 日本電信電話株式会社取締役総務部門長に対する理事委嘱承認の件

議事録署名人として、以下の評議員2名が指名された。

1. 小島 吉晴
2. 小泉 淑子

2 法整備支援受託事業

(1) ベトナム法整備支援研修 (ベトナム研修)

①第31回ベトナム(不動産登記制度に関する理論と実務)研修

期 間： 平成21年8月17日～8月21日(5日間)

場 所： JICA東京国際センター及び法務総合研究所(東京)

研修内容： 本研修は、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として

行われ、①ベトナム司法省が起案した不動産登記法草案及び担保取引登録法草案について、ベトナム現地に派遣されている長期専門家及び同プロジェクトにおいて民事関連法令起草を支援する国内支援グループとして設置されている「ベトナム民法共同研究会」委員と研修員との間で集中協議を実施し、同委員らからの助言指導によってその内容を改善すること、②両法案についてベトナム側で争点となっている事項につき、対応する日本の制度とその運用を比較研究の対象とし、有用な点を草案に取り込むこと、及び③起草作業の直接的な責任部署である司法省担保取引登録局の担当職員のみならず、両法案の成立に影響力を有する国会事務局の担当職員らをも参加させることにより、両法の重要論点につき関係機関・省庁間におけるコンセンサスの形成を促すことを主要な目的とする。

研修員：7名

ヴ・デュック・ロン	NRAST局長
ファム・チ・テュック	国会事務局法律局副局長
ド・トゥ・トゥイ	NRAST副局長
ハー・フォン・ラン	国際協力局副局長
ゴ・ティ・キム・トゥ	民事経済法局シニア専門官
グエン・ティ・トゥ・ハン	NRAST財産取引登録課次長
グエン・ヴィエット・フォン	NRAST専門官

②第32回ベトナム(刑事訴訟法の理論と実務に関する比較的考察)研修

期 間： 平成21年11月30日～12月11日（12日間）

場 所： 法務総合研究所（東京）及びJICA東京国際センター

研修内容： 本研修は、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として行われ、研修員が、日本の刑事訴訟法の訴訟構造、日本の検察制度などについて専門家から講義を受け、刑事法廷を傍聴することなどによって、当事者主義的訴訟構造を持つ日本の刑事司法活動の実情等を学ぶとともに、今後のベトナム刑事司法制度の展望についての発表を行い、これに関して専門家と集中協議をし、問題点の抽出、改善策の検討を行い、刑事訴訟法等の改正を含めたベトナム刑事司法制度改革を後押しすることが主な目的である。

研修員：10名

グエン・ミン・ドゥク	最高人民検察院犯罪統計局長
グエン・マイン・ホゥン	最高人民検察院判決執行監督部長
チュウ・ヴィエト・ハイン	ラオ・カイ省人民検察院検事正
グエン・ティン・ハオ	最高人民検察院刑事事件訴追・裁判監督部副部長
グエン・ホウイ・ティエン	最高人民検察院ハノイ控訴部副部長

グエン・フォン・ドン	バクザン省人民検察院次席検事
ディン・スアン・ナム	最高人民検察院ハノイ検察訓練校副校長
グエン・ヴァン・ミン	最高人民検察院人事部人事管理課長
トン・ミン・トゥエン	最高人民検察院検事
マイ・テー・パイ	最高人民検察院検事

③第33回ベトナム(民事判決執行の実務研究)研修

期 間： 平成21年12月21日～12月25日（5日間）
 場 所： JICA大阪国際センター及び法務総合研究所(大阪)他
 研修内容： 本研修は、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として行われ、ベトナム側から新しく成立した民事判決執行法を適切に運用する上で、日本の民事執行の実情を学びたいと要望してきたため、法務総合研究所国際協力部がJICAと協力して本研修を行うこととなったものである。本研修は、研修員が実務家からの講義及び大阪地方裁判所執行センターの見学によって、日本における民事執行の実情を学ぶとともに、ベトナムにおける民事執行実務の問題点について発表し、これに関して大学教授等と集中協議をして改善策の検討を行い、新しく成立した民事判決執行法を適切に運用していくための方策を見出すことが主な目的である。

研修員：10名

グエン・ティン・トゥイ	MOJ民事判決執行総局副総局長
チャン・ミン・フォン	MOJ民事判決執行総局人事課副課長兼上級法律専門家
レー・トゥアン・ソン	MOJ民事判決執行総局法律専門家
グエン・ティ・ヴィエト・アイン	財務省法務局総務課副課長
ダオ・ティ・ホン・ミン	内務省組織人事局副局長
グエン・コン・ロン	国会事務局司法部副部長
レー・コン・フック	MOJビンズオン省民事判決執行局局長
チャン・ヴァン・トゥ	MOJゲアン省民事判決執行局局長
チャン・ヴァン・ムオイ	MOJバリア・ブントウ省民事判決執行局局長
レー・バー・ソン	MOJトウアティエンフェ省民事判決執行局局長

④第34回ベトナム(行政訴訟法)研修

期 間： 平成22年2月24日～3月5日（10日間）
 場 所： 法務総合研究所(東京)他
 研修内容： 本研修は、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として行われ、ベトナム行政訴訟法起草担当者を中心とする研修員を日本に招き、日本の行政訴訟の理論及び実務について情報提供を行うとともに

に、ベトナム側の行政訴訟法草案についての意見交換を行うことにより、同法案の改善に役立てるために実施したものである。

研修員：10名

チャン・ヴァン・トゥ	最高人民裁判所 (SPC) 副長官
ゴ・ホン・フック	SPC裁判理論研究所所長
グエン・スアン・クオイ	SPC控訴裁判所判事
フィン・サン	カインホア省人民裁判所所長
チャン・ヴァン・チャウ	ベンチエー省人民裁判所所長
タ・クオク・フン	ハノイ市人民裁判所副所長
フィン・ゴック・アイン	ホーチミン市人民裁判所副所長
チュ・ティン・クアン	SPC裁判理論研究所刑事行政課課長
マイ・アイン・タイ	SPC秘書課法律専門官
ブイ・ヴァン・ティン	SPC国際協力部法律専門官

(2) ベトナム法制度整備

ベトナムに対しては法整備支援プロジェクト・フェーズ1 (平成8年12月～平成11年12月)、フェーズ2 (平成11年12月～平成15年3月)、フェーズ3 (平成15年7月～平成19年3月) が実施されてきたが、その後をうけた国際協力機構とベトナム司法省他のベトナム法・司法制度改革支援4ヶ年プロジェクトは平成19年4月からスタートし平成22年度が最終年度となっている。

プロジェクトの主要内容

「法の運用体制の強化」、「法曹等の能力強化・人材育成」のための支援に重点を置き、パイロット地区を指定し、同地区において、司法機関（裁判所、検察庁、弁護士会）及び司法補助機関（戸籍、不動産登記、公証に関係する機関）の能力の改善に向けた取組を行う。起草支援としては、平成19年11月の国会にて決定された立法スケジュールを踏まえ、不動産登記法、担保取引登録法、行政訴訟法の制定、民事訴訟法・刑事訴訟法の改正支援が予定されている。

当年度は民法共同研究会（委員長 森脇昭夫日本気候政策センター理事長 委員10名）が研究会を7回開催し、裁判実務改善研究会（委員長 村上敬一同志社大学大学院教授 委員4名）が6回の研究会を開催した。また日本側の研究会の協力のもとに、長期派遣専門家の現地活動が継続実施された。

当財団は本プロジェクトの運営会議や、各研修会、ワーキンググループの事務局業務を担当している。

(3) カンボジア法制度整備支援研修 (カンボジア研修)

①平成21年度カンボジア研修 (供託)

期 間： 平成21年9月9日～9月17日（9日間）

場 所： 法務総合研究所（東京）

研修内容： カンボジアにおいては、当初、弁済供託及び裁判上の寄託が手続的には同一であることを考慮し、民事訴訟法及び民法の施行にあたっては、近い将来「供託法」が立法されることを前提として立法作業が進められてきた。しかしながら、両法案立案の最終段階において、民法が制定を予定している供託法については、立案・制定・施行の早期実現が極めて困難になったため、2008年末より、裁判上の寄託手続のみを定めた裁判寄託省令の起草を先行して開始した。

本研修においては、民法や裁判寄託省令の起草に関わった日本側民法部会及び民事訴訟法部会委員による講義や質疑応答、法務省民事局による日本の法務省と法務局の組織関係等についての講義、東京法務局見学等を通じ、供託制度についての研修員の理解を深めることを目的としている。また、カンボジアでは、従前、立法作業の際の人材不足等から、ややもすると外国の支援機関主導による立法が行われてきたところであるが、本研修では、事前にカンボジアが草案を準備し、そのプレゼンテーションを行うとともに、民法・民事訴訟法部会委員の助言の下、草案の検討を行うという、キャパシティビルディングの目的にかなった内容となっており、これによりカンボジア側研修員の能力向上を期するものである。

研修員：8名

カオ・ルット	司法省次官補
チュオン・テッチ	司法省次席監査官
ティット・ルッティ	司法省付判事
トーイ・タリット	司法省民事局長
ソー・ブムラ	司法省検察局長
キー・チット	司法省監察官
ソッチ・ソバナラ	司法省監察官
パン・チャンリー	司法省総務局長代理

②第6回カンボジア法曹養成研修（模擬記録作成）

期 間： 平成21年10月5日～10月16日（12日間）

場 所： 法務総合研究所国際協力部（大阪）及びJICA大阪国際センター

研修内容： カンボジア王立裁判官・検察官養成校では、平成19年以降、毎年12月に生徒らによる民事模擬裁判が行われている。模擬裁判の指導・講評役は、カンボジア側の教官候補生が担当するのが適切であるが、民事訴訟についての十分な知識や経験がなければ、適切な指導を行うことができない。そこで、昨年10月の第4回法曹養成支援研修では、2期教官候補生を対象に指導能力向上のための研修を行ったところ、2期教官候補生は昨年12月の模擬裁判において優れた指導を行い、

上記研修の高い効果が確かめられた。

今回の第6回法曹養成支援研修も、本年12月の養成校での模擬裁判の指導役・講評役を務める予定の3期教官候補生を対象に、指導能力の向上のための研修を行うものである。具体的には、日本の民事裁判実務の見学を行うとともに、本年12月の養成校での模擬裁判に用いる事案を基に実際に模擬裁判を行う予定である。これにより、日本の民事訴訟手続を実際に見て参考にしてもらうとともに、模擬裁判の事案を深く理解し、また日本側からの指導・講評を後日の自らの指導・講評に役立ててもらえるといえる。なお、本研修では、執行・保全に関する初歩的な講義を集中的に行うこととしている。

研修員：6名

ジェー・モリン	プノンペン市裁判所
ピ・マレン	プノンペン市裁判所
ソー・リナー	シアヌークビル州裁判所
ンゴン・ブティ	コンボンチャム州裁判所
タラン・パネ	バタンバン州裁判所
ケー・ソチエ	クラチエ州裁判所

③第7回カンボジア法曹養成支援研修

期 間： 平成21年11月11日～11月18日（8日間）

場 所： 法務総合研究所国際協力部（大阪）及びJICA大阪国際センター

研修内容： 民事訴訟法の草案が作成された後、裁判官が新しい手続に従って民事訴訟を進めることを助けるため、民事訴訟第一審手続マニュアルが作成された。これは日本側とカンボジア側の共同作業的手法により作成されたものであり、まず、日本側から日本の同種教材を基にした講義を行い、それを受けたカンボジア側担当者が起案し、マニュアルの完成版としたものである。しかし、内容を見ると、正確でない箇所や分かり難い箇所等が少なくなく、いずれ改訂が必要であることが指摘されてきた。

また、カンボジア王国立裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトにおいては、上記マニュアルに付随する模擬記録が作成され、カンボジア側からの好評を得た。そこで、上記マニュアルに模擬記録の該当箇所を引用すれば、両教材の結びつきが強まり、これらを用いての学習の効果が高まるといえる。このように、民事訴訟第一審手続マニュアルは、養成校の教材の中で最重要とであり、改訂の必要性は高まってきていたものである。

そこで、このたび、養成校の教官候補生6名を日本に呼び、集中的に上記マニュアルの再検討及び改訂作業を行うことは、上記マニュアルの内容の改善とともに、上記教官候補生の教官としてのスキルアップ

と教材作成ノウハウの習得という効果も期待できる。

研修員：7名

ンゴン・ロタナー	ブルサット州裁判所判事
コン・ダラチャート	コンボンチュナン州裁判所判事
モン・モニソピア	ブレイベン州裁判所判事
キム・メイン	バタンバン州裁判所判事
フート・ヒエン	カンダル州裁判所判事
チア・ソッヒエン	プノンペン市裁判所判事
ヘン・ソックナー	タケオ州裁判所判事

(4) カンボジア法制度整備

平成15年3月に民法・民訴法案を引渡し、国会の審議を経て民事訴訟法は平成18年7月に公布・施行（適用は平成19年7月）、民法は平成19年12月に成立・公布（適用期日は未定）された。

引き続き平成20年度より下記2つのプロジェクトが開始されている。

法制度整備支援プロジェクト・フェーズ3（平成20年度4月～平成24年3月）

- ・民法・民事訴訟法関連附属法令等の起草立法化支援
- ・民法・民事訴訟法運用のための諸活動支援

当年度は民法作業部会（委員長 森脇昭夫日本気候政策センター理事長 委員15名）を5回及び民事訴訟法作業部会（委員長 竹下守夫駿河台大学総長 委員12名）を3回実施した。また民法作業部会のサブ部会としてカンボジア不動産登記実務アドバイザーグループ（委員等8名）が発足し、3回会合が行われた。

裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト・フェーズ2（平成20年4月～平成24年3月）

- ・教材作成・教官養成等の支援
- ・継続教育への支援

当年度は法曹養成共同研究会（山口浩司司法研修所教官他 委員8名）を2回実施した。

上記のほか、JICA-Netを使用した遠隔セミナーを1回実施した。

当財団はベトナムと同様本事業の事務局業務を担当している。

(5) 中央アジア法整備支援研修(中央アジア4カ国研修)

第2回中央アジア比較法制研究セミナー

期 間： 平成21年12月9日～12月18日(10日間)

場 所： 法務総合研究所国際協力部(大阪)及びJICA大阪国際センター

研修内容： 前年度に引き続き、中央アジア4カ国(カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン)の裁判所及び企業、担保、債権者・株主の保護又は倒産を監督する関係省庁等より12名を招き研修を実施した。グローバル化する世界経済においては、国際標準に対応したコーポレートガバナンスが求められていることから、本研修では、対象4カ国の企業法制に関する専門家の間で、各国の会社法制、担保法制、倒産法制等の制度についての比較研究を実施し、共通する問題点を探り、その改善策を検討することを目指した。併せて、大阪地方裁判所、及び日常的に担保設定業務を行っている金融機関として三井住友銀行大阪本店の訪問を実施した。

研修員：12名

(カザフスタン)

アクパーノヴァ アジャーラ エステクバエヴァ

司法省法務部次長

イェルカーソヴァ クラライ コペーノヴァ

産業貿易商法分析専門家

マウレンクロフ イェルラン ジェニスベコヴィッチ

南カザフスタン特別広域経済裁判所裁判官

(キルギス)

カチクィナリエヴァ ディナーラ

チュイ州広域裁判所裁判官

カザコフ ポルスンベック クムシュベコヴィッチ

国有資産管理委員会監査法務部副部長

タシベコフ タラントベック ヌルラーノヴィッチ

国有資産管理委員会倒産部法律課パシヤリスト

(タジキスタン)

エシュボエフ ジャロリッディン ホルブタエヴィッチ

大統領執行機関法務部パシヤリスト

ミルマフスーモフ イスモイルベック ムルドベコヴィッチ

ドゥシェンベ市経済裁判所裁判官

スルトーノフ カドリッディン ルシャノヴィッチ

司法省立法局チーフスペシャリスト

(ウズベキスタン)

カシーモフ ムザファール アブドゥムタリエヴィッチ

国家財産委員会条約法律局チーフパシヤリスト

クルボノフ ラムズベック マナトカリモヴィッチ

タシュケント市経済裁判所裁判官

ラヒーモフ アブドゥッロ アブラロヴィッチ

タシュケント州経済裁判所裁判官

(6) インドネシア研修(法廷と連携した和解・調停実施)

期 間： 平成21年11月2日～11月13日(12日間)

場 所： 法務総合研究所国際協力部(大阪)、JICA大阪国際センター

研修内容： インドネシアに対しては、2002年1月及び2003年1月に同国法制度の基礎的な調査が実施され、2002年から2006年7月まで合計5回の日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーと題する本邦研修を実施した。引き続き2007年3月より2年間「和解・調停

制度強化支援プロジェクト」が実施されたが、今年度はそのフォローアップとして「法廷と連携した和解・調停実施」というテーマで本邦研修が実施されることになった。

- 研修の目的：①インドネシア側から、裁判所における和解・調停制度の運用・広報・人材養成状況及び今後の方針全般に関して情報提供を受け、日本側と問題点の抽出・認識の共有を図る。
- ②インドネシアの裁判所における和解・調停制度の運用・広報・人材養成促進・改善に際して必要と考えられる実践的知見を日本側が提供する。
- ③上記①で抽出した問題点及び上記②で提供した知見に基づき、インドネシア側の裁判所における和解・調停制度関連活動の具体的改善の方向性を検討する。
- ④インドネシアの和解・調停制度を中心とした司法制度の問題点・今後の望ましい在り方等について両者の認識共有を図る。

研修員：12名

アチャ・ソンジャヤ	最高裁判所民事部長
タクディル・ラフマディ	最高裁判所判事
モハマト・ジョコ	西ジャカルタ地方裁判所長
グスリザル	ボゴール地方裁判所長
アブドゥル・ホリック	チラチャップ宗教裁判所長
ディア・スラストゥリ・デウィ	西ジャカルタ地方裁判所判事
アブドゥラ	最高裁司法研修所研修教材開発部
アフマド・ザワウィ	北ジャカルタ宗教裁判所判事
ベッティーナ・ヤーヤ	最高裁司法研修所教官
スリ・マムジ	IICT (調停人認証機関) 代表
アーマド・ファーミ・シャハブ	PMN (調停人認証機関) 代表
タヒール・ムサルットフィ・ヤジッド	弁護士

(7) インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト

インドネシア司法関係者に対する本邦研修は平成14年度からスタートし、諸法律やその運用制度全般について日本との比較を軸にセミナーを実施、2年間の実施内容をもとに、インドネシアにおいて今後改善が最も望まれている分野として「公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営」を基調テーマとして、平成16年度から3カ年計画でセミナーを行い民事紛争解決制度の効率化に向けて政策提言書が作成された。それに基づきJICA事前評価調査団が派遣され、「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」が平成19年3月から2年間の予定で実施され平成21年3月で一応終了したが、当年度はそのフォローアップとしてアドバイザリーグループ会合を4回実施した。

インドネシア和解・調停制度強化支援アドバイザリーグループ（草野芳郎学習院大

(8) 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト(中国研修)

第4回中国研修(民事訴訟法)

期 間： 平成21年11月4日～11月13日(10日間)

場 所： 法務総合研究所(東京・大阪)、JICA東京国際センター

研修内容： 本研修は「中国の民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト」の一環として両法律の改正及び中国権利侵害責任法の制定を支援するため、その関係者を日本へ招へいして実施したものである。本研修は今回で4回目であり、今回は人事訴訟・家事審判などとともに、訴訟の各手続における当事者主義・職権主義・手続保障の表れを整理することに加えて不法行為法についても中国側の理解を深め、中国に対してより適正で国際的標準に沿った改正民事訴訟法案、同仲裁法案及び権利侵害責任法案の起草に資する情報や助言を提供することを目的として、大学教授や法曹関係者による講義・意見交換・裁判所への訪問等を行った。

研修員：11名

屈 紀華	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室副主任
羅 東川	最高人民法院研究室副主任
段 京連	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室調研員
李 文閣	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室調研員
趙 振宏	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会研究室調研員
嚴 冬峰	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会法規備案審查室副処長
庄 曉泳	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室幹部
孫 娜娜	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室幹部
陳 強	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会弁公室幹部
許 燦	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室幹部
王 歷磊	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会立法計画室幹部

(9) 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト

中国の全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会からの要請に応じて平成19年11月から平成22年10月までの予定で中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトが実施されている。

内容としては、公正かつ効率的で充実した審理に基づく迅速な民事紛争解決制度が整備され、民事紛争の適正・円滑な解決が促進されることに重点を置いた「民事訴訟法・仲裁法改善支援」を実施している。これに加え、中国側からの要請により中国の「権利侵害責任法」立法への助言を効果的に行うことを目的として中国権利侵害責任法研究会が発足した。

中国民事訴訟法・仲裁法改善研究会
委員長 上原敏夫 一橋大学大学院教授
委 員 14人
平成21年度は研究会を2回開催。

中国権利侵害責任法研究会
委員長 上原敏夫 一橋大学大学院教授
委 員 9人
平成21年度は研究会を3回開催。

(10) 第2回東ティモール研修(法案作成能力の向上)

期 間： 平成21年7月27日～8月7日(12日間)
場 所： 法務総合研究所(東京)及びJICA東京国際センター
研修内容： 本研修は「逃亡犯罪人引渡法」、「違法薬物取引取締法」の起草を題材とし、これらの法律に相当するわが国の逃亡犯罪人引渡法及び麻薬特例法の概要について学ぶとともに、特に、国際条約の国内法化の側面を有するこれらの法律の起草に際して留意すべき点などについて講義及び意見交換等を通じて習得し、その結果を参考資料として纏めるとともに、起草作業に際して必要な立法局部内の規範を制定するための基礎知識を得ることを目的として行われた。

研修員：2名

マルセリーナ・ティルマン・ダ・シルヴァ 司法省国家司法法制諮問・立法局局长
ヴァスコ・ソアレス 司法省国家司法法制諮問・立法局立法政策部長

(11) ネパール民法改正支援アドバイザーグループ

ネパール国別研修(民法及び関連法セミナー)を中心として実施されるネパール民法改正支援を効果的に推進するためにネパール民法改正支援アドバイザーグループが設置された。

ネパール国別研修「民法及び関連法セミナー」に係るアドバイザーグループ
委員長 松尾 弘 慶應義塾大学大学院教授
委 員 4名
平成21年度は13回会合を開催。

3 その他法整備支援事業

(1) 日韓パートナーシップ研修

第11回日韓パートナーシップ研修

メインテーマ 不動産登記制度、商業登記制度、供託制度及び民事執行制度をめぐる実務上の諸問題

韓国大法院・各級法院及び日本法務省・法務局と裁判所の不動産及び商業登記制度関係者によるパートナーシップ研修は当年度第11回を迎え、個別テーマについて内容の深い研究が行われ、この研究の成果は両国関係機関にとり極めて貴重な資料となっている。当財団は本研修の日本側共催者として旅費、会議費他の費用支援を行い、研修員と財団他関係者の交流の場を設ける等の協力を行っている。

日本セッション 平成21年6月15日～6月25日東京

韓国チーム5名が来日、日本チーム5名と共に法務総合研究所(東京)浦安センター等において研修、6月23日総括発表として韓国研修員による発表会開催。

韓国セッション 平成21年10月19日～10月29日ソウル

日本チーム5名が訪韓、韓国チーム5名と共に大法院施設において研修、帰国後10月29日帰国報告会を実施。

4 シンポジウム等運営事業

(1) 日中民商事法セミナー

本セミナーは当財団の重要事業の一つとして平成8年の財団設立以来、日本(東京・大阪)と中国(北京)で交互に開催し、時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し講演を行ってもらう方式をとっており、今年度は日本側より要請し中国の「権利侵害責任法」と「中国独占禁止法」をテーマとして取り上げた。

今回は日本での8回目の開催となり、中国側の主催者である国家发展改革委員会の杜鷹副主任をお迎えし、また講師として全人代常務委員会法制工作委员会より石宏民法室副処長及び商務部より反壟断局尚明局長にお出でいただき、中国政府それぞれの立場から二つのテーマにつき現状と今後の課題などをご紹介いただいた。何れも日本企業の中国での事業展開にとって重要な法律であり、有意義な最新情報をお聞きすることができた。

第14回日中民商事法セミナー(東京)

日時: 平成21年9月15日(火)

場所: 日本貿易振興機構(JETRO)5階展示場

主催: 日本側 当財団、法務総合研究所、日本貿易振興機構
中国側 国家发展改革委員会

開会挨拶： 宮原賢次 財団法人国際民商事法センター会長
杜 鷹 国家発展改革委員会副主任
小貫芳信 法務総合研究所長・当財団理事
中富道隆 日本貿易振興機構 (JETRO) 副理事長
牛建国 中国大使館公使参事官

総合司会： 小杉丈夫 松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事
中国側司会：李国華 国家発展改革委員会外事司巡視員

講演Ⅰ： 演題：中国の「権利侵害責任法」について
講師：石 宏 全人代常務委員会法制工作委员会民法室副処長
講演Ⅰに関する日本側コメント
コメンテーター：沖野眞巳 一橋大学大学院法学研究科教授

講演Ⅱ： 演題：「中国独占禁止法」適用の現状と課題
講師：尚 明 商務部反壟断局局長
講演Ⅱに関する日本側コメント
コメンテーター：栗田 誠 千葉大学大学院専門法務研究科教授

挨拶： 李国華 国家発展改革委員会外事司巡視員
総括： 小杉丈夫 松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事

第14回日中民商事法セミナー（大阪）

日時： 平成21年9月16日（水）

場所： 法務総合研究所国際会議室 大阪中之島合同庁舎2階

開会挨拶： 原田明夫 財団法人国際民商事法センター理事長
杜 鷹 国家発展改革委員会副主任
赤根智子 法務総合研究所国際協力部長・当財団評議員
土屋敬三 日本貿易振興機構 (JETRO) 大阪本部長

総合司会： 横山幸俊 法務総合研究所国際協力部教官
中国側司会：任 瓏 国家発展改革委員会法規司司長

講演Ⅰ： 演題：中国の「権利侵害責任法」について
講師：石 宏 全人代常務委員会法制工作委员会民法室副処長
講演Ⅰに関する日本側コメント
コメンテーター：松尾 弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

講演Ⅱ： 演題：「中国独占禁止法」適用の現状と課題
講師：尚 明 商務部反壟断局局長

講演Ⅱに関する日本側コメント

コメンテーター：栗田 誠 千葉大学大学院専門法務研究科教授

挨拶： 任 瓚 国家発展改革委員会法規司司長

総括： 石川 正 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士・当財団評議員

(2) 国際民商事法講演会（国際私法・国際民事訴訟法講演会）

法務総合研究所が招聘した中国の国際私法・国際民事訴訟法の専門家による講演会を東京にて共催し、会員企業をはじめ多数の参加を得て充実した講演会とすることができた。

開催趣旨：中国は1990年代以降、積極的な改革開放政策を推し進めて、2001年12月に世界貿易機関(WTO)に加盟するなど市場経済への移行を着実に進め、日本との関係においても主要な貿易相手国になっており、中国経済の動向が日本を含む国際市場にとって直接的かつ大規模な影響をもたらすようになっている。

現在、中国では、WTO加盟の条件として要求される市場経済に適合する法制度の整備を急いでおり、国際私法改正の準備も進めている。国際私法は、国際的な要素が含まれる私法法律関係に関する準拠法(適用法)を定める法律であるが、中国の国際私法(現行の民法通則の一部等)については、従前から条文の不備など多くの問題点が指摘されており、また、国際民事訴訟法は、国際的な要素が含まれる私法法律関係に関する国際裁判管轄等を定める法律であるところ、中国の国際民事訴訟法(現行の民事訴訟法の一部)についても、条文の不備などの問題点が見受けられる。

一方、我が国においては、2006年に「法の適用に関する通則法」(国際私法)が制定され、また現在、国際裁判管轄法制(国際民事訴訟法)の制定作業が進められている。

上記の状況において、中国国際私法・国際民事訴訟法を日本法と比較して共同研究することは、中国のみならず日本、ひいては世界にとっても望ましいことと考えられる。

そこで、今回、中国国際私法・国際民事訴訟法の専門家であり、日本への留学経験も有する清華大学法学院教授李旺氏を講演者とし、中国国際私法・国際民事訴訟法の改正課題や日中両国の国際私法・国際民事訴訟法の異同について紹介いただき、日本側の研究者、実務家との討論を通して今後の中国国際私法・国際民事訴訟法の改正の在り方、さらには日本法の在り方をも展望することを目的として、本講演会を開催することにしたものである。

本講演会は、我が国の法曹関係者、研究者、企業法務関係者等、多方面にわたり国際私法、国際民事訴訟法等に関心をお持ちの方々に大変参考になるものとする。

国際私法・国際民事訴訟法講演会

日 時： 平成22年2月22日(月)

場 所： 法務省大会議室(東京都千代田区霞が関1-1-1)

テ ー マ： 「中国国際私法・国際民事訴訟法の現状と課題 ～日本法と比較して～」

開会挨拶： 小貫芳信 法務総合研究所長・当財団理事

小杉丈夫 松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事

総合司会： 横山幸俊 法務総合研究所国際協力部教官

講 演： 演題：中国国際私法・国際民事訴訟法の現状と課題

講師：李 旺 清華大学法学院教授

日本側コメント1(国際私法)

コメンテーター：櫻田嘉章 京都大学名誉教授、甲南大学法科大学院教授

日本側コメント2(国際民事訴訟法)

コメンテーター：山本和彦 一橋大学大学院法学研究科教授

パネルディスカッション・会場質疑

司会(兼パネリスト)：小杉丈夫弁護士

パネリスト：李旺教授、櫻田嘉章教授、山本和彦教授、

小出邦夫 東京高等裁判所判事・前法務省民事局参事官

総 括： 小杉丈夫 松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事

閉会挨拶： 原田明夫 財団法人国際民商事法センター理事長

講演者プロフィール：

李 旺氏 清華大学法学院教授

略 歴： 中国政法大学大学院等を経て日本へ留学し、京都大学大学院等において日本法を研究。その後、中国北京市で弁護士(律師)登録した上、大江橋法律事務所での勤務等を経た後、現在、清華大学法学院で教授として主に中国国際私法・国際民事訴訟法を研究・教育。

(3) 他団体との共催事業

①2009年度「国際民商事法金沢セミナー」

石川国際民商事法センター及び法務総合研究所の共催による下記セミナーを後援

開催趣旨： 経済成長の著しい東アジア・東南アジアの国々からビジネスローヤーを招き、わが国の企業がこれらの地域において事業展開を行う場合における法務上の留意点をテーマとして企業経営者等を対象とした標記セミナーを開催したもの。

主 催： 石川国際民商事法センター・法務省法務総合研究所

日 時： 平成22年3月16日(火)13:30～16:30

場 所： 北國新聞社 赤羽ホール1階

テ ー マ： 「アジアにおける事業展開に伴う法務上の留意点」

開会挨拶： 高澤 基 石川国際民商事法センター会長
本江威恵 財団法人国際民商事法センター監事(石川民商事法センター顧問)

講演Ⅰ： 「中国における外国企業の事業展開をめぐる法律上の問題点」
方 新 上海・大成律師事務所弁護士

講演Ⅱ： 「韓国の外国人投資制度と関連法律」
景洙謹 ソウル・イン・アンド・イン法務法人弁護士

講演Ⅲ： 「外国中小企業のタイにおける事業展開について留意すべき法務上の問題点」
ピサワット・スコンタパン バンコク・タマサット大学ロースクール教授

講演Ⅳ： 「ベトナムにおけるビジネス環境」
ディエップ・ティ・ホアイ・ナム ハノイ・YKVN法律事務所弁護士

会場質疑応答

閉会の挨拶

②ローエイシア第22回ホーチミン大会

日 時： 平成21年11月9日～12日

会 場： ベトナムホーチミン市レックスホテル

当財団出席者： 原田明夫理事長(日本ローエイシア友好協会会長)
小杉丈夫理事(日本ローエイシア友好協会副会長)
小林清則事務局長

期間中、財団としてローエイシア大会参加者とハノイ在法整備支援長期専門家との交流、ホーチミン在日本企業関係者との懇談会をアレンジするなど催しに協力した。

③第11回法整備支援連絡会

日 時： 平成22年1月22日11:00～18:00

会 場： (大阪) 法務総合研究所国際協力部国際会議室
(東京) 法務総合研究所3階共用会議室(TV会議システム)

主 催： 法務省法務総合研究所、独立行政法人国際協力機構

テ ー マ： 「法整備支援に必要な人材育成と多国間協力」

出 席 者： 法整備支援に関与している関係機関、関係者

5 調査研究事業

(1) アジア・太平洋諸国法制度調査

当財団は法務総合研究所と共同で平成8年度から委託研究としてアジア・太平洋諸国法制度調査研究事業を実施している。平成21年度よりは「監査制度」をテーマとしてアジア・太平洋監査制度研究会を平成24年3月までの3ヶ年計画として立ち上げた。本年度は初年度であり対象国関係者よりのヒアリングを中心に研究会を実施した。

名 称	アジア・太平洋監査制度研究会		
主 催	法務総合研究所国際協力部、当財団		
期 間	平成21年4月～平成24年3月(3年プロジェクト)		
研究対象国・地域	中国、香港、韓国、ベトナム		
座 長	近藤 光男	神戸大学大学院法学研究科教授	
委 員	片木 晴彦	広島大学大学院法務研究科教授・弁護士	
	川口 恭弘	同志社大学大学院司法研究科教授	
	北村 雅史	京都大学大学院法学研究科教授	
	中東 正文	名古屋大学大学院法学研究科教授	
	池田 裕彦	弁護士法人大江橋法律事務所弁護士	
	井上 浩一	あずさ監査法人代表社員・公認会計士	
	森川 茂	住友商事(株)関西ブロック総括部法務チーム長	
	赤根 智子	法務総合研究所国際協力部長	
	杉山 典子	法務総合研究所国際協力部教官	

平成21年度における研究会開催 場所は法務総合研究所国際協力部セミナー室

第1回研究会	平成21年7月22日
第2回研究会	平成21年9月25日
第3回研究会	平成21年11月25日
第4回研究会	平成22年2月23日

(2) 海外現地調査

本年度は特段の活動はなかった。

(3) 資料収集配布等

平成18年度～20年度のアジア株主代表訴訟研究会の研究と平成21年3月開催の「アジア株主代表訴訟シンポジウム～アジアにおける株主代表訴訟制度の実情と株主保護～」の成果をとりまとめ「アジアにおける株主代表訴訟制度の実情と株主保護」として当財団監修、株主代表訴訟研究会編集により商事法務より出版し会員に配布した。

6 広報事業

(1) 機関誌「ICCLC」発行

第30号 平成21年7月発行

平成20年度事業報告、平成21年度事業計画
2008年度「国際民商事法金沢セミナー」

第31号 平成22年1月発行

第14回日中民商事法セミナー特集

(2) パンフレット作成・ホームページの内容修正

当財団パンフレットの改訂版を作成し、ホームページの内容修正を行った。

収 支 計 算 書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター
(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異
I 収入の部			
1基本財産運用収入	200,000	129,156	70,844
2会費収入	29,300,000	27,200,000	2,100,000
3法整備支援受託事業収入	64,500,000	67,334,136	△ 2,834,136
4雑収入	100,000	28,541	71,459
当期収入合計(A)	94,100,000	94,691,833	△ 591,833
前期繰越収支差額	29,914,426	29,914,426	0
収入合計(B)	124,014,426	124,606,259	△ 591,833
II 支出の部			
1事業費			
法整備支援受託事業費	64,500,000	65,374,937	△ 874,937
その他法整備支援事業費	1,500,000	1,393,152	106,848
シンポジウム等運営事業費	10,000,000	8,725,469	1,274,531
調査研究事業費	1,800,000	1,413,265	386,735
広報事業費	2,000,000	1,469,790	530,210
事業費計	79,800,000	78,376,613	1,423,387
2管理費			
会議費	500,000	450,250	49,750
事務管理費	3,900,000	4,246,502	△ 346,502
賃借料	6,100,000	6,009,696	90,304
人件費	4,500,000	3,875,456	624,544
管理費計	15,000,000	14,581,904	418,096
3固定資産関係費	500,000	119,800	380,200
4予備費	500,000	0	500,000
当期支出合計(C)	95,800,000	93,078,317	2,721,683
当期収支差額(A)-(C)	△ 1,700,000	1,613,516	△ 3,313,516
次期繰越収支差額(B)-(C)	28,214,426	31,527,942	△ 3,313,516

収支計算書対する注記

1. 資金の範囲には現金預金、有価証券、未収金、仮払金、未払金及び預り金を含めている。
 なお、前期末及び当期末残高は下記に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳(単位:円)

(科 目)	(前期末残高)	(当期末残高)
現金預金	8,297,471	18,793,594
有価証券	10,503,294	10,535,314
未収金	12,951,621	3,518,610
仮払金	<u>13,440</u>	<u>10,080</u>
合 計	31,765,826	32,857,598
未払金	1,808,430	1,329,656
預り金	<u>42,970</u>	<u>0</u>
合 計	1,851,400	1,329,656
次期繰越収支差額	<u><u>29,914,426</u></u>	<u><u>31,527,942</u></u>

収支計算書内訳(参考)

予算:平成21年度予算 決算:平成21年度決算

(単位:千円)

I 収入の部																																	
1基本財産運用収入	(予算)50,000×0.40%(定期預金)=200 (決算)50,000×0.258%(定期預金)=129																																
2会費収入 (年会費1口200千円)	<table><tr><td></td><td>予 算</td><td>決 算</td></tr><tr><td>理事・評議員会社</td><td>18,200(42社、91口)</td><td>16,400(40社、82口)</td></tr><tr><td>一般会社</td><td>13,500(63社、67.5口)</td><td>10,800(50社、54口)</td></tr><tr><td>計</td><td>31,700(105社、158.5口)</td><td>27,200(90社、136口)</td></tr></table>				予 算	決 算	理事・評議員会社	18,200(42社、91口)	16,400(40社、82口)	一般会社	13,500(63社、67.5口)	10,800(50社、54口)	計	31,700(105社、158.5口)	27,200(90社、136口)																		
	予 算	決 算																															
理事・評議員会社	18,200(42社、91口)	16,400(40社、82口)																															
一般会社	13,500(63社、67.5口)	10,800(50社、54口)																															
計	31,700(105社、158.5口)	27,200(90社、136口)																															
3法整備支援受託事業収入	<table><tr><td></td><td>予 算</td><td>決 算</td></tr><tr><td>ベトナム研修</td><td>4,500</td><td>5,609</td></tr><tr><td>カンボジア研修</td><td>3,000</td><td>3,340</td></tr><tr><td>インドネシア研修</td><td>2,000</td><td>1,846</td></tr><tr><td>中国研修</td><td>1,500</td><td>1,841</td></tr><tr><td>中央アジアセミナー</td><td>2,000</td><td>1,729</td></tr><tr><td>東ティモール研修</td><td>1,000</td><td>930</td></tr><tr><td>ネパールセミナー</td><td>1,500</td><td>0</td></tr><tr><td>部会運営管理業務</td><td>49,000</td><td>52,039</td></tr><tr><td>計</td><td>64,500</td><td>67,334</td></tr></table>				予 算	決 算	ベトナム研修	4,500	5,609	カンボジア研修	3,000	3,340	インドネシア研修	2,000	1,846	中国研修	1,500	1,841	中央アジアセミナー	2,000	1,729	東ティモール研修	1,000	930	ネパールセミナー	1,500	0	部会運営管理業務	49,000	52,039	計	64,500	67,334
	予 算	決 算																															
ベトナム研修	4,500	5,609																															
カンボジア研修	3,000	3,340																															
インドネシア研修	2,000	1,846																															
中国研修	1,500	1,841																															
中央アジアセミナー	2,000	1,729																															
東ティモール研修	1,000	930																															
ネパールセミナー	1,500	0																															
部会運営管理業務	49,000	52,039																															
計	64,500	67,334																															
4雑収入	<table><tr><td></td><td>予 算</td><td>決 算</td></tr><tr><td></td><td>100</td><td>29</td></tr></table>				予 算	決 算		100	29																								
	予 算	決 算																															
	100	29																															
II 支出の部																																	
1事業費	予 算 決 算																																
法整備支援受託事業費	<table><tr><td>ベトナム研修</td><td>4,500</td><td>5,083</td></tr><tr><td>カンボジア研修</td><td>3,000</td><td>2,623</td></tr><tr><td>インドネシア研修</td><td>2,000</td><td>1,797</td></tr><tr><td>中国研修</td><td>1,500</td><td>1,835</td></tr><tr><td>中央アジアセミナー</td><td>2,000</td><td>1,735</td></tr><tr><td>東ティモール研修</td><td>1,000</td><td>558</td></tr><tr><td>ネパールセミナー</td><td>1,500</td><td>0</td></tr><tr><td>部会運営管理業務</td><td>49,000</td><td>51,743</td></tr><tr><td>計</td><td>64,500</td><td>65,374</td></tr></table>			ベトナム研修	4,500	5,083	カンボジア研修	3,000	2,623	インドネシア研修	2,000	1,797	中国研修	1,500	1,835	中央アジアセミナー	2,000	1,735	東ティモール研修	1,000	558	ネパールセミナー	1,500	0	部会運営管理業務	49,000	51,743	計	64,500	65,374			
ベトナム研修	4,500	5,083																															
カンボジア研修	3,000	2,623																															
インドネシア研修	2,000	1,797																															
中国研修	1,500	1,835																															
中央アジアセミナー	2,000	1,735																															
東ティモール研修	1,000	558																															
ネパールセミナー	1,500	0																															
部会運営管理業務	49,000	51,743																															
計	64,500	65,374																															
その他法整備支援事業費	<table><tr><td>日韓パートナーシップ研修</td><td>1,500</td><td>1,393</td></tr><tr><td>計</td><td>1,500</td><td>1,393</td></tr></table>			日韓パートナーシップ研修	1,500	1,393	計	1,500	1,393																								
日韓パートナーシップ研修	1,500	1,393																															
計	1,500	1,393																															
シンポジウム等運営事業費	<table><tr><td>日中民商事法セミナー</td><td>8,000</td><td>7,487</td></tr><tr><td>国際民商事法講演会</td><td>500</td><td>133</td></tr><tr><td>アジア太平洋諸国法制度シンポジウム</td><td>1,000</td><td>0</td></tr><tr><td>他団体との共催事業</td><td>500</td><td>1,105</td></tr><tr><td>計</td><td>10,000</td><td>8,725</td></tr></table>			日中民商事法セミナー	8,000	7,487	国際民商事法講演会	500	133	アジア太平洋諸国法制度シンポジウム	1,000	0	他団体との共催事業	500	1,105	計	10,000	8,725															
日中民商事法セミナー	8,000	7,487																															
国際民商事法講演会	500	133																															
アジア太平洋諸国法制度シンポジウム	1,000	0																															
他団体との共催事業	500	1,105																															
計	10,000	8,725																															
調査研究事業費	<table><tr><td>アジア太平洋諸国法制度調査研究</td><td>1,000</td><td>493</td></tr><tr><td>海外現地調査</td><td>300</td><td>0</td></tr><tr><td>資料収集配布等</td><td>500</td><td>920</td></tr><tr><td>計</td><td>1,800</td><td>1,413</td></tr></table>			アジア太平洋諸国法制度調査研究	1,000	493	海外現地調査	300	0	資料収集配布等	500	920	計	1,800	1,413																		
アジア太平洋諸国法制度調査研究	1,000	493																															
海外現地調査	300	0																															
資料収集配布等	500	920																															
計	1,800	1,413																															
広報事業費	<table><tr><td>機関誌、NEWS LETTER発行</td><td>1,000</td><td>737</td></tr><tr><td>ホームページ経常費用/メンテナンス/パンフレット更新</td><td>1,000</td><td>732</td></tr><tr><td>計</td><td>2,000</td><td>1,469</td></tr></table>			機関誌、NEWS LETTER発行	1,000	737	ホームページ経常費用/メンテナンス/パンフレット更新	1,000	732	計	2,000	1,469																					
機関誌、NEWS LETTER発行	1,000	737																															
ホームページ経常費用/メンテナンス/パンフレット更新	1,000	732																															
計	2,000	1,469																															
事業費計	79,800	78,376																															

		予 算	決 算
2管理費 会議費	理事会、評議員会他役員会	300	389
	その他会議、会合費	200	61
	計	500	450
事務管理費	旅費交通費	1,000	699
	通信運搬費	600	486
	備品消耗品費	200	228
	水道光熱費	200	179
	OA機器リース料	700	643
	租税公課	400	804
	その他諸経費	800	1,208
	計	3,900	4,247
事務所賃借料	家賃	4,500	4,507
	共益費	1,600	1,502
	計	6,100	6,009
人件費(業務委託料)	事務職一人及び大阪事務所協力員一人	4,500	3,875
		4,500	3,875
管理費計		15,000	14,581
3固定資産関係費	間仕切、内装、パソコン等	500	120
	計	500	120
4予備費		500	0
	計	500	0

正味財産増減計算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター

(単位:円)

科 目	金 額		
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用収入	129,156		
② 会費収入	27,200,000		
③ 法整備支援受託事業収入	67,334,136		
④ 雑収入(受取利息)	28,541		
合 計		94,691,833	94,691,833
(2) 経常費用			
① 事業費			
法整備支援受託事業費	65,374,937		
その他法整備支援事業費	1,393,152		
シンポジウム等運営事業費	8,725,469		
調査研究事業費	1,413,265		
広報事業費	1,469,790		
		78,376,613	
② 管理費			
会議費	450,250		
事務管理費	4,246,502		
賃借料	6,009,696		
人件費	3,875,456		
減価償却費	323,850		
合 計		14,905,754	93,282,367
当期正味財産増加額			1,409,466
前期繰越正味財産額			84,584,105
期末正味財産合計額			85,993,571

貸借対照表

平成22年3月31日現在

財団法人 国際民商事法センター

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
(1)現金	96,619		
(2)銀行預金	18,696,975		
(3)有価証券	10,535,314		
(4)仮払金	10,080		
(5)未収金	3,518,610		
流動資産合計		32,857,598	
2 固定資産			
基本財産			
定期預金	42,500,000		
投資有価証券	7,500,000		
基本財産合計	50,000,000		
その他の固定資産			
(1)建物付属設備	944,005		
減価償却累計額	△ 739,898		
(2)器具備品	3,418,583		
減価償却累計額	△ 2,945,453		
(3)電話加入権	301,392		
(4)差入保証金	3,487,000		
その他の固定資産合計	4,465,629		
固定資産合計		54,465,629	
資産合計			87,323,227
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	1,329,656		
流動負債合計		1,329,656	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			1,329,656
III 正味財産の部			
正味財産			85,993,571
(うち基本金)			(50,000,000)
(うち当期正味財産増加額)			(1,409,466)
負債及び正味財産合計			87,323,227

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 其他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は正味財産増減額として処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産

定率法

なお主な耐用年数はつぎのとおりであります。

建物付属設備 15年

器具備品 4～15年

(3) リース取引の処理方法

リース物権の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

2. 基本財産の増減及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりであります。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	42,500,000	—	—	42,500,000
投資有価証券	7,500,000	—	—	7,500,000
合 計	50,000,000	—	—	50,000,000

3. 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりであります。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
定期預金	42,500,000	(42,500,000)	—	—
投資有価証券	7,500,000	(7,500,000)	—	—
合 計	50,000,000	(50,000,000)	—	—

財 産 目 録

平成22年3月31日現在

財団法人 国際民商事法センター
(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金 現金手許有高	96,619		
普通預金 三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店	17,324,575		
みずほ銀行 丸の内中央支店	251,206		
三井住友銀行 日比谷通支店	166,118		
三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店	168,414		
住友信託銀行 東京営業部	786,662		
有価証券中国ファンド大和証券	270,688		
有価証券MMF大和証券	10,264,626		
未収受託事業収入 国際協力機構	3,518,610		
仮払金	10,080		
流動資産合計		32,857,598	
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金 三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店	10,000,000		
みずほ銀行 丸の内中央支店	10,000,000		
三井住友銀行 日比谷通支店	7,500,000		
三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店	7,500,000		
住友信託銀行 東京営業部	7,500,000		
有価証券中国ファンド大和証券	7,500,000		
基本財産合計	50,000,000		
(2) その他の固定資産			
建物付属設備	944,005		
減価償却累計額	△ 739,898		
器具備品	3,418,583		
減価償却累計額	△ 2,945,453		
電話加入権	301,392		
差入保証金	3,487,000		
その他の固定資産合計	4,465,629		
固定資産合計		54,465,629	
資産合計			87,323,227
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金 人件費・委託費等	1,329,656		
流動負債合計		1,329,656	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			1,329,656
正味財産			85,993,571

監 査 報 告 書

財団法人国際民商事法センター
理事長 原田 明夫 殿

平成22年4月20日

財団法人国際民商事法センター

監事 本江 威憲



同 川原 卓郎



私たちは、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第14期会計年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 理事より財産の状況について報告を聴取し、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 理事会及びその他の会議に出席し、理事から業務状況について報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認める。

以 上

平成22年度事業計画書
(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

1 法整備支援受託事業

国際協力機構は、海外技術協力無償援助の一環として、主としてアジア諸国を対象に法整備支援及び法曹人材の育成支援のため、各国より立法担当者や政府関係者を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施している他、現地へ専門家を派遣したり、法律草案作成、法曹養成教育機関への協力等の支援プロジェクトを拡大している。

当財団は、この国際協力機構による民商事分野の支援事業を平成12年度より随意契約で受託し、法務総合研究所他関係先と協力し実施してきた。平成20年度よりは共同研究会・作業部会等の運営管理業務については公示・応募によるプロポーザル方式に変更され、当財団ではこれに応募し受託業者として選定され、平成20年度、21年度委託業務を実施した。平成22年度～24年度については一般競争入札となり、当財団はこれに参加し所定の手続きを経て平成22～23年度の業務委託契約を締結した。なお、個々の本邦研修については従来どおり随意契約となる見込み。

国際協力機構からの受託事業収入は、平成14年には83百万円に達したが、その後はカンボジアの民法、民事訴訟法草案作成がほぼ完了し一段落したこと、ベトナム研修等一般研修の縮小等により受託総額はやや減少し、また平成17年度からのウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトが平成19年度上半期にて終了し、一方新たに平成19年度からインドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト及び中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトが加わり、ここ数年は同規模の受託総額となっている。

平成22年度はベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトが4年目を迎え、カンボジアは法制度整備支援プロジェクトフェーズ3及び裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2もそれぞれ3年目として継続される。また、新たにラオス、モンゴルに対するプロジェクトも開始される予定。

この受託事業については、事業内容の一層の充実を計り成果を上げるため、当財団としても引き続き独自に人的、資金的支援を加えていく。

国際協力機構受託事業収入/費用の推移 (平成21年度まで実績)

	受託事業収入	受託事業支出	(千円)
平成12年度	45,433	53,832	
平成13年度	65,060	71,622	
平成14年度	82,968	83,446	

平成15年度	56,814	57,063
平成16年度	56,484	58,038
平成17年度	58,543	62,242
平成18年度	52,268	54,838
平成19年度	51,762	52,021
平成20年度	55,494	54,348
平成21年度	67,334	65,374
平成22年度(予算)	64,000	62,000

(1) ベトナム法整備支援研修(ベトナム研修)

平成19年度より実施されているベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として「法の運用体制の強化」、「法曹等の能力強化・人材育成」を目的としてベトナム司法省、最高人民検察院、最高人民裁判所を対象に本邦研修を実施する予定。

第35回ベトナム法整備支援研修(司法省)

平成22年9月(東京2週間) 研修員 10人

第36回ベトナム法整備支援研修(最高人民検察院)

平成22年12月(東京2週間) 研修員 10人

第37回ベトナム法整備支援研修(最高人民裁判所)

平成23年2月(東京2週間) 研修員 10人

(2) ベトナム法制度整備

平成19年4月から平成23年3月までの4年間の予定で新たにベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトが実施されている。

ここでは、「法の運用体制の強化」、「法曹等の能力強化・人材育成」のための支援に重点を置き、パイロット地区を指定し、同地区において、司法機関(裁判所、検察庁、弁護士会)及び司法補助機関(戸籍、不動産登記、公証に関係する機関)の能力の改善に向けた取組みを行うことが予定され、起草支援としては、不動産登記法、担保取引登録法、行政訴訟法の制定、民事訴訟法・刑事訴訟法の改正支援が予定されている。

(i) ベトナム民法共同研究会(東京)

委員長 森脇昭夫 日本気候政策センター理事長

委員 10人

研究会 6回

(d) 裁判実務改善研究会（大阪）

（平成18年度までの判決標準化共同研究会が改組されたもの）

委員長 村上敬一 同志社大学大学院教授・弁護士

委員 3人

研究会 6回

その他研究会については現在未定。

(3) カンボジア法整備支援研修（カンボジア研修）

民事訴訟法は平成18年7月に成立・公布（適用は平成19年7月から）、民法は平成19年12月に成立・公布（適用期日は未定）されたが、両法の適用・普及に向けて引き続き日本側が支援協力を行う。

平成22年度カンボジア法整備支援研修（司法省立法支援・不動産登記法）

平成23年2月（東京2週間） 研修員 12人

第8回カンボジア法曹養成支援研修（王立裁判官・検察官養成校）

（日本側実施主体：カンボジア法曹養成共同研究会）

平成22年11月（大阪2週間） 研修員10人

(4) カンボジア法制度整備

1) カンボジア法制度整備支援プロジェクト（民法・民事訴訟法草案作成支援）は、平成11年3月よりフェーズ1が開始され、日本側の支援組織として民法作業部会、民事訴訟法作業部会が設けられ、その結果、平成15年3月までに両草案が完成しカンボジア側に引き渡された。平成16年4月より平成20年3月までフェーズ2として民法・民事訴訟法の立法化支援及び関連法令起草支援等を実施、その結果民事訴訟法は平成18年7月に成立・公布（適用は平成19年7月から）、民法は平成19年12月に成立・公布（適用期日は未定）された。

平成20年4月よりは4年間の予定でフェーズ3が開始され民法・民事訴訟法関連附属法令等の起草立法化支援及び民法・民事訴訟法適用のための諸活動支援が行われている。

当年度も従来からの下記部会が継続される。

(i) 民法作業部会（東京）

委員長 森脇昭夫 日本気候政策センター理事長

委員 15人

作業部会 4回

(d) 民事訴訟法作業部会（東京）

委員長 竹下守夫駿河台大学総長

委員 12人

作業部会 4回

- 2) 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトは王立司法学院内の王立裁判官・検察官養成校における民事裁判を支援すべく平成17年11月から開始され平成20年3月でフェーズ1が終了した。平成20年4月よりは4年間の予定でフェーズ2として教材作成、教官養成等の支援及び継続教育への支援が実施される。

カンボジア法曹養成アドバイザーグループ（大阪）

委員 6人

参与委員 2人

アドバイザーグループ会合 3回

当財団は引き続き各作業部会の事務局を担当し、この運営業務に万全を期すため、各部会の資料作成整理・翻訳、現地専門家及び各委員との円滑な情報連絡、議事録の作成等、専門性を要する業務について従来より実績のある研究員を継続起用して取り進める。

(5) 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト研修（中国研修）

中国の全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会からの要請に応じて平成19年11月から平成22年10月までの予定で中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトが実施されている。

平成22年度には、下記本邦研修が予定されている。

第5回中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト本邦研修

（日本側実施主体：中国民事訴訟法・仲裁法プロジェクト研究会）

平成22年10月（東京2週間）

研修員 全人代法制工作委员会民法室、最高人民法院など10名

また、中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトとは別に国際私法に関する本邦研修が予定されている。

中国国際私法本邦研修

平成22年7月（東京2週間）

研修員 10名

(6) 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト

上記中国研修の項に記載の通り、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会からの要請で平成19年11月から平成22年10月までの予定で実施されているプロジェクトで、中国において公正かつ効率的で充実した審理に基づく迅速な民事紛争解決制度が整備され、民事紛争の適正・円滑な解決が促進されることを目指したものである。

中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト研究会

委員長 上原敏夫 明治大学法科大学院教授

委員 13人

研究会 2回

(7) 中央アジア比較法制研究セミナー

ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクト（平成17年11月～平成19年9月）が倒産法注釈書作成の完成をもって終了した。この後を受けて中央アジア向けの次期プロジェクトが検討されている。

今年度は、一昨年度・昨年度に続き中央アジア諸国が市場経済化にふさわしい法制度を独自で整備し、その解釈・運用が適切に行われるようにするため、中央アジア諸国の立法担当者等を対象に、中央アジア諸国の企業法制についての運用状況や法的問題点を明らかにし、現地の法曹関係者への普及を目的とした中央アジア比較法制研究セミナーが実施される。

第3回中央アジア比較法制研究セミナー

平成22年12月（大阪2週間）研修員12名

参加国（予定）：カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン

(8) 東ティモール立法能力強化研修

平成21年度より開始されたプロジェクトで司法省職員に対し、政策立案及び起草に関する知識・ノウハウの習得など立法能力の強化を目的とする本邦研修が実施される。

東ティモール立法能力強化研修

平成22年11月（大阪/東京2週間）研修員数名

(9) ネパール民法改正支援

ネパール政府より民法改正支援に関する要請があり、2009年度より3ヶ年国別研修「民法及び関連法セミナー」として本邦研修が実施されることになった。

第2回「ネパール民法及び関連法セミナー」
平成22年7月～8月（東京2週間）
研修員10～15名

本件の国内での支援組織として、ネパール国別研修「民法及び関連法セミナー」に係るアドバイザーグループが結成されている。

（民法改正支援）アドバイザーグループ
委員長 松尾 弘 慶應義塾大学法科大学院教授
委員 4人
グループ会合 8回

(10) ラオス法律人材育成強化プロジェクト

ラオス法理論の構築と法理論に基づく司法・立法実務上の問題分析を通じ、同国法学教育及び法務・司法関係機関の人材・組織強化を支援するプロジェクトが新たに実施される。

(11) モンゴル調停制度強化プロジェクト

新たなプロジェクトとして開始される予定。

2 その他法関連事業

当財団は、国際協力機構のODA関係の事業とは別に法務総合研究所と共催による日韓パートナーシップ研修を実施している。

(1) 日韓パートナーシップ研修

韓国とは、経済、文化他全般にわたり、従来に増して緊密な関係が進展すると期待されており、法務省及び当財団は、平成11年度より法務省・法務局と裁判所の職員、韓国の大法院（最高裁）・各級法院に勤務する登記及び執行関係職員との間で所掌業務に関する諸問題について相互に研究検討するパートナーシップ研修を継続的に実施しており、年々内容も充実し成果を上げてきている。当年度も従来のテーマを継続するが、今後の方向としては登記制度以外の民事行政制度への拡大、また大法院ルートを通じて両国にとって有効な新規プロジェクトを検討していきたい。

第12回日韓パートナーシップ研修

メインテーマ 不動産登記制度、商業登記制度、戸籍・供託制度をめぐる実務上の諸問題

韓国セッション 平成22年6月14日～6月24日 高陽(韓国)
日本チーム5名が訪韓、韓国チーム5名と共に大法院公務員教育
院(高揚)において研修。

日本セッション 平成22年10月18日～10月28日 東京
韓国チーム5名及び韓国法院の教授、教官が来日、日本チーム5
名と共に法務総合研究所(東京)において研修。

3 シンポジウム等運営事業

(1) 日中民商事法セミナー

当財団は中国国家発展改革委員会を中国側の相手方として他関係機関の協力も得て
中国との法律交流事業を取り進めており、当年度は第15回日中民商事法セミナー
を中国(北京)で開催する。

第15回日中民商事法セミナー

時期・場所： 平成22年10月 北京

テ ー マ： 未定(中国側にて検討中)

主催 日本： 当財団、法務総合研究所

中国： 国家発展改革委員会

日本側講師： テーマに関する専門家講師2～3名派遣

本セミナーでは日中の開催地側(今年度は中国側)より時機に応じたテーマを取り上
げて相手国の専門家を招聘し講演を行ってもらう方式をとっており、今年度は中国
側より要望が出されることになっている。

日中民商事法セミナーは、当財団設立以来継続してきた重要プロジェクトであり、
日中双方の民商事法分野での専門家の交流を通じ、広く企業等実務家にも有意義で
あるとの評価を受けており、この内容の一層の充実を計るとともに、ますます国家
発展改革委員会との友好関係を深め、将来に向け新たな協力事業も検討したい。

(2) 国際民商事法講演会

特定国について関心の高いテーマを選び、当該国の専門家による講演会を機会ある
毎に開催しており、平成13年度はインドネシア裁判外の紛争解決、平成14年度
はフィリピン裁判制度、平成15年度は韓国知財訴訟(特許法院)、平成16年度は
日中の知的財産法制度、平成20年度は「中国民事訴訟法」、そして平成21年度は
「中国国際私法・国際民事訴訟法」をテーマとして実施した。

当年度も法務総合研究所他関係諸機関の協力も得て、開催を検討したい。

(3) アジア太平洋諸国法制度シンポジウム(アジア・太平洋監査制度セミナー)

平成21年度より実施しているアジア・太平洋監査制度研究会の中間段階での成果発表の場として研究対象地域である中国、香港、韓国及びベトナムから専門家を招へいし公開セミナーを開催する。

日時： 平成22年8月30日(月)14:00～17:50

場所： 大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室

主催： 法務省法務総合研究所、財団法人国際民商事法センター

後援： 独立行政法人国際貿易振興機構(JETRO)(予定)

(4) 他団体との共催事業

アジア諸国の法制度整備に関係している諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、その成果を上げるべく、当財団としても積極的に協力する。又、法務省が主催する法整備支援連絡会及びその関連プロジェクトにも参加、協力していきたい。

・ローエイシアシンポジウムへの協賛参加

・法整備支援連絡会(平成23年1月)

・石川国際民商事法センター主催シンポジウム(平成23年2～3月)の後援

4 調査研究事業

(1) アジア太平洋諸国法制度調査研究

当財団は調査研究事業として、アジア太平洋諸国の法制度について関西の学者、実務家に依頼し、研究会を続けてきている。第1期破産法・担保法、第2期ADR、第3期知的財産権、第4期国際会社法、第5期株主代表訴訟を実施してきたが、平成21年度より3年の予定で、国際会社法に関連したテーマとして「監査制度」について研究事業を実施している。

アジア・太平洋監査制度研究会

主 催： 法務総合研究所国際協力部、当財団

期 間： 平成21年度より3年間

対象国・地域： 中国・香港・韓国・ベトナム
研究会： 座長 近藤光男神戸大学教授
研究会委員： 9名

当年度は定期的研究会開催及び上記対象国・地域への海外現地調査等を中心に実施する予定。

(2) 海外現地調査

当財団関係者が法整備支援対象国に出張し、当該国の法制度の実態を調査すると共に、支援の内容、方法などについて現地の関係者の要望を聴取し、意見交換を行う。また、これを機会に、法整備支援研修で来日した研修員のフォローも行う。

(3) 資料収集配布等

市場経済に移行しつつある国々を中心として、研修や調査訪問などの機会に当該国の諸法規や、その関連資料の入手に努め、これを広く便宜に供するもの。又、前記アジア太平洋諸国法制度調査研究事業の成果出版物を当財団会員に配布するための費用を含む(今年度は予定なし)。

5 広報事業

(1) 機関誌「ICCLC」発行

平成22年7月発行

平成21年度事業報告、平成22年度事業計画を掲載
2009年度「国際民商事法金沢セミナー」

平成22年12月発行

第15回日中民商事法セミナー特集を予定

(2) "ICCLC NEWS LETTER"発行

年間2回発行。機関誌でカバーできない財団の活動状況や、各国民商事法関連の情報を掲載する。

(3) パンフレット作成・ホームページの維持

当財団パンフレットの改訂、ホームページのメンテナンス等を行う。

収 支 予 算 書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター
(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算	差異
I 収入の部			
1基本財産運用収入	130	200	△ 70
2会費収入	26,200	29,300	△ 3,100
3法整備支援受託事業収入	64,000	64,500	△ 500
4雑収入	30	100	△ 70
当期収入合計(A)	90,360	94,100	△ 3,740
前期繰越収支差額	31,528	29,914	1,614
収入合計(B)	121,888	124,014	△ 2,126
II 支出の部			
1事業費			
法整備支援受託事業費	62,000	64,500	△ 2,500
その他法整備支援事業費	1,500	1,500	0
シンポジウム等運営事業費	11,000	10,000	1,000
調査研究事業費	5,000	1,800	3,200
広報事業費	1,500	2,000	△ 500
事業費計	81,000	79,800	1,200
2管理費			
会議費	500	500	0
事務管理費	3,900	3,900	0
賃借料	6,100	6,100	0
人件費	4,500	4,500	0
管理費計	15,000	15,000	0
3固定資産関係費	500	500	0
4予備費	500	500	0
当期支出合計(C)	97,000	95,800	1,200
当期収支差額(A)-(C)	△ 6,640	△ 1,700	△ 4,940
次期繰越収支差額(B)-(C)	24,888	28,214	△ 3,326

- ・借入金限度額なし(借入の予定がないため、限度額を定めていない)
- ・債務負担額なし(借入の予定がないため、負担額はない)

収支予算書内訳(参考)

H22:平成22年度予算 H21:平成21年度予算

(単位:千円)

I 収入の部			
1基本財産運用収入	(H21) 50,000×0.40%(定期預金)=200 (H22) 50,000×0.26%(定期預金)=130		
2会費収入 (年会費1口200千円)		H22	H21
	理事・評議員会社	15,600(37社、78口)	16,400(40社、82口)
	一般会社	10,600(49社、53口)	10,800(50社、54口)
	計	26,200(86社、131口)	27,200(90社、136口)
3法整備支援受託事業収入		H22	H21
	ベトナム研修	4,500	4,500
	カンボジア研修	3,000	3,000
	インドネシア研修	0	2,000
	中国研修	4,000	1,500
	ラオス研修	1,500	0
	中央アジアセミナー	2,000	2,000
	東ティモール研修	1,500	1,000
	ネパール研修	1,500	1,500
	部会運営管理業務	46,000	49,000
	計	64,000	64,500
4雑収入		H22	H21
		30	100
II 支出の部			
1事業費		H22	H21
法整備支援受託事業費	ベトナム研修	4,500	4,500
	カンボジア研修	3,000	3,000
	インドネシア研修	0	2,000
	中国研修	4,000	1,500
	ラオス研修	1,500	0
	中央アジアセミナー	2,000	2,000
	東ティモール研修	1,500	1,000
	ネパール研修	1,500	1,500
	部会運営管理業務	44,000	49,000
	計	62,000	64,500
その他法整備支援事業費	日韓パートナーシップ研修	1,500	1,500
	計	1,500	1,500
シンポジウム等運営事業費	日中民商事法セミナー	8,000	8,000
	国際民商事法講演会	500	500
	アジア太平洋諸国法制度シンポジウム	2,000	1,000
	他団体との共催事業	500	500
	計	11,000	10,000
調査研究事業費	アジア太平洋諸国法制度調査研究	4,500	1,000
	海外現地調査	300	300
	資料収集配布等	200	500
	計	5,000	1,800
広報事業費	機関誌、NEWS LETTER発行	750	1,000
	ホームページ経常費用/メンテナンス/パンフレット更新	750	1,000
	計	1,500	2,000
事業費計		81,000	79,800

		H22	H21
2管理費 会議費	理事会、評議員会他役員会	300	300
	その他会議、会合費	200	200
	計	500	500
事務管理費	旅費交通費	1,000	1,000
	通信運搬費	600	600
	備品消耗品費	200	200
	水道光熱費	200	200
	OA機器リース料	700	700
	租税公課	400	400
	その他諸経費	800	800
	計	3,900	3,900
事務所賃借料	家賃	4,500	4,500
	共益費	1,600	1,600
	計	6,100	6,100
人件費(業務委託料)	事務職一人及び大阪事務所協力員一人	4,500	4,500
		4,500	4,500
管理費計		15,000	15,000
3固定資産関係費	間仕切、内装、パソコン等	500	500
	計	500	500
4予備費		500	500
	計	500	500

寄附行為一部変更の件

当財団の理事及評議員の定数については、設立時の寄附行為にてそれぞれ理事は 25 名以上 50 名以内、評議員は 25 名以上と定められていた。その後平成 9 年 5 月の第 3 回理事会において、理事及び評議員ともに 35 名以上 40 名以内と変更され、平成 18 年 5 月の第 21 回理事会において理事及び評議員ともに 30 名以上 40 名以内と変更された。

これは平成 9 年 12 月の公益法人等の指導監督等に関する閣僚会議幹事会による「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」に基づき理事、評議員の定数の幅と人数を定めてきたものである。

然るに当財団の理事及び評議員は会員企業を代表する者も多く、企業は経済環境等により当財団への入脱会を余儀なくされる場合があり、評議員については現状の 30 名以上 40 名以内の定数とすることで評議員会の運営に支障をきたすことが懸念される事態となっている。よって評議員については定数を 25 名以上 35 名以内と変更する。

なお、理事については現状の 30 名以上 40 名以内とする。

寄附行為変更案

(役員)

第 14 条 この財団法人に、次の役員を置く。

- 1 理 事 30 名以上 40 名以内 (うち、会長 1 名、理事長 1 名及び事務局長 1 名)
- 2 評議員 25 名以上 35 名以内
- 3 監 事 2 名

現寄附行為

(役員)

第 14 条 この財団法人に、次の役員を置く。

- 1 理 事 30 名以上 40 名以内 (うち、会長 1 名、理事長 1 名及び事務局長 1 名)
- 2 評議員 30 名以上 40 名以内
- 3 監 事 2 名

1979
1979

1979
1979

1979
1979

1979
1979
1979
1979

1979
1979
1979
1979

1979
1979
1979
1979

1979
1979
1979
1979
1979

1979
1979
1979

1979
1979
1979

1979
1979
1979

1979
1979
1979

1979
1979
1979
1979
1979

1979
1979
1979
1979
1979

1979
1979
1979
1979
1979

1979
1979
1979
1979
1979

1979
1979

1979
1979

1979
1979

1979
1979

1979
1979

1979
1979

1979
1979

1979
1979

1979
1979

1979
1979

1979
1979

1979
1979

1979
1979

＜第 二 部＞

2009年度「国際民商事法金沢セミナー」



セミナー会場風景

本号の第二部として当財団が後援しているセミナーを取り上げました。
石川国際民商事法センター主催で、当財団及び法務総合研究所が後援する2009年度「国際民商事法金沢セミナー」が平成22年3月16日に行われました。

これは北國新聞社及び石川国際民商事法センターの主催により東アジア・東南アジア地域におけるビジネス法関連の情報交換と同地域におけるビジネス法・経済法分野での法制度整備支援のニーズ及びドナー間連携の可能性についての意見交換及び情報交換を行うことを目的に、同地域等から専門家を招へいするなどして実施しているものです。

平成21年度は3月16日(火)金沢市北國新聞社において中国、韓国、タイ及びベトナムから民事法関連の専門家を招へいして「アジアにおける事業展開に伴う法務上の留意点」をテーマに実施されました。本号ではこの講演録をお届けします。

2009年度国際民商事法金沢セミナー

「アジアにおける事業展開に伴う法務上の留意点」

講演Ⅰ 中国における外国企業の事業展開をめぐる法律上の諸問題

大成法律事務所パートナー弁護士 方 新

講演Ⅱ 韓国の外国人投資制度と関連法律

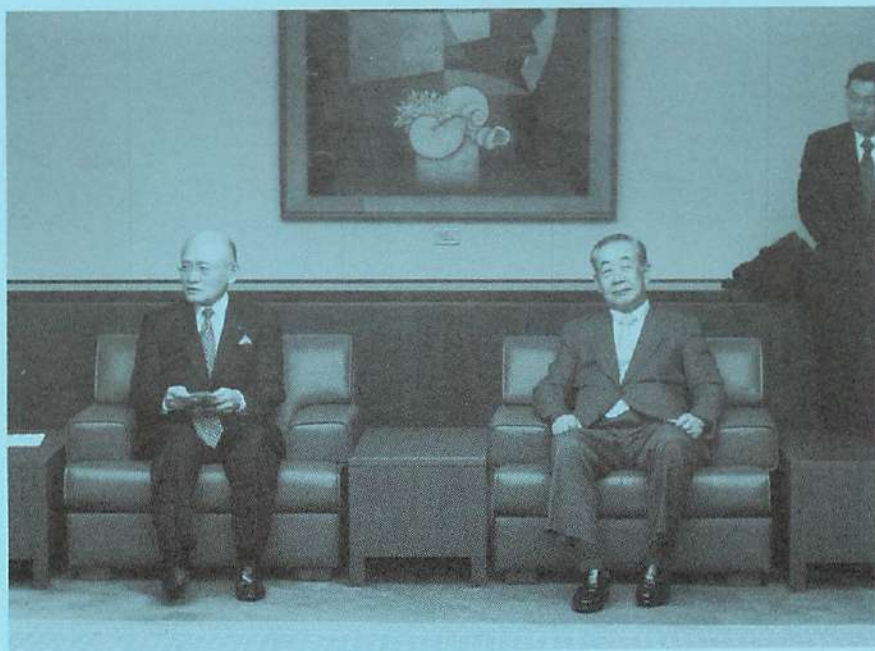
法務法人インエンイン弁護士 景洙謹

講演Ⅲ 外国中小企業のタイにおける事業展開について留意すべき法務上の問題点

タイ・バンコク・タマサット大学ロースクール教授 ピサワット・スコンタパン

講演Ⅳ ベトナムにおけるビジネス環境

ハノイYKVN法律事務所弁護士 ディエップ・ホアイ・ナム



高澤 石川国際民商事法センター会長

本江 国際民商事法センター監事

<開会挨拶>

石川国際民商事法センター会長

高澤 基

たくさんの方にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。国際民商事法金沢セミナーの開催に当たり、主催者を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

石川国際民商事法センターは、法務省と法務総合研究所の要請を受け、14年前の1996(平成8)年末に全国に先駆けて設立されました。アジア各国との経済活動を活発なものにするためには、アジア各国の民事・商事分野の法整備が必要であるという認識に立って、県内の企業団体が協力をして設立したものであり、北國新聞社に事務局を置いて活動しております。今回は、中国、韓国、タイ、ベトナムからビジネス法務の専門家の方を講師としてお招きし、アジアにおける事業展開の法務上の問題点をテーマにセミナーを進めていきたいと考えています。

米国のサブプライムローン問題に端を発した経済危機を経て、今、世界経済に占めるアジアの存在感が高まりを見せています。日本とアジア各国の経済的なつながりについても、これまで以上に密接に、そして強固にする必要があると考えています。JETRO金沢が昨年まとめた石川県内企業の海外進出動向によると、調査対象企業のうち103社が海外に製造や販売などの拠点を持っており、その数は192件でした。このうちアジアが161件を占めており、欧米への進出が前年に比べて5件減っているのに対して、アジアへの進出は10件増えているということが分かりました。最も多い進出先は中国の100件、続いてタイの18件、3番目が韓国の11件、4番目はベトナムの9件でした。偶然ですが、本日講師に来ていただいた方々の出身地4カ国がちょうどベスト4に入っている状況です。これまでは工場など製造拠点の進出が中心でしたが、最近は販売や市場調査を目的とした進出が目立っていました。中国以外への事業分散を図って東南アジアの各国に目を向ける中国プラスワンの動きも強まってきているようです。先進国の景気回復が遅れる中で、日本はじめ世界各国のアジア進出の傾向はまだまだ続くと予想されます。しかしその一方で、徐々に緩やかになっているとはいえ、規制や法制度による壁は厚く、知的財産権の侵害など、問題点はまだまだ多いです。

今回の研修が日本とアジア各国の一層の経済交流の進展の一助になることを願っているとします。日本とアジア各国の経済的な交流がさらに深まれば、それが国と国との信頼を高めることにつながり、ひいては世界の安全と平和にも貢献できると考えています。

今回、講師をお願いした中国の弁護士の方新様、韓国の弁護士の景洙謹様、タイのマサット大学ロースクール教授のピサワット・スコンタパン様、ベトナムの弁護士のディエップ・ホアイ・ナム様をはじめ、法務省法務総合研究所の皆さん、財団法人国際民商事法センターの皆さん、また、本日ご出席いただきました石川国際民商事法センター会員の皆さんにも心から御礼を申し上げて開会のご挨拶にさせていただきます。

<挨拶>

財団法人国際民商事法センター監事

(石川国際民商事法センター顧問)

本江 威憲

中国、韓国、タイ、ベトナムの法律家、特にビジネスロイヤーの方々にお越しいただきましてセミナーを開催することにしましたところ、このようにたくさんの方々にご出席いただきまして、心から御礼を申し上げます。本日は、日本の企業が起業する場合にそれぞれの国のどんな法律に留意しながら事業展開をしていくべきかという観点から、4人の方にご講演いただき、質疑応答をしたいと考えている次第です。中国から弁護士の方新先生、韓国から弁護士の景洙謹先生、タイのバンコクからピサワット・スコンタパン博士、ベトナムのハノイからディエップ・ホアイ・ナム様、大変遠いところからわざわざお越しいただきましてありがとうございます。心から感謝申し上げますとともに、大変歓迎しているところです。

石川国際民商事法センターは1996年、私がこの金沢地検の検事正をしていたときに高澤先生らにお願いしまして、石川県の有力な企業にたくさん集まっていただいて立ち上げていただきました。以来14年、北國新聞社に事務局を置いて、頑張って年に1回、このような催し物をしながら続けてきました。北國新聞社に対しても心から御礼を申し上げる次第です。

昨今、あらゆる分野で国際交流が緊密になってきました。そのような中であって、特に石川の場合には、石川県の企業あるいは石川県の県民の皆さま方とアジアのいろいろな国の法律家の皆さま方が直接顔を合わせて、それぞれの国の法律の内容もさることながら、法律の運用の仕方、実情等について相互に意見を交換するということは大変貴重な機会だと思いますし、今後、ますますそういう法律の分野での意見交換、交流が行われることが求められるのではないかと思います。今日は石川の皆さん方にとっても大変興味深いテーマですので、お話を意義深くお聞きすることができるとと思いますし、皆さま方も遠慮なくどんどん意見を述べられ、質問をされて、有意義なセミナーにしていただければ非常にありがたいと思います。

【講演Ⅰ】

「中国における外国企業の事業展開をめぐる法律上の問題点」

大成法律事務所弁護士

方 新

本日、北國新聞から皆さまと交流する機会をいただきまして、心から感謝を申し上げます。私自身は1995年から日中国際ビジネス法務の分野で仕事をしてきて、15年ほどたちましたが、日本企業の対中国投資と中国企業の日本進出の両方を見てきています。その中で、日本企業の中国進出に伴ってどのような問題が発生しているか、その問題を解決するには中国サイドにおいてどのような法整備がされているのかという角度から、中国の概要状況を皆さまにご説明したいと思います。一つは、日本企業の対中国進出の動向、その次に日本企業の対中国投資方式の変遷、最後に今日のメインテーマである日本企業の中国事業に関する法制度についてお話しします。

1. 日本企業の中国進出の現状

法律論に入る前に、日本企業の対中国投資は現在おおむねどのような状況にあるのかということをご説明したいと思います。多くの日本の方々には、中国進出についていろいろなイメージがあります。その中で、まず製造業がメインで、中国をいわゆる製造基地として活用するということですが、現在これも大きく変貌しています。私どもが今、扱っている新規進出案件の3分の2は非製造業であり、製造業は3分の1まで落ち込んでいます。例えば私が現在扱っているものとして、技術コンサルタントやビルのクリーニング、ビルの省エネなど、以前は考えられなかった多様な業種のものがあります。

また、やはり中国進出であれば中外合弁であるという認識がたくさんのの方々にあります。実は統計数字からすると、現在合弁という方法は5分の1まで落ち込んでおり、5件中4件では独資という方法が取られています。

それから、内販が困難であるということです。その大きな原因の一つは、中国で自由に販売会社を作れない、いわゆる流通業への進出が厳しく規制されているということですが、最近法律が改正され、流通業への進出が自由にできるようになっています。

また、これまでの主流の手法はグリーンフィールド方式でした。これは中国の開発区と工業団地で土地を買い、工場を建てて物を作るというものです。現在もちろんまだこの方法は多く取られています。同時に既存の会社を買収するM&Aなどの多様な手法が考えられるようになりました。

それから、中国的表現では「撤退難」といいますが、いったん進出したら失敗してなかなか簡単には撤退できないということがあり、私の経験でも確かにそうでした。なぜ撤退が難しいかを分析するとかなり複雑な話になりますが、要因の一つは政府からなかなか許可をもらえないということです。ただ、最近、法律自体はそんなに変わってはいませんが、運用面ではかなり緩和され、政府が経済政策にはあまり積極的に関与しなくなってきました。ですから、企業が撤退しようとするれば素直に認めるという傾向になっています。

それから、技術ライセンス契約はすべて許可制という制度がありましたが、これも世

界貿易機関（WTO）加盟に伴い法制度が改正されて、現在は事後の届出制に変わったので基本的には自由になりました。技術ライセンスに伴う法的な規制が徐々に撤廃されています。

また、これは法律論ではありませんが、投資内容についても現在、投資分野、投資目的、投資地域ないしは製造される商品まで変化の様相を呈しています。

2009年の外商投資の状況としては、新規認可の外資系企業は2万3000社です。やはりリーマンショックの影響で14%ほど低減しました。外資実行額は900億ドルで、国別・地域別の直接投資実行額は日本は現在第3位にあります。1位は香港、台湾ですが、特殊性があり、例えば欧米企業が台湾、香港を通して中国大陆に投資する事案が多いのです。そういう要素を除けば、日本は結構上位にあるといえます。今年になってからまた増え続けており、今朝の日経新聞では2月は50億ドルとなっていました。このペースでいくと年間1000億ドルを超えるのではないかと思います。

2. 日本企業の対中国投資方式の変遷

投資方式は1990年代から2003年まではグリーンフィールドで、開発区の中に工場を建てるのが主流でしたが、現在は新しい法律の制定により、M&Aなどの新しい進出手法が可能になりました。私どもの仕事でも企業買収関係のものは現在かなりのウェイトを占めています。これからさらにいろいろ進出手法が増えるのではないかと思います。その動向を私どもも見極めていくところです。

ここからちょっと法律論になりますが、現在、中国では外国人による自営業という方式が基本的には認められません。ですから、例えば中国でレストランを1軒開きたいという場合でも、まず会社を作って会社形態で運営しなければならず、これを回避するために日本の方が中国人の名義を借りて営業するという話が多かったのですが、やはり法律を回避しているといわれる恐れがあるので一定の法的リスクがあるといえます。

日本の法人が中国で代表機構を設立する場合は、当然、法人形態ではありませんから手続きが簡単ですが、業務内容が厳しく制限されます。

また、合併、合作、独資は伝統的な中国進出手法です。かつては合併が主流でしたが、現在は5分の1まで落ち込み、むしろ独資が主流になっています。ただ、この独資とは100%外国資本という意味であり、外国企業と外国企業の合併、例えば日本の会社とアメリカの会社が合併で中国で会社を作る場合も独資と分類されます。法律上の分類ではありませんが、私の業務上、こういう会社は外資合併といっています。

それからパートナーシップ企業は、ごく最近、法律ができて認められた進出形態です。有限責任パートナーシップ、無限責任パートナーシップなどの形態がありますが、この法律は今年3月1日から施行されました。私も内容を研究中ですが、施行されたばかりなので今のところは運用実態がまだほとんど見られません。ただしこれから一つの重要な進出形態として注目されるのではないかと思います。

それ以外の事業形態としては、直接投資型であれば外国法人支店があります。これは支店ですから法人形態ではありません。ただし支店については現在、認められる業種が極めて限定されています。例えば外国の銀行、あるいは法律事務所、場合によっては外国の建設会社が一次的に中国でプロジェクトを請け負う場合にJVの形態が例外として認められていますが、あまり一般的ではありません。また、間接投資型では加工貿易、補償貿易、リース貿易、技術移転などがありますが、これについては今日は触れません。

3. 日本企業の中国進出に関する法制度

まず、外商投資に関する法制度があります。中国でいう外商投資とは、いわゆる外国投資家投資という意味です。それから、外資系企業の運営に関する法制度、その他の関連法制度があります。日本企業の中国進出に関して、昔は進出手法や中国政府からの許可取得がメインテーマでしたが、今は入り口が非常に簡単です。現在、中国あるいは日中国際法務の分野で議論されているのは、むしろ現地で設立した法人企業をどのように運営するかということです。

(1) 外商投資に関する法制度

まず、海外からの直接投資は、かつてはすべて許可制といわれていましたが、パートナーシップ企業に限っては許可が不要になり、原則として許可制になっています。外国人個人が中国に進出する場合、すべて企業という形態を取らなければなりません。自営業という形態が基本的に認められず、中国において企業を作るとなると原則としてプロジェクトごとに許可を取らなければなりません。これはWTO加盟後も変わらず、合弁、合作、100%外資を問わず、グリーンフィールドの場合もM&Aの場合も同様です。それから、新規進出のみならず、その後の企業形態の変化や増資、持分譲渡、解散、清算の環節でも必要となります。また、規模と内容に応じて許認可の機関が変わってきます。

原則許可制で、唯一の例外が今年3月から認められたパートナーシップという企業形態ですが、このタイトルの法令が昨年11月に制定され、公布されました。パートナーシップ企業の最も特徴的な部分は、事前の許認可が不要になることと、税制上はパススルーになっているということです。現在はまだ運用自体が少ないのですが、これから重要な進出形態になる可能性はあると思っています。

現在、外国資本の中国進出分野がかなり広がっていますが、その法律上の根拠はやはり外商投資指導目録です。この法令は3～4年に1度の頻度で改正されています。一番新しいのは2007年のもので、外国資本の進出分野について奨励類、許容類、制限類、禁止類の四つに分類されています。禁止類はもちろん進出が認められません。制限類はいろいろな制約を伴っています。許容類は奨励でもなく制限でもないものです。奨励類は国が特に推進している分野で、最近では省エネ事業やハイテク産業などです。皆さまが中国進出を検討するときには、中国で行おうとする事業がこの四つの中のどれに該当するのかを考えれば、中国で現在、奨励されるか制限されるかということは分かると思います。

(2) 外商投資企業の運営に関する法制度

中国における外国資本による外資系企業の運用上の問題を、例えばアンケート調査をして統計すると、上位を占めるものは、従前は合弁紛争、労務・人事問題、外為の規制でした。以前は合弁が主流だったので、中国サイドと外国サイドの間でよくトラブルが起こり、企業がいわゆるデッドロック状態に陥りました。そうなるとう事業が破綻してしまうというようなものが多く、私も一時はこういう合弁紛争の解決が主な仕事でしたが、現在は大きく変わっています。それは合弁という形態自体が減って従前の合弁企業も次々と独資に移行しているからです。また、外為規制は、昔、中国では海外への送金は厳

しく制限され、自由な経済活動ができないということがいわれていました。しかし経営環境が大きく変貌し、現在の三大問題は、1位が債権管理と債権回収、2位が労務・人事問題、3位が知財侵害となっています。この三つについてご説明します。

最初に債権管理と債権回収です。非常に広いテーマですが、まず皆さまに知っていただきたいのは、中国では、例えば与信管理の手段として企業の信用調査が可能です。私どもも日常的にこのような仕事をしています。当然、法律事務所だけではなく、信用調査会社はたくさん存在しています。会社によって制度が違いますが、基本的な企業情報や相手の信用情報などは入手することが可能です。それから、法律上は不安抗弁権などが用意されており、相手に与信不安があった場合、このような法的手段を活用することが可能になっています。それから、保証と担保も債権の焦げつきを防ぐ有効な手段ですが、民法の中の物権法という法律が一昨年に整備され、その中には担保物権という章があります。かつ、中国には個別の法令として物権法という法律があります。日本とかなり似ていますが、抵当権、質権、手付金などの担保手法が用意されていますので、与信、信用管理、あるいは契約管理の一つとして活用していいと思います。また、中国には会社法という法律があり、これを踏まえて不備・瑕疵のない契約をきちんと締結することが非常に重要です。回収方法としては督促や交渉、訴訟などですが、最近では企業破産法も整備され、特殊時の回収も注目されています。日本では破産の95%は本人（債務者）が自ら申し立てていますが、中国では逆で、中国の企業破産の90%以上は債権者が申し立てるものです。なぜそのようになったかはわれわれも今、研究しています。ですから、中国では債務者の破産申立も債権回収の一つの手法となっています。それから、日本では時効を商事や民事に分けています。基本的には2年ですから割と短いですが、中国では時効成立で債権回収ができなくなる事例が日本より多く発生していますので、注意していただきたいと思います。

次は労務・人事です。日本では労働三法と言え、労働契約法、労働組合法、労働基準法ですが、中国では労働法、労働契約法、労働紛争調停仲裁法です。ポイントだけを説明すると、まず、一律に書面による労働契約の締結を強制されます。ですから、すべての労働者と書面による労働契約書を締結しなければならず、一定の期間を超えて締結しなければ重いペナルティがかかります。もう一つは、期間の定めがない労働契約の締結です。中国法では期間の定めのある契約を連続して2期締結した後、労働者側から反対の意思表示がない限り、今度は期間の定めのない労働契約を締結しなければならなくなっています。そうすると雇止めの制限がかかってくるので、在中国の日本企業も長期雇用ないしは終身雇用を前提とした労務人事を考えなければならない時代になっています。解雇に関しては、基本的には法定事由に該当するものがなければならず、厳しく制約されています。場合によっては日本以上に厳しいかもしれません。それから、中国は韓国ほど労働組合の問題が顕著ではありませんが、一方で個別の労働紛争が近年急速に増えています。その解決については労働仲裁前置主義を取っています。これは、すべての紛争でいきなり訴訟を提起することはできず、仲裁を経なければならないというもので、中国では現在、仲裁が急速に増えています。

三つ目は知財です。これも日本で大きく取り上げられた問題ですが、中国の知財の法律の整備は現在先進国並みのものになっています。これは日本の専門家からもそのように評価をいただいています。しかし残念ながら、運用と遵守にいろいろな問題が残っています。その特徴としては、今のところ特許侵害よりは商標・意匠の侵害が深刻です。

また、最近、日本で商標を有する会社が中国に進出しようとする、中国で既に誰かに登録されていて使えないという不正登録が急増しており、商標侵害に匹敵するぐらいの問題になっています。例えば餃子の王将は日本ではよく知られていますが、これも中国で登録されて、本当の餃子の王将が中国に進出して「王将」という屋号で店を開こうとするとできなくなる、あるいは讃岐うどんの「讃岐」も登録されて、本当の讃岐うどんというブランドが中国に進出することが一時できなくなったという現象がありました。これについてJETROなどからたくさん著作が発行されていますが、解決手法としては行政ルートと司法ルートが併存しています。日本では裁判所で訴えを提起するのが主流ですが、中国では95%以上のケースは行政機関に解決を申し立てます。具体的に言うと、中国には行政交渉管理局という、いわゆる市場管理をテリトリーとする役所があり、ここに申し立てます。ただ、裁判であれば起訴さえすれば結論を出すまで必ず審理してくれますが、司法ルートの場合にはあくまで行政への苦情に近いものですから、行政が出動してくれるかどうかは行政官の判断によるので一定の不確実性があります。ただし、そんなに高い費用がかからない、証拠の要求が低い、手続きが簡素・簡便というメリットがあり、現在、主流の解決方法にはなっています。それから、最近偽物の輸出が顕著に増えていますので、これに対して税関による知財保護の制度が整備されました。自分の知財を中国の税関で登録すると、模倣品があれば税関が差し押さえをしてくれるというシステムになっており、多くの日本企業がこれを利用しています。

(3) その他の関連法制度

紛争解決のキーワードとして私の頭に浮かぶのは、まずは商事仲裁です。日中間の国際ビジネス契約においては現在、紛争解決手法として商事仲裁を選ぶことが極めて多いです。その原因はいろいろありますが、商事仲裁には、専門家による判断・秘密保持がなされること、廉価性などのメリットがあります。かつ、日中間では両国間の民商事司法共助条約が今のところ結ばれていません。ですから、日本の裁判所で中国企業を相手取って起訴をして勝訴判決を得ても、中国での強制執行は不可能です。反対の場合も同様です。国際商事仲裁については、中国も日本もニューヨーク条約という国際条約に加盟しているので、日本の仲裁機関の仲裁判断が中国で承認されますし、中国の仲裁機関の判断も日本で承認されるという仕組みにはなっています。仲裁を選択する場合、まず契約の中で仲裁合意が必要になります。もちろん事後（紛争発生後）の合意でも問題ありませんが、実務では99%は事前の合意となっています。中国では有効な仲裁合意となるためには、仲裁付託の意思表示、仲裁機関の選定、仲裁事項（何を仲裁するか）という三つの要素を具備しなければなりません。これをはっきり書かないと、合意が無効になる可能性があります。それから、中国には約300カ所の仲裁機関があり、これには専門仲裁機関と地域ごとに設立された仲裁機関がありますが、ピンからキリまでありますので、本当に信頼のできる機関を選ぶことが極めて重要です。また、中国の仲裁では名簿の拘束性というものがあり、仲裁機関が作った仲裁人名簿からしか指名できません。無名な仲裁機関ですと、名簿の仲裁人は非常に人数が少なく、ほとんどその地元の人だけですから、本当に自分が信頼のできる仲裁人を選任できなくなります。私もたくさんこういうことを経験したので、仲裁機関の選択のときには、場合によっては専門家、この分野に詳しい弁護士と相談した方がいいと思います。なお、仲裁が主流ですが、民事訴訟もたくさん利用されています。ただ、これについては今日は説明しません。

最後に弁護士制度についてです。中国の弁護士は現在15万人ほどいます。弁護士資格は全国統一制度によるもので、アメリカのように州によって異なるということはありませんので、例えば北京の弁護士が上海に行っても十分通用します。日本では弁護士試験に毎年3000人が合格するという大騒ぎですが、中国では毎年2～3万人が合格しますので、けたが違います。それに対して司法修習制度がありませんから、日本のように均質ではなく、いろいろな弁護士がいます。ですから、実務では注意する必要があると思います。渉外弁護士はほとんど大都市に集中しており、高いというイメージがありますが、弁護士の費用については国が制定した基準があります。ただ、あくまで任意のものですから現在は事実上形骸化して、渉外業務の場合は時間制が主流になっています。

以上、現在の中国での法制度と、日本企業が中国で遭遇している法律問題の状況を簡単にご報告しました。ご清聴ありがとうございました。

〔講演Ⅰに対する質疑〕

（Ｑ） 欧米でいわれるような生産物責任、ＰＬ訴訟といったものは現在、中国ではいかな状況でしょうか。

（方） ＰＬ訴訟はアメリカほど多発していません。三菱のパジェロ事件や東芝の事件など、影響のあった事件は何件かありましたが、数としてはそんなに多くありません。中国には製品品質法という法律が制定されています。日本の民法上の瑕疵担保責任や品質保証責任とＰＬ責任の両方がこの一つの法律の中に盛り込まれ、時々混乱が起こっています。ＰＬ事件は本来、拡大損害と安全面の欠陥についてのものですが、中国では普通の商品品質の問題もＰＬ事件として訴えが提起されることがあります。ですから、対応上、これは要注意です。中国の裁判官もそんなにはっきりした認識がない場合があるからです。もう一つ、中国ではＰＬ事件だけでの高額の賠償、懲罰的な賠償はありません。ですから、ＰＬ事件の問題では経済的な損失の発生よりは企業のイメージの失墜が心配されるというのが現在の状況です。

中国における外国企業の事業展開をめぐる 法律上の諸問題

大成法律事務所 パートナー弁護士
方 新

一 日本企業の中国進出の動向

二 日本企業の対中国投資方式の変遷

三 日本企業の中国事業に関する法制度

日本企業の中国進出の動向

1. 投資環境の変化－規制緩和

- ・従前：進出可能な業種が限られていた。
⇒ 規制されている業種の方がむしろ例外
- ・従前：合併が原則で、相手が指定された国有企業
⇒ 投資形態(合併、合作、独資等)は自由に選択
- ・従前：販売会社が作れない
⇒ 販売会社も自由に設立できる
- ・従前：新種手法は、Green Fieldに限られていた
⇒ M&Aなどの進出手法が認められるようになった
- ・従前：「撤退難」－撤退しようとしても政府から許可もらえない
⇒ ほぼ問題なく解散できる。
- ・従前：海外からの技術ライセンス契約はすべて許可制
⇒ 認可は不要(但し、届出制度は残っている)

3

日本企業の中国進出の動向

2. 投資内容の変化

- 1) 投資分野での変化
従来の製造業から、金融、流通、環境保護、アウトソーシング、研究開発、サービスなどといった第三次産業へと移行。
- 2) 投資目的の変化
安い労働力、原材料と土地の獲得から、市場の獲得へと移行。
- 3) 投資地域の変化
揚子江デルタから、天津滨海新区を中心とする環渤海経済圏及び中
西部地域へと移行。
- 4) 生産する製品の変化
伝統製品から、付加価値の高い先端製品へと移行。

4

日本企業の中国進出の動向

3. 2009年外商投資の状況

1) 新規認可の外資系企業

企業数 23,435社 (14.83%減)

外資実行額: 900.33億米ドル (2.56%減)

2) 国別・地域別の直接投資実行額

日本は、香港・台湾に次ぎ、第三位

(商務部2009年速報値(但し金融業は除く))

5

日本企業の対中国投資方式の変遷

・1990年代から2003年まで

Green Field投資(つまり中国に現地法人の新規立ち上げ)が主流。

・2003年から現在に至るまで

2003年に「外国投資家による国内企業買収の暫定規定」の施行により、買収方式による投資案件が次第に増え、現在ではかなりのウェートを占めている。また、プライベートエクイティ投資案件も見られるようになった。

・今後の動向

Green Fieldと買収形式のFDIは依然として基本的な投資方式であるが、これらをベースに新しい動きが予想される。

6

日本企業の対中国投資方式の変遷

事業展開の主な形態

形 態		内 容
常駐代表機構		本社の一駐在員事務所。
現法 設立	合併企業	中国側と出資割合を決めて設立。
	合作企業	中国側と権利・義務を契約で決めて設立。
	独資企業	100%外国企業出資。
	パートナー シップ企業	LP & GPからなるLP企業とGPのみからなるGP企業。

7

日本企業の対中国投資方式の変遷

事業展開のその他の形態

◇ 直接投資型

- ・ 外国法人支店

◇ 間接投資型

- ・ 加工貿易
⇒ 来料加工・進料加工
- ・ 補償貿易
- ・ リース貿易
- ・ 技術移転

8

日本企業の中国進出に関する法制度

1. 外商投資に関する法制度
 - ・投資分野の拡大と投資手法の多様化
 - ・海外からの直接投資が原則として認可制
2. 外資系企業の運営に関する法制度
 - ・法律環境を含む経営環境の変化
 - ・規制緩和と規制強化
 - ・内外平等－外資優遇政策の撤廃
3. 最近の主な法令
4. その他の関連法制度

9

日本企業の中国進出に関する法制度

1. 外商投資に関する法制度
 - 1) 海外からの直接投資が原則として許可制
 - ・2001年WTO加盟後も、堅持
 - ・中外合弁・中外合作・外資を問わない
 - ・Green Field・M&Aを問わない
 - ・新規進出から、増資、持分譲渡、解散、清算の環節 が必要
 - ・規模と内容に応じて許可機関が異なる

10

日本企業の中国進出に関する法制度

1. 外商投資に関する法制度

2) パートナーシップ企業の例外

- ・「外国企業又は個人によるパートナーシップ企業設立管理弁法」
(2009年11月25日公布、2010年3月1日施行)
- ・LP & GPからなるLP企業とGPのみからなるGP企業
- ・商務部門の事前の許可が不要
- ・いわゆるパススルー課税が認められる

11

日本企業の中国進出に関する法制度

1. 外商投資に関する法制度

3) 投資ガイドライン「外商投資指導目録」

- ・四つの分類
 - 奨励類 (省エネ・環境保護、ハイテク産業)
 - 許容類
 - 制限類 (現在87項目)
 - 禁止類 (現在40項目)
- ・直近の改正は、2007年10月31日 (同年12月1日施行)
- ・規制緩和と規制強化
 - 貿易・流通、サービス分野の開放
 - 外資選別の時代

12

日本企業の中国進出に関する法制度

2. 外商投資企業の運営に関する法制度

1) 外商投資企業の運営上の問題点

(従前) 合併紛争
労務・人事
債権回収

(現在) 債権管理と債権回収
労務・人事
知財侵害

13

日本企業の中国進出に関する法制度

2. 外商投資企業の運営に関する法制度

2) 債権管理と債権回収

・与信管理

企業信用調査が可能。

不安抗弁権等の活用

・保証と担保(抵当権、質権、手付金など)の設定

・契約の締結

・回収方法

通常時の回収: 督促、交渉、訴訟等

特殊時の回収: 破産申立、破産債権申告等

・時効 短い時効期間に注意

14

日本企業の中国進出に関する法制度

2. 外商投資企業の運営に関する法制度

3) 労務人事問題

- ・「労働法」、「労働契約法」、「労働紛争調停仲裁法」
- ・書面による労働契約の締結の強制
締結しない場合のペナルティと不利益
- ・期間の定めがない労働契約
雇止めの制限(2倍賃金の制裁)
- ・解雇
解雇自由の厳格化, 解雇に伴う「経済補償金」
- ・労働紛争の解決
近年労働紛争事件急増、「労働仲裁前置主義」

15

日本企業の中国進出に関する法制度

2. 外商投資企業の運営に関する法制度

4) 知的財産権の侵害

- ・法整備
先進国並みの知財法整備
但し遵守意識が希薄
- ・侵害の実態
商標・意匠侵害が深刻
近時不正登録が急増
- ・侵害対策
行政ルートと司法ルートの並存
税関による知財保護—水際対策
- ・日本企業の対応

16

日本企業の中国進出に関する法制度

3. 最近の主な法令

- ・不法行為法
- ・改正特許法
- ・独占禁止法
- ・物件法
- ・労働契約法

17

日本企業の中国進出に関する法制度

4. その他の関連法制度

1) 商事仲裁と民事訴訟

① 商事仲裁

- ・日中間の民商事司法共助条約が締結されず、相互保

証関係も認められない。→国際商事仲裁が重要

- ・仲裁合意－仲裁付託意思、仲裁機関、仲裁事項
- ・仲裁機関の選択と仲裁人の選任

② 民事訴訟

- ・制度上の特徴：二審制、「審判委員会」
- ・運用上の特徴：法廷回数が少ない、口頭弁論の徹底等
- ・国際事件の特別規定

18

日本企業の中国進出に関する法制度

4. その他の関連法制度

2) 弁護士制度

- ・全国統一の制度
- ・登録弁護士約15万人
- ・統一司法試験, 合格者2万~3万人/年
- ・司法修習制度がない
- ・ライセンスの年次更新
- ・大都市に集中する「涉外弁護士」
- ・弁護士費用
公定基準の形骸化、涉外業務の場合は時間制が主流

19

ご清聴ありがとうございました。

20



方 新 弁護士



景 洙 謹 弁護士

【講演Ⅱ】

「韓国の外国人投資制度と関連法律」

法務法人インエンイン弁護士

景洙謹

美しい古都金沢の歴史ある北國新聞社の素晴らしい会場で発表する機会をいただき、誠に感謝申し上げます。

まず、韓国の外国人投資の制度、次に関連法律、最後に日本の企業が韓国に進出するときに留意すべき点は何かということについて簡単に説明を申し上げようと思います。

1. 外国人投資制度

(1) 外国人直接投資政策の方向

韓国の直接投資政策の方向は1997年の通貨危機を機に、外国人投資促進法（1998年）の制定や大胆な対外開放、外国人直接投資（FDI）支援制度の新設など、外資誘致に積極的に取り組んでおり、その実績として外国人直接投資がここ10年間で大きく増加し、韓国経済の重要な柱になっています。

韓国政府は2009年、グリーン成長など世界の産業パラダイムの変化と世界経済の回復後に備えるために「外国人投資誘致の先進化方策」をまとめました。この方策では、グリーン成長および17大新成長動力産業を重点誘致産業地として選定し、集中的に支援することにより、投資誘致の競争力を大幅に強化するとしています。また、政府の力量を集中させるために外国人投資委員会の委員長を國務総理に格上げし、部署ごとの責任制を取り入れるほか、高官レベルの外国人投資環境改善チームを構成し、投資を行う上で妨げとなる隘路事項の解消に力を入れています。さらに、経済自由区域の活性化を早期に実現させるために、開発手続き上の規制緩和、インフラ施設の早期整備の支援、大規模可容用地の早期開発、外国教育機関の韓国入学割合の拡大といった外国人投資の環境改善に向けた取り組みも積極的に行うことを盛り込んでいます。

(2) 外国人投資促進法

外国人投資を支援し、外国人投資に便宜を提供して外国人投資誘致を促進するために、外国人投資促進法を制定しました。外国人投資に対してインセンティブを提供することは、外国人投資が韓国にもたらす経済的な効果について相応のメリットを与える一方、韓国企業より不利な投資条件から生じる外国人投資企業の無駄な費用を削減する効果があります。韓国政府は、国内経済に大きな効果を及ぼし得る外国人投資に対し、租税減免、立地支援、現金支援・財政支援といったインセンティブを提供しています。2009年からは、高度な技術に加えて、新規雇用創出効果が大きい外国人投資に対しても現金支援を行うことができるようになったほか、部品や素材専用の外国人投資地域に対する敷地賃料の減免措置が拡大されていますし、外国人学校の新築・増築に向けた敷地購入費用および建築費を地方自治体が条例で定めて支援することが可能になっています。

租税の減免については、外国人投資促進法の第9条に定めています。韓国の企画財政部（日本でいう財務省）が告示する産業支援サービスおよび高度な技術を伴う事業、ま

たは一定金額以上の外国人投資として外国人投資地域および経済自由区域内の製造、物流、研究開発、ホテルリゾート事業については法人税、所得税、地方税および配当所得税を5～7年間減免しています。租税の減免の決定を受けた事業に資本財を導入する場合は、投資申告日から3年以内に輸入申告を完了したものに対して関税を減免しています。投資家の事前投資決定を支援するために、産業支援サービス業および高度な技術を伴う事業に該当するかどうかを確認できる「租税減免事前確認制度」を運営しています。外国人投資に対する租税インセンティブ以外にも投資税額控除、中小企業の租税の減免など、さまざまな減免制度の適用を受けることができます。

現金支援については、法律第17条の2に定めています。現金支援とは、国家経済への影響が大きい外国人投資を積極的に誘致すべく、外国人投資家と韓国政府との交渉により、外国人投資家に対して投資金額の最低5%以上を現金で支給する制度をいいます。外国人投資比率が30%以上、外国人投資金額が1000万ドル以上の産業支援サービス、高度な技術を伴う事業または部品・素材製造業のグリーンフィールド型の投資を対象に支援を行います。また、R&D、研究施設または大規模な雇用創出が見込まれる工場などの施設の新築・増築も支援の対象になっています。ほかにも多国籍企業の地域本部の設立や、地域戦略産業としての地域経済の発展に貢献する場合、投資金額などの基準は満たさないが韓国経済に及ぼす影響が大きいと認められる場合は外国人投資委員会の審議を経て現金支援を受けることができます。政府は今後、外国人投資誘致制度を強化するために、産業支援サービス業および高度な技術を伴う産業など、さまざまな分野を対象に行っていた現金支援の対象をグリーン成長、新成長の動力などの重点分野に一元化し、投資規模を問わず韓国経済への波及効果を評価した上で現金支援を行う方針です。また、支援の限度も弾力的に拡大していく計画です。

産業立地支援については、法律第18条に定めています。韓国政府は一定条件を満たす外国人投資企業に対して、国内産業団地とは別の立地を確保し、無償または安価で提供しています。この立地は、個別型外国人投資地域、団地型外国人投資地域、自由貿易地域、経済自由区域に分かれています。

(3) その他

そのほかにも財政支援があります。財政支援は外国人投資比率が30%以上である場合、または外国人が筆頭株主である投資企業に対して行われています。教育訓練補助金、雇用補助金、外国人投資地域のインフラ造成支援、生活環境の改善支援などがあります。

また、Invest KOREAが2009年に4回目の「外国人投資企業採用博覧会」(Job Fair for Foreign-Invested Companies in Korea)を開催しています。これは外国人投資企業の人材採用問題を解消するとともに、韓国内の求職者に雇用の機会を提供し、外国人投資企業の韓国経済への貢献度に対する認識向上にも寄与しています。

2. 関連法律

韓国のいろいろな法律は日本の法律の影響を受けて作ったものなので、細かいところは違いますが、日本の法律と大体同じだと理解していただければよいと思います。

(1) 外国為替取引法

韓国は外国からUSドルや日本円などを持ち込むことが難しく、規制が厳しかったの

ですが、10年前からは外国人投資を誘致するために為替取引法もだいぶ改正しました。今は外国から韓国にお金を持ってくる際の金額の制限もあまりない状況です。

(2) 出入国管理法

外国人の入国や出国、ビザについて定めた法律です。ビザの種類はいろいろ定めていますが、詳しいことを知りたい方は韓国政府のウェブサイトで確認ができると思います。

(3) 商法

韓国にも商法があります。会社には合名会社、合資会社、株式会社、有限会社の4種類があります。少しは違うと思いますが、日本の商法上の会社の規定と大体似ていると思います。株式会社の株式の1株の金額は100ウォン以上と定めています。株式会社の機関としては、日本と同じで株主総会と、理事会という取締役会と似たものがあります。

(4) 独占規制および公正取引に関する法律

日本でも公正取引法といわれているものがあると思いますが、これは事業者の市場支配的地位の濫用と過度な経済力の集中を防止し、不当な共同行為および不公正取引行為を規制し、公正・自由な競争の促進を図る法律です。

(5) 不正競争防止および営業秘密保護に関する法律

これは他人の商標・商号等を不正に使用するなどの不正競争行為と他人の営業秘密を侵害する行為を防止する法律です。特に、営業秘密保護に関する法律の規定はありますが、韓国ではこの法律を解釈するに当たって少し違う判例もあり、気を付けるべきところだと思います。

(6) 労働法

韓国の労働法では、勤労者を採用する場合には雇用、賃金、解雇等に関する関連法規を遵守しなければなりません。勤労者を適切に保護することで企業活動を構造的に保障し、資本主義経済を健全かつ安定的に維持する目的で制定・運営されています。

韓国の労働法は、大きく分けると、個別的勤労関係法（日本でいう労働基準法）、集団的労使関係法、協力的労使関係法、雇用関連法の四つに分けられています。その性格により使用者と勤労者の間の勤労契約と勤労関係に関する基準を定め、使用者に対する勤労者の団結を保証し、労使間の自律的な問題解決を実現し、使用者と勤労者すべての参加と協力により労使共同の利益を増進させるなどの内容が盛り込まれています。ただ、実際には韓国の労働組合は、今は少し政治的、イデオロギー的なものが盛り込まれて複雑な様相を帯びているのが特徴ではないかと思います。

(7) 租税法

国家と地方自治体の経済開発計画に必要な財政政策を支えるべく発展してきた韓国の租税制度は2007年現在、15税目の国税と16品目の地方税で構成されています。日本の法律と大体同じだと思います。もう一つは付加価値税ですが、日本では消費税といわれています。日本の消費税率は5%ですが、韓国の付加価値税は日本の倍の10%

と高いので、起業する人や消費者は今、非常に不満を持っており、この付加価値税の税率を下げるのがいいのではないかという世論があります。

3. 外国人土地法

韓国において外国人が土地を取得する際、どんな規模の土地を取得できるか、どんな人が取得できるかということについて規定を定めています。ほかにも、もちろん知的財産権に関する法律もあり、今、韓国ではこれに関する法律や判例を盛んに研究しています。韓国では特許法院が数年前から専門裁判所として設立され、特許や商標、著作権に関する判例も蓄積している現状です。

4. 韓国進出に際しての留意事項

最後に、日本の企業が韓国に進出する際に留意すべき点について2点だけご説明したいと思います。

まず、ご存じかもしれませんが、韓国の労働組合は今まで結構強かったのです。ただ、勤労条件の改善や勤労者の権利を保護するための労働組合の活動というよりは、北朝鮮の政策を支えるというような、政治的、イデオロギー的なことも絡んだ活動が盛んにされていました。そのため韓国企業でも外国企業でも、労働組合の強い活動がある面では経営を侵害することにもなり、反対が多かったのです。そこで一部の労働組合では、今までの活動を反省しながら、これからは労働者の勤労条件や権利を保護するための純粋な活動をし、使用者と勤労者が協力的に話し合って会社をうまく運営して労働者たちの権利も保護するようにしようという動きがありました。一番大きい韓国の携帯電話会社（KT）の労働組合は、今年から民主的に使用者と話し合って、会社をうまく運営して自分たちの権利も保護するという方針を宣言しました。これが韓国の労働組合に影響を及ぼすのではないかとマスコミは報道しています。

次に、これは私の経験からですが、日本の方は、日本式でまじめに法律を遵守しながら仕事をします。しかし、やはりどこの世界でもそうで程度の問題だと思いますが、韓国は特に人脈や力を利用してビジネスをしたい人がいます。それが日本のビジネスのやり方とは違うのではないかと思います。法律に関係ないことですが、日本の企業の方々が韓国でビジネスをされるときには文化の差があるということに留意しなければならぬのではないかと思います。ご清聴ありがとうございました。

〔講演Ⅱに対する質疑〕

（本江） 一つだけ聞きしたいのですが、最近、特にここ1～2年あるいは3年ぐらいの間、韓国の大きな企業が大変な勢いで世界に進出し、韓国自身も経済的に隆盛に向かっていると感じていますが、その一番の原因をどのようにお考えでしょうか。

（景） 私は経済は門外漢ですから詳しくは分かりませんが、私個人の考えでは、労働組合の活動が一番大きい原因だと思います。それから、韓国の人件費は20年前などは安かったのですが今はだいぶ上がって韓国で仕事をするメリットがなくなり、人件費が

安い中国やフィリピン、東南アジアの国に行くことが2番目の原因ではないかと思われる。

（本江） それは労働組合が企業内で使用者側と一種の和解をして、企業の生産活動の方に一層力を入れるようになったことが、今のサムスンなどの大きな企業が大いに発展していった一つの理由になったという意味でとらえていいですか。

（景） サムスは韓国の財閥の中で唯一、正式な労働組合がない会社です。最初は労働者たちが協力して会社の成長に貢献したのですが、最近は逆になっています。現代自動車などでは労働組合は1年の半分以上休み、工場に20年以上勤めている工員たちは年俸が1億ウォン、日本円で1000万円以上になる人も多いです。それがコストに影響を及ぼすのではないかとということが新聞によく出ている状況です。

【講演Ⅲ】

「外国中小企業のタイにおける事業展開について留意すべき法務上の問題点」

タイ・バンコク・タマサット大学ロースクール教授
ピサワット・スコンタパン

ピサワット・スコンタパンです。バンコクから参りました。若いときは国際法律事務所所で仕事をしていましたが、今、教授として大学で教えています。教授職にある者として、前の皆さま方のお話とは少し様相が違ふかもしれませんが、お話をさせていただきます。

1. 外国人事業法

アジアにおける事業展開の法務上の問題点ということで、特に中小企業の話にも触れたいと思います。それから、企業という形で全般的な話をします。中小企業となると、それぞれの国々でその定義は違うと思いますが、大体のところは皆さま方と共通の理解であると考えています。法律的問題として二つあるかと思っています。まず、その国の人と外国人投資家との間に利害の対立、あるいは保護主義がある場合があるでしょう。これは日本もそうだと思いますし、タイに限らず全世界共通の問題かと思っています。

まず、タイの法務的な制度の背景説明から入りたいと思います。大陸法にその根拠を置いていますが、もちろんコモン・ローの影響もあります。タイの裁判官の多くがタイ、そして海外、特にイギリスなどでいろいろな訓練を受けています。従って、その解釈ということになると、コモン・ローのシステムの影響も受けています。また、国内法もあります。

ヒエラルキーとしてどのような構造になっているのか、法務上のことを考えてみると、憲法が一番上位にあります。2007年の憲法ですが、第67条に特に私の話に関係するところがありますので、後で触れます。憲法裁判所の下に裁判所があり、緊急令といったものがあります。そして王室令、さらにそれに従属するレギュレーション、ルールがあります。大陸法に根拠を置いており、内国人、外国人の両方ともに制定法を重んじるということです。同時に、その意図しているところの精神が何であるかということも尊重します。裁判官もその点は重視しており、最高裁判所の判決の意図を下級裁判所が遵守する形で動きます。

さて、憲法の下に幾つかの裁判所が存在しますが、最も重要なのはやはり憲法裁判所です。これは一つしか存在せず、バンコクに置かれています。二つ目は司法裁判所です。商法、民法の裁判所、刑法裁判所もあります。それから行政裁判所が存在し、これも非常に重要です。例えば契約上の協定がなされ、相手が公的な機関、政府機関である場合は、仲裁についてはなかなかうまくいきません。その際には行政裁判所に訴えることもできます。それから軍事法廷もあり、例えば国でクーデターが起きたようなときにその重要性がはっきりするかと思っています。

まず、最初の三つの裁判所についてお話をしましょう。外国人である場合、国に入るときにはビザが必要でしょう。また、タイで仕事をする場合は外国人法の下で仕事をすることになるので、労働許可が必要になります。これはそれほど難しくないかもし

れません。王室令によると、外国人の場合、労働許可があったとしても参加できないある一定の職業があります。従って法律相談所で弁護士のアドバイスをもらおうといういろいろな相談をしてくるわけですが、必ずしもそれが労働許可という形にはならないこともあります。

また、ビジネスでタイに来る場合、ビジネスの組織としては、例えば会社ということもあるでしょう。そのビジネスを所有する人、またパートナーシップを組んでいる会社、あるいは有限会社、そして登録されたパートナーシップということもあると思います。登録された場合には法人ということで別の存在ということになります。しかし、その責任を有限とする場合にはパートナーシップ・リミテッド・ライアビリティという形も可能です。さらにライアビリティ・パートナーシップということも考えられます。さらに民事法、商法の下での会社法の設立ということもあるでしょう。株主としては3人で十分ということです。それから、上場会社、公開会社ということにもなるでしょう。その場合には商法、会社法にのっとってパートナーシップ、カンパニーを構成するということになります。

外国人事業法は日本人もそうですが、ほかの外国人にも適用されるものです。この法律についてどのように考えたらいいのでしょうか。アメリカ人は別かもしれませんが。アメリカとタイの間の二国間条約があり、タイの人のみに許されている事業に対しての特別なアレンジになっています。まず第4条に、外国人は何なのかということが書かれています。すなわち自然人であり、もし国籍がタイでなければforeigner（外国人）ということになります。また、法人としても外国の法人ということがあります。サブセクションの3のところに書かれています。法人としての存在（通常は会社）であり、タイでの登録をすること、50%以上の資本を所有することといった形で定義されています。

外国人である場合には、第8条がかかわってきます。ここではビジネスを三つのカテゴリーに分けており、カテゴリー1として外国人が許されていない事業分野があります。カテゴリー2は、内閣の許可を得た場合は認めるというものです。これは非常に難しいのですが、投資促進に政府が力を入れているので、カテゴリー2にあるものであっても許可される場合があるということです。リスト3は特に中小企業に関係するかと思えます。例えば外国人、あるいは外国人として考えられるような場合、そのビジネスの事業長官から許可を得る必要があるということです。

特に念頭に置いていただきたいのは、日タイ二国間の経済協力協定があり、この協力の下でサービス関連のビジネスなどは相談を受けることができるということです。第10条の下で規定されているセクション5の適用を受けることができます。それから、最初に資本の100%を手にするかどうかということが一つ関係します。タイでビジネスをするということは、タイの人たちは競争と見るかもしれません。ベトナム、中国、日本、タイ、どこにおいてもやはりそういうことがあり、一定の事業については100%の所有を認めないわけです。しかし、二国間協定がそれにある一定の猶予を与えています。

2. 土地法

もう一つ、土地所有の原則があります。土地に関する法律があり、今までのところ、一般的なルールとして土地所有は外国人には認められません。しかし、ある一定の事業の促進に資する場合、政府の許可を得ることが可能です。また、土地買収については、

工業用地内は可能です。もちろん国防関係の特別なゾーンもあります。また、自然人であっても外国人である場合には土地の所有ができません。

ここで土地法 97 条を読んでいただきたいのですが、もし資本の 49 % 以上が外国人所有ということになると、それは外国の事業という定義に当てはまります。タイにおいてもほかの国においても、外国人事業法では 49 % を一つの線としています。タイの会社であれば、外国人事業法にはかかわらないタイの事業ということになります。

ただ、ある一定の事業では、非常に微妙なものがあって、特に国防、あるいは安全保障に関係するのであれば、その法律以外のところでも考えなくてはなりません。また、タイの国にある会社においては、マネジメントの経営権を 49 と 51 で分けるということです。ここではポーティング・ライト・システムと呼ばれる投票権のシステムがあります。49 の株式市場を持っていて、そして一つの株式に二つの選挙権があるということになると、投票権は 98 ということになります。従って、外国人がその会社の支配権を握ることもできるということです。今、法律的な問題として議論の対象になっていますが、その投票システムによって経営権を握ることが法律違反なのかどうかということです。恐らくタイの政府の後押しを呼び込むということで、これについてはあまりはっきりした答えを出さず、グレーのままで残される可能性が強いと思います。ただ、いずれにしてもここではノミニーを使ってはいけなく、すなわちタイの内国人のノミニーにするということです。この場合には 36 条が関係し、罰則の対象となります。リスクとして回避するためにはノミニーを使わないようにするというのが私のアドバイスです。そして 51、49 のルールの方に従った方がいいと考えます。

3. 民商法

土地所有ではなく、賃借、リースアレンジも可能です。民商法 540 条で、リースが 30 年まで許されており、更新も可能です。投資家の中では、30 年以上ではまだ十分な投資回収ができないということもあるでしょう。そこで改正法になり、商業、また工業用地として使う場合には 50 年まで可能になりました。

外国人にとって、重要なことが二つあるということです。ビジネスを所有するという所有権の問題としては、100 % 所有することも可能ですが、それが果たしてどのカテゴリーに入るのか、法律を慎重に読んでいただく必要があるでしょう。内閣、当該省庁の長官からの特別な許可によっても可能になるということです。例えば、新聞などは不可能ということで除外されています。

4. 環境への影響と消費者保護

さて、ここでどのような問題があるかという話をしましょう。これはタイの国内企業にとっても重要な問題ですが、製品を製造する場合には環境あるいは人体の健康への影響に配慮することが重要になってきます。つまり、製造活動が何らかの環境あるいは人体の健康への影響があるかどうかを考慮しなければなりません。タイの NGO は大変強力に活動しており、ますます強くなってきました。行政裁判所ができ、そちらに行って特定の政府の当局の決定が正当かどうかという判断をしてもらうことが可能です。

もう一つは製造物責任 (PL) 法です。これまでは民商法について、契約に基づく責任、それから不正・不法行為法というものがありました。しかし、この民事訴訟については契約の条項に基づいて裁判を行うことは簡単ではありません。さらに最終消費者、

例えばベトナムのある女性が私の作ったビールを飲んで亡くなったとします。そのときには販売者を提訴することはできません。不法行為に対して民商事法を活用することはできても、その立証は難しいわけです。よって消費者保護法、不正契約条項法、さらに、いわゆるPL法が制定されました。これによって消費者保護が一步進んだわけです。しかし製造者や販売者にとっては大変になってきました。扱っている製品に欠陥がないということを確認し、市場に出さなければなりません。さらに、この消費者については非常に迅速に裁判が処理されます。裁判所に行き、口頭で裁判の判決を出してもらうわけですが、何か問題が起こったという実証責任をまず持たせなければなりません。

環境懸念という問題に関しては、最近、環境に関連するさまざまな団体・個人が行政裁判所に対して、特定の政府機関の76の案件について、裁判所から最終的な判決が出るまで停止してほしいという申し立てを行っています。プロジェクトは始まっていますが、憲法裁判所の条文を満たしていない、特に独立機関の諮問を経ていないということが理由です。政府当局は最高裁に上告し、一部差し戻しになって、11のプロジェクトについては活動継続を認め、残りの65案件についてはまだ中止状態です。

タイ政府は現在、問題解決に尽力しています。この最高行政裁判所からの命令は、日本政府も含めて外国政府の懸念を生じる結果になりました。というのも企業はもちろん融資を受けているわけですから、プロジェクトが停止しても債権者あるいは貸付機関に対する金利の支払いはしなくてはいけないということで、タイの国内企業だけではなく、外国企業にとっても重大な問題となっています。私はもちろん人々の生活の質改善が重要だと思っていますが、この件については回避すべきではないと思います。消費者に対する責任については、きちんと法律を遵守することがまず第一です。土地の取得、あるいは事業を行うということに関しても適切に行うべきです。

さらに、タイの経済連携協定をぜひ使っていただきたいということを申し上げたいと思います。タイ企業の方々はこのような連携協定をよくご存じかもしれませんが、中小企業の中にはまだ十分に認識されていないところがあるのかもしれません。ご清聴ありがとうございました。

講演Ⅲ 参考資料 (何れも抜粋)

- ・ 1999年外国人事業法
- ・ 土地法
- ・ 民商法
- ・ 商工業用不動産賃貸借法
- ・ 消費者保護法
- ・ 製造物責任法
- ・ 国家環境保全推進法
- ・ 2007年憲法

1999 年 外国人事業法

前文省略

第 1 条 (法令名)

この法令は「仏暦 2542 年〔西暦 1999 年〕外国人事業法」と称する。

〔タイ名：プララーチャバンヤット・ガーンブラ
コープ・トゥラキット・コーン・コンターンダーオ〕

第 2 条 (施行日)

この法令は官報告示から 90 日後に施行する。

第 3 条 (旧法廃止規定)

以下を廃止する。

- (1) 仏暦 2515 年〔西暦 1972 年〕11 月 24 日告示、
革命団布告第 281 号。
- (2) 仏暦 2521 年〔西暦 1978 年〕・仏暦 2515 年〔西
暦 1972 年〕11 月 24 日告示、革命団布告第 281
号の改定法令
- (3) 仏暦 2535 年〔西暦 1992 年〕・仏暦 2515 年〔西
暦 1972 年〕11 月 24 日告示、革命団布告第 281
号の改定法令の改定 (第 2 版)

第 4 条 (語句定義)

この法令において、

「外国人」(コン・ターンダーオ)とは、以下のよう
に定義する。

- (1) タイ国籍を有していない自然人。
- (2) タイ国内で登記していない法人。
- (3) タイ国内で登記している法人であるが、以下の
形態にあるもの。
 - (a) (1) または (2) に基づく人が資本である株
式を半数以上保有する法人、あるいは (1) ま
たは (2) に基づく人がその法人の全資本の半
分以上を投資した法人。
 - (b) (1) に基づく人が共同経営者または経営者
である登記された合資会社 (有限会社：
Limited Partnership) または合名会
(Registered Ordinary Partnership)。
- (4) (1) (2) または (3) に基づく人が資本である
株式を半数以上保有するタイ国内で登記された
法人、あるいは (1) (2) または (3) に基づく
人がその法人の全資本の半分以上を投資した法
人。

これらの定義に資するために株主に対して発行さ
れた種類の株券を有する株式会社の株式は外国人の
株式と見なす。ただし省令に別様の規定がある場合

はその限りではない。

「資本」(トゥン)とは、株式会社の登記資本、ま
たは公開株式会社の払込済み資本、あるいは社員ま
たは会員である者が合名・合資会社 (有限会社) ま
たはその法人に出資した金銭を意味する。

「最低資本」(トゥン・カンタム)とは、外国人が
タイ国内で登記した法人である場合は外国人の資本
を、及び外国人がタイ国内で登記されていない法人
または自然人である場合はタイ国内での事業開始時
に外国人が持ち込んだ外貨を意味する。

「事業」(トゥラキット)とは、農業、工業、工芸、
商業、サービス業、またはその他の商業上の事業を
営むことを意味する。

「許可証」(バイ・アヌヤート)とは、事業許可証
を意味する。

「許可証取得者」(プー・ラップ・バイ・アヌヤート)
とは、許可証を取得した外国人を意味する。

「証明書」(ナンスー・ラップローン)とは、事業
証明書を意味する。

「証明書取得者」(プー・ラップ・ナンスー・ラッ
プローン)とは、証明書を取得した外国人を意味す
る。

「委員会」(カナ・カマカーン)とは、外国人事業
委員会を意味する。

「係官」(パナックガーン・ジャオナーティ)と
は、この法令に基づく執行のために大臣が任命した
者を意味する。

「登記官」(ナーイ・タビヤン)とは、外国人事業
登記官として大臣が任命した者を意味する。

「局長」(アティボディ)とは、商業登記局長を意
味する。

「大臣」(ラッタモントリー)とは、この法令の主
務大臣を意味する。

第 5 条 (審査基準)

この法令に基づき外国人の事業を許可するにあ
たっては、国家安全保障、国家経済社会開発、公序
良俗、国の文化、習慣・伝統、自然・エネルギー・
環境保護、消費者保護、事業規模、雇用、技術移転、
研究開発の発展に及ぼす利失を考慮し、審査する。

第 6 条 (事業禁止外国人)

以下の外国人は王国内で事業を営むことを禁じ
る。

- (1) 法律に基づき国外退去された、または国外退
去処置を待つ外国人。
- (2) 入国管理法またはその他の法律に基づく許可
を得ずに王国内に入国した外国人。

第7条 (外国人特例)

以下の外国人は局長から許可証を取得した時に、大臣が内閣の承認のもとに官報で告示することにより布告規定した業種及び場所においてのみ事業を営むことができる。当該告示において大臣はしかるべき条件を規定することもできる。

- (1) 王国内で出生したが、国籍法または他の法律に基づきタイ国籍を取得しなかった外国人。
- (2) 国籍法または他の法律に基づきタイ国籍を剥奪されたことにより外国人となった外国人。

許可証の申請、発行、許可期間は省令が規定した原則・方法に従う。

局長が第一段落に基づく外国人に許可しなかったとき、その外国人は大臣に不服を申し立てる権利を有する。このとき第20条第一段落及び第三段落の内容規定を準用する。

第8条 (規制業種)

第6条、第7条、第10条、第12条の規定下に、

- (1) 表-1の規定に基づく特別の事由により外国人の営業を許可しない事業を外国人が営むことを禁じる。
- (2) 表-2の規定に基づく国家安全保障に係る事業、文化、伝統習慣、地場工芸に影響を及ぼす事業、天然資源または環境に影響を及ぼす事業を外国人が営むことを禁じる。ただし内閣の承認下に大臣から許可を得た場合はその限りではない。
- (3) 表-3の規定に基づくタイ人が外国人との競争力が十分備えていない事業を外国人が営むことを禁じる。ただし委員会の承認下に局長から許可を得た場合はその限りではない。

第9条 (規制業種の改定)

この法令の末尾表にある業種の改定変更は勅令により行う。ただし表-1及び表-2の第1群については法令により行う。

委員会はこの法令の末尾表にある業種をこの法令が施行された日から一年ごとに最低一回再検討し、見解を大臣に具申する。

第一段落に基づく業種の改定変更がある前に、この法令の末尾表で規定されていない事業を営んでいた外国人は、その事業が後にこの法令に基づき許可を申請しなければならなくなり、その外国人が事業を継続する目的を有する場合は、第11条に規定された原則・方法に基づき事業証明書を求めるために局長に申請する。

第三段落に基づき行動中で、まだ事業証明書を取得していない期間中は、その外国人をこの法令に基

づく許可を取得せずに事業を営む者とは見なさない。

第10条 (条約締結国の外国人)

タイ王国政府から臨時的に許可を取得してこの法令の末尾表に基づく事業を営む外国人に対し、第5条、第8条、第15条、第17条及び第18条を適用しない。

タイが加盟している、または義務に基づく拘束条件を有する条約により、この法令の末尾表に基づく事業を営む外国人は、第一段落で規定された諸条の内容規定を適用せず、これはその条約の内容規定及び条件に従い、その外国人の本国におけるタイ人及びタイ企業の事業を営む権利の行使を含む。

第11条 (条約締結国外国人の事業証明)

第10条に基づく外国人が、この法令の末尾表にある事業を営みたいときは、事業証明書を求めるために省令が規定する原則及び方法に従い局長に申請する。局長は速やかに、外国人から申請書を受け取った日から30日以内に事業証明書を発行する。ただし申請が省令の規定する原則及び方法に従っていない、あるいは第10条と適合しないと判断したとき、局長は速やかに、外国人から申請を受けた日から30日以内に外国人にその旨を通知する。

事業証明書は政府または条約が規定する条件を明記しなければならない。

第12条 (投資奨励企業、輸出企業への事業証明)

投資奨励法に基づく投資奨励を受けた、あるいはタイ工業団地公団法またはその他の法令に基づく輸出目的の工業または商業の事業許可証を取得した外国人の事業がこの法令の末尾表-2、表-3にある事業である場合、その外国人は事業証明書ののために局長に申請する。局長または委任された係官が投資奨励証または当該許可証の適正さを審査した時、局長は速やかに、投資奨励証または許可証を受け取った日から30日以内に事業証明書を発行する。この場合、当該外国人はこの法令の適用を第21条、第22条、第39条、第40条、第42条を除き、その事業が投資奨励を受けた、または輸出目的の工業または商業の事業許可を受けた期間にわたって免除される。

第一段落に基づく事業証明書の発行は局長が規定した原則及び方法に従う。

第13条 (他の法令との関係)

外国人の株式所有、合資・合名、投資、外国人の一部業種の営業における許可または禁止、または外国人の営業に係る原則を規定した他の法令がある

場合、当該法令を適用し、この法令の内容規定を他の法令が規定している特定の部分について適用しない。

第14条（最低資本）

外国人がタイ国内での事業開始の際に使用する最低資本は省令の規定を下回る額であってはならず、200万バーツ以上でなければならない。

第一段落の外国人の事業がこの法令の末尾表に基づく許可を必要とする事業である場合、省令が規定する各事業の最低資本は300万バーツ以上でなければならない。

この条の規定に基づき発行される省令は、タイ国内に持ち込み、または送金されるべき期限を規定することもできる。

この条の規定は、外国人がタイ国内ですでに営業している事業から得られた収入から生じた金銭または資産を他の事業を開始するために投入した、あるいは他の事業または法人に出資した、または投資した場合には適用しない。

第15条（表-2 企業のタイ人出資比率）

表-2にある事業を営むことができる外国人は、タイ人またはこの法令に基づく外国人でない法人がその法人である外国人資本の40%以上の株式を所有していなければならない。ただし、しかるべき事由により、大臣が内閣の承認下に当該比率を軽減することもできるが、それでも25%以上でなければならない。かつタイ人取締役数は全取締役数の5分の2以上でなければならない。

第16条（許可申請できる外国人資格）

許可を申請できる外国人は以下の資格を有し、かつ禁止状態にあってはならない。

- (1) 満20歳以上である。
- (2) 王国内に居住する、または入国管理法に基づき一時的に王国内への入国を許可されている。
- (3) 無能力者または準無能力者でない。
- (4) 破産者でない。
- (5) この法令または仏暦2515年〔西暦1972年〕11月24日告示、革命団布告第281号への違反で、判決により懲罰または科料処分を受けた前歴がない。ただし許可証申請日までに刑罰終了から5年以上が経過した場合を除く。
- (6) 詐欺、横領を基礎とする違反、刑法典に基づく商行為に係る違反、金銭借用法に基づく違反、入国管理法に基づく違反において判決により拘禁刑を受けたことがない。ただし許可証申請日までに刑罰終了から5年以上が経過

した場合を除く。

- (7) 許可証申請日までの5年間に、この法令または仏暦2515年〔西暦1972年〕11月24日告示、革命団布告第281号に基づく許可証を取り消されたことがない。

法人が許可証の申請者である場合、その法人の外国人である取締役、経営者、または事業責任者は第一段落における資格がなければならない、または禁止状態にあってはならない。

第17条（許可申請）

事業許可申請において、外国人は省令が規定する原則及び方法に従い大臣または局長に許可を申請する。表-2にある事業の場合は内閣が、表-3にある事業の場合は局長が承認または許可を審査し、申請日から60日以内に審査を終了する。内閣の承認審査で内閣が当該期限内に審査を終了することができない不可避の事由がある場合、審査期限の必要に従い、ただし当該期限日から60日以内に延長することができる。

第一段落に基づき内閣が承認した、あるいは局長が許可した時、大臣または局長は内閣が承認した、あるいは局長が許可した日から15日以内に許可証を発行する。

表-2にある事業である場合、承認にあたって大臣は内閣が決定したところに従い、または第18条の内容規定に基づき出された省令の規定に従い条件を規定することもできる。あるいは表-3にある事業である場合、局長は第18条の内容規定に基づき出された省令の規定に従い条件を規定することもできる。

内閣が外国人に対し表-2に基づく事業を営むことを承認しなかった場合、大臣は30日以内に不承認を書面でその外国人に通知し、不承認となった事由を明確に示す。

局長が外国人に対し表-3に基づく事業を営むことを許可しなかった場合、局長は15日以内に不許可を書面でその外国人に通知し、不許可となった事由を明確に示す。その外国人は不許可に対する不服を大臣に申し立てる権利を有し、第20条の内容規定を準用する。

第18条（許可証取得者の遂行条件）

大臣は委員会の提言により、許可証取得者である外国人が遂行しなければならない以下の条件を規定する省令を発令する権限を有する。

- (1) 許可を受けた事業において使用する借入金と資本との比率。
- (2) 王国内に定住、あるいは居住（駐在）するべき外国人である取締役の数。

- (3) 最低資本を国内に維持しておく額と期間。
- (4) 技術または資産。
- (5) 必要とされるその他の条件。

第 19 条 (許可取消)

許可証取得者または事業証明書取得者が以下であると判明した場合、

- (1) 第 7 条第一段落に基づき大臣が規定した条件に違反した。
- (2) 第 11 条第二段落または第 17 条第三段落に基づき規定された条件に従わなかった。
- (3) 第 15 条に違反した。
- (4) 第 16 条の資格に欠ける、または禁止横断にある。
- (5) 第 35 条に基づく違反を犯した。

(1) (2) または (3) である場合、局長は許可証取得者または事業証明書取得者に、局長が適正と判断した期間内に第 7 条第一段落、または第 11 条第二段落、第 17 条第三段落、第 15 条に従うよう命令書を出す。もし許可証取得者または事業証明書取得者がしるべき事由なく局長が出した命令書に従わない場合、局長は命令日より 60 日以内のしるべき期間内に許可証の一時停止、または事業活動の一時停止を命じる権限を有する。当該期間が終了した時点で外国人が完全に適正は行動を取っていない場合、局長は当該許可証または事業証明書の取消命令を検討する、あるいは許可証の取消命令を検討するよう大臣に報告する。

(4) 及び (5) である場合、局長は当該許可証または事業証明書の取消命令を検討する、あるいは許可証の取消命令を検討するよう大臣に報告する。

第 20 条 (許可取消への不服申立)

局長が第 19 条第二段落に基づき許可証の一時停止または事業活動の一時停止を命じた、あるいは許可証または事業証明書の取消を命じた場合、許可証取得者または事業証明書取得者は命令を受けた日から 30 日以内に大臣に文面をもって不服を申し立てる権利を有する。

不服申立は局長の命令に基づく執行を猶予するものではない。ただし大臣が委員会の提言より猶予を命じた場合はその限りではない。

大臣は不服申立から 30 日以内に判定を下さなければならない。大臣の判定は最終的なものとする。

第 21 条 (許可期間)

第 7 条、第 19 条、第 20 条の適用下に、許可証は許可証取得者が許可を取得した事業の廃業まで使用することができる。事業証明書についてはタイ王

国政府から許可を得た期間にわたって、またはその事業を規定した条約に基づく期間にわたって、あるいはその事業が投資奨励を受けた期間、輸出目的の工業または商業の事業許可を得た期間にわたって使用することができる。ただし事業証明書取得者が当該期間の終了前に許可を得た事業を廃業した場合は事業証明書の使用はそれまでとする。

許可証取得者または事業証明書取得者は当該許可証または証明書を自身の事業所の公開された場所に掲示しなければならない。

もし許可証または事業証明書が破損、紛失した場合、破損、紛失を知った日から 15 日以内に登記官に対し代用書を申請する。

許可証または事業証明書の代用書の申請及び発行は大臣が規定した様式及び方法に従う。ただし代用書の発行は申請から 30 日以内でなければならない。その代用書は新たな許可証または事業証明書を取得するまで許可証または事業証明書に代え使用できる書類であると見なす。

第 22 条 (廃業・移転報告)

許可証取得者、事業証明書取得者が廃業した、あるいは事務所または事業所を移転した時、廃業または移転をその廃業または移転日から 15 日以内に、省令が規定した様式及び方法に従い登記官に申請する。

第 23 条 (外国人事業委員会)

商務省事務次官を委員長、国家経済社会開発委員会事務局代表、投資委員会事務局代表、国防省代表、大蔵省代表、外務省代表、農業・協同組合省代表、運輸通信省代表、内務省代表、労働・社会福祉省代表、科学技術環境省代表、工業省代表、文部省代表、厚生省代表、消費者保護委員会事務局代表、警察庁代表、タイ商業会議所代表、タイ工業連盟代表、タイ銀行協会代表、5 人以下の大臣任命有識者を委員、商業登記局長を委員兼書記とする外国人事業委員会を設置する。

有識者委員は経済学、法学、商学、科学、技術、環境、商業、投資、経営、工業における専門知識を有する者でなければならない、政党顧問または政治職にあってはならない。

第一段落に基づく代表は、公官庁の代表は局長またはそれと同格以上の地位にある者でなければならない、タイ商業会議所、タイ工業連盟、タイ銀行協会の代表はそれぞれ理事以上の地位にある者でなければならない。

第 24 条 (有識者委員の任期)

有識者委員の任期は1期2年とする。

委員が任期終了前に離任した場合、または大臣がすでに任命された委員が任期途中で委員の追加任命をした場合、代わりに任命された者、追加任命された者の任期はすでに任命されている委員の残り任期と同じとする。

離任した有識者は再任されることができるが、連続して2期までとする。

第25条（有識者委員の離任）

第24条に基づき任期切れによる離任以外に、有識者委員は以下の場合、離任する。

- (1) 死亡
- (2) 辞任
- (3) 不品行、不正、義務感の欠如あるいは能力減などの理由による大臣の解任
- (4) 破産者
- (5) 無能力者または準無能力者
- (6) 最終判決により禁固刑を受けた。ただし過失罪、軽犯罪を除く。
- (7) 第23条の資格条件に欠ける、または禁止状態にある。

第26条（委員会の任務）

委員会はこの法令の規定に基づく権限を有し、以下の任務を行う。

- (1) この法令に基づく勅令制定、省令発令、または第7条に基づく外国人の事業の業種及び事業地の規定、あるいは第8条(2)に基づく内閣承認の申請における大臣への助言、提言、見解の提出。
- (2) 王国内における外国人の事業に係る、影響及び適正を含めた研究、情報収集、報告作成。大臣への報告は一年に一回以上なされなければならない。
- (3) 大臣の委任に基づくその他の件での大臣への助言、提言、見解の提出。

第27条（委員会会議）

委員会の会議は全委員数の半数以上の出席をもって成立する。もし委員長が会議に出席しない、または任務を遂行できない場合は、会議に出席した委員が一人の委員を互選し議長とする。

会議での議決は多数決による。委員一人は一票を有し、もし票数が同数であれば議長が決定票として一票を投じる。

第28条（小委員会）

委員会は、委員会の委任に基づき審議、執行す

る小委員会を設置する権限を有する。小委員会の会議には第27条を準用する。

第29条（委員会事務局）

商務省商業登記局は委員会の事務局として以下の権限を有する。

- (1) 委員会の決定、または委員会の委任に基づく執行。
- (2) 委員会が大臣に研究、情報収集、報告作成提出するために、王国内における外国人の事業に係る見解をまとめ委員会に提出する。
- (3) 委員会の一般事務。

第30条（登記官・係官の権限）

登記官及び係官は以下の権限を有する。

- (1) 文面による質問あるいは召喚により事実を表明すること、これらには、事実調査のために必要な文書あるいは証拠の提供が含まれる。
- (2) この法令に基づく審査のために、非常に緊急の場合を除き、事前に局長から文面で承認を受けた上で、勤務時間内に外国人が事業を営む場所に立ち入ること。この義務遂行に際しては、当該事業所にいる者から事実関係を聴取する、または必要な書類・証拠を提出させる権限を有する。

(2) に基づく任務遂行において、事業所の所有者または占有者は登記官または係官にしかるべき便宜を供する。登記官または係官は脅迫的、あるいは刑事訴訟法典に基づく捜査の形態をもった行為をしてはならず、非常に緊急の場合を除き、事業所の所有者または占有者に三営業日以上前もって予告状を送らなければならない。任務遂行を終えた時、登記官または係官は速やかに任務遂行の結果を大臣に文面で報告する。

第31条（書類要請）

書類の調査、謄本作成、あるいは登記官に内容証明付き謄本作成または複写、あるいは登記官が保管している内容の証明書発行を要請する者がいるとき、登記官は速やかに許可する。ただしその書類が公務情報法またはその他の法令で公開が禁止されているものである場合はその限りではない。要請者は省令が規定する手数料を支払う。

第32条（係官の身分証明証）

係官は省令が規定する様式に基づいた身分証明証を有し、任務遂行の際に関係者にその身分証明証を提示しなければならない。

第33条（捜査官規定）

この法令に基づく任務遂行において、委員、局長、登記官、係官は刑法典に基づく捜査官とする。

第34条（許可取消外国人の事業継続への罰則）

許可証または事業証明書を取得した外国人で、許可証の停止または取り消し処分を受けた、あるいは事業証明書に基づく事業の中止及び不服申立ての権利取消を命じられた、あるいは大臣が許可証の停止または取消、あるいは事業中止の最終判断を下したにもかかわらず、依然としてその事業を続けた者は、3年以下の懲役、または10万バーツ以上100万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処し、違反期間にわたって1日あたり1万バーツ以下の罰金に処する。

第35条（虚偽の合同事業への罰則）

この法令に基づき事業を営む許可証を取得した外国人で、この法令に基づき事業を営む許可証を取得していない他の外国人と合同で事業を営む、あるいは他の外国人のこの法令の内容規定の回避または違反のために、自身が単独の事業主であるとし、他の外国人が合同事業主となっている事業を営む者は、3年以下の懲役、または10万バーツ以上100万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処し、裁判所は合同事業の廃業またはその営業の無効を命じる。裁判所の命令に従わないときは、違反期間にわたって1日あたり1万バーツ以上5万バーツ以下の罰金に処する。

第36条（外国人と結託したタイ人への罰則）

タイ国籍者またはこの法令に基づく外国人でない法人が、許可を得ずにこの法令末尾にある規制事業を営む外国人に対し、その外国人と結託した上で、助力・支援、または事業参加した、あるいはこの法令の内容規定を回避または違反しながら外国人が事業を営むために、自身の事業であるとし、または合名・合資会社、株式会社、法人において外国人に代わり株式を所有し、外国人の事業に参加した者または前述の行為を許容した外国人を含む、3年以下の懲役、または10万バーツ以上100万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処し、裁判所は助力・支援の取り止め、または合同事業の廃業、株式所有の取り止め、または合名・合資社員をやめるよう命じる。裁判所の命令に従わないときは、違反期間にわたって1日あたり1万バーツ以上5万バーツ以下の罰金に処する。

第37条（6条、7条、8条違反への罰則）

第6条、第7条、第8条に違反し、事業を営む外国人は、3年以下の懲役、または10万バーツ以上100万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処し、裁判所は営業の中止、または廃業、株主をやめる、合名・合資社員をやめるよう命じる。裁判所の命令に従わないときは、違反期間にわたって1日あたり1万バーツ以上5万バーツ以下の罰金に処する。

第38条（14条、18条違反への罰則）

第14条に違反して、または第18条（3）の条件に従わず事業を営む外国人は、10万バーツ以上100万バーツ以下の罰金、及び違反期間にわたって1日あたり1万バーツ以上5万バーツ以下の罰金に処する。

第39条（21条、22条違反への罰則）

許可証または事業証明書を取得した者で、第21条第二段落または第三段落、あるいは第22条に違反した者は、5千バーツ以下の罰金に処する。

第40条（登記官・係官への不協力）

しかるべき事由なく、登記官または係官の事情聴取または召喚状に従わない、あるいは登記官または係官が事情聴取または検査する際に事実表明をしない、書類または証拠を提出しない、あるいは第30条に基づき登記官または係官に便宜を供しなかった者は、5千バーツ以下の罰金に処する。

第41条（違反者が法人である場合）

法人が第34条、第35条、第36条、第37条の違反者である場合、その違反を知っていた、またはその違反の発生を防止するための何らかの行動を起こさなかった取締役、合名・合資社員、または法人を代表する権限を有する者は、3年以下の懲役、または10万バーツ以上100万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第42条（略式処分）

第39条、第40条への違反である場合、局長または局長が委任した者は略式処分を下す権限を有する。容疑者が略式処分のあった日から30日以内に、局長または局長が委任した者が下した略式処分に基づく料金を支払った時、その事件は終結となる。

第43条（旧勅令・省令等の扱い）

この法令が施行された日に施行中の勅令、省令、布告、命令はこの法令の内容規定に反しない、または齟齬しない限り、この法令に基づき出された勅令、省令、布告、命令が施行されるまで施行することが

できる。

第44条(既得権者の取扱い)

この法令が施行になる前に、仏暦 2515 年〔西暦 1972 年〕11 月 24 日告示、革命団布告第 281 号に基づき権利を取得した、または事業許可を取得した外国人は、当該権利または許可に基づく条件及び期間にわたってその事業を継続できる。

第45条(新規制事業への許可)

この法令が施行された日に、仏暦 2515 年〔西暦 1972 年〕11 月 24 日告示、革命団布告第 281 号の末尾表になかった、この法令の末尾表にある規制事業を営む外国人で、事業の継続を望む者は、第 11 条で規定された原則及び方法に基づき事業証明書を申請するために局長に申請する。このとき、この法令の施行日から 1 年以内で、かつ事業証明書をまだ取得していない間は、その外国人はこの法令に基づき許可を取得しないで事業を営む者とは見なさない。

第46条(主務大臣の権限)

商務大臣をこの法令の主務大臣とする。主務大臣は登記官及び係官を任命する権限、及びこの法令末尾にある料金を上回らない範囲で手数料を規定する、または手数料を免除し、及びこの法令に基づく執行のためのその他の事項を規定する省令を発令する権限を有する。

その省令は官報告示により有効となる。

5 パーツ、ただし 20,000 パーツ以上、250,000 パーツ以下とする。

1,000 パーツ以下の単位は切り上げる。

3、証明書 20,000 パーツ

4、許可証または証明書の代用書 5,000 パーツ

5、不服申立

(a) 第 7 条に基づく不許可命令への不服申立 1,000 パーツ

(b) 第 17 条に基づく不許可命令への不服申立 2,000 パーツ

(c) 第 20 条に基づく許可証、証明書の停止、取消命令への不服申立 2,000 パーツ

6、廃業または事業所・事業地の移転通知 1,000 パーツ

7、登記、許可証または証明書の内容変更 1,000 パーツ

8、書類審査または謄本作成 一件 200 パーツ

9、内容証明付きの書類謄本作成または複写の申請 一頁 100 パーツ

10、登記内容の証明書発行 一件 100 パーツ

手数料

1、許可証申請

(a) 第 7 条に基づく許可証申請 1,000 パーツ

(b) 第 17 条に基づく許可証申請 2,000 パーツ

(c) 第 11 条、第 12 条に基づく証明書申請 2,000 パーツ

2、許可証発行

(a) 第 7 条に基づく許可証 5,000 パーツ

(b) 表-2 に基づく事業の許可証

(1) 自然人 40,000 パーツ

(2) 法人 登記資本金 1,000 パーツにつき 10 パーツ、ただし 40,000 パーツ以上、500,000 パーツ以下とする。

1,000 パーツ以下の単位は切り上げる。

(c) 表-3 に基づく事業の許可証

(1) 自然人 20,000 パーツ

(2) 法人 登記資本金 1,000 パーツにつき

1999 年外国人事業法の付表

表-1

特別の事由により外国人の事業活動が許可されない事業

(1) 新聞事業、ラジオ・テレビ放送局

(2) 稲作、畑作、果樹園の農作(農業)

(3) 畜産

(4) 林業及び自然木材の加工業

(5) タイ領海及び経済水域内での漁業

(6) タイ粟草の抽出

(7) タイの古美術品または歴史的価値を有する物の取引及び競売

(8) 仏像制作・鋳造、及びパート(托鉢用の鉢)制作

(9) 土地取引

表-2

国家安全保障に係る、または文化、伝統、地場工

芸、天然資源・環境に影響を及ぼす事業。

第1群 国家安全保障に係る事業

- (1) 以下の製造・販売・修繕
 - (a) 銃器、銃弾、火薬、爆薬
 - (b) 銃器、銃弾、爆薬の構成部品
 - (c) 武器、軍用飛行機、軍用輸送機器
 - (d) 戦争物資全種の機器または構成部品
- (2) 国内陸運、水運、空運、国内航空事業を含む

第2群 文化、伝統、地場工芸に影響を及ぼす事業

- (1) タイの美術工芸である骨董品・美術品の商取引
- (2) 木彫品製造
- (3) 養蚕、タイシルク製糸・織布及び模様染め
- (4) タイ楽器の製造
- (5) 金細工品、銀細工品、ニエロ細工品、金象眼細工品（クラアントーン・ローンヒン）、漆器の製造
- (6) タイ美術文化である食器、陶磁器の製造

第3群 天然資源または環境に影響を及ぼす事業

- (1) さとうきびからの砂糖製造
- (2) 塩田、塩土からの製塩を含む
- (3) 岩塩製塩
- (4) 飲業、爆破または破砕による物を含む
- (5) 家具・家庭用品の木材加工業

表-3

外国人に対し、タイ人が十分な競争力を有していない事業

- (1) 精米、米及び穀物の製粉
- (2) 水産物養殖
- (3) 植林による林業
- (4) 合板、ベニヤ板、チップボード、ハードボード製造
- (5) 石灰製造
- (6) 会計業務
- (7) 法律業務
- (8) 建築設計業務
- (9) 工学サービス
- (10) 建設業、以下を除く
 - (a) 特別な工具、機械、技術、専門知識を必要とする、公衆への基礎サービスとなる公共・通信事業施設の建設、外国人の最低資本が5億バーツ以上であること
 - (b) 省令の規定に基づくその他の建設

(11) 仲介業または代理業、以下を除く

- (a) 証券売買における仲介または代理業、あるいは農産物、金融商品・証券の先物取引に係る仲介または代理業
- (b) 同一グループ内の企業の製造、サービス提供に必要な財・サービスの売買、調達における仲介または代理業
- (c) 国際事業としての形態を有する、国内製造品または輸入品販売のための国内・国外での売買、調達、流通、マーケティングにおける仲介または代理業、外国人の最低資本が1億バーツ以上であること
- (d) 省令の規定に基づくその他の仲介または代理業

(12) 競売業、以下を除く

- (a) タイの美術、工芸、遺物である古美術品、タイの歴史的価値のある物の入札売買を除く、国際的な競売業
- (b) 省令の規定に基づくその他の競売業

(13) 未だ法律で禁止されていない地場農産物または製品に係る国内商取引

(14) 全最低資本が1億バーツ未満、あるいは一店舗あたり最低資本が2,000万バーツ未満の全種類商品の小売業

(15) 一店舗あたり最低資本が1億バーツ未満の全種類商品の卸売業

(16) 広告業

(17) ホテル業、ホテル運営サービスを除く

(18) 観光業

(19) 飲食物販売業

(20) 植物の繁殖栽培、品種改良事業

(21) 省令で規定されたサービス業を除く、その他のサービス業

土地法

特に第 86 条および第 96-98 条

第 86 条. 外国人は、条約により不動産の所有が認められている場合、本法の規定に従い土地を取得することができる。

.....

第 96 条の 2. 第 86 条第 1 項に規定した、条約に基づく外国人の土地取得に係る条項は、省令の規定の通り 4,000 万バートを超える投資金を持ち込み、居住用として 1 ライ (1 rai は約 1,600 m²) 以下の土地取得を大臣より許可された外国人には適用しない。

第 1 項の外国人による土地取得は、省令が定める規則、手続き、および条件に従って行う。同省令には以下の点を必ず盛り込む。

- (1) 外国人投資の対象となる事業は、国家の社会経済に貢献するもの、あるいは投資委員会が投資奨励法の適用対象として認可したものとする。
- (2) 投資期間は 3 年以上とする。
- (3) 外国人が取得可能な土地は、バンコク首都府、パタヤ特別市、自治市、あるいは都市計画法による居住区域指定を受けた地区内とする。

第 96 条の 3. 第 96 条の 2 により土地の取得が認められた外国人が、第 96 条の 2 の第 2 項に基づく省令で定められた規則や条件に違反した場合、180 日以上 1 年以内の範囲で局長が定めた期限内に、権利を有する土地を処分しなければならない。期限を超過した場合、局長は当該土地を処分する権限を有する。

第 96 条の 2 により外国人による取得が認められた土地につき、取得登記日から 2 年以内に当該土地が居住目的に供されない場合、大臣は当該土地を処分する権限を有する。

第 97 条. 以下の法人は外国人と同等とみなす。

- (1) 外国人による登録株式保有が登録資本の 49% を超える、あるいは株主総数に占める外国人数が半数を超える株式会社または公的株式会社。本章の主旨に照らし、株式会社が発行する無記名株券は外国人の保有する株式とみなす。
- (2) 外国人の出資率が総資本金の 49% を超える、あるいは株主総数に占める外国人数が半数を超える登記済有限責任共同企業または登記済普通共同企業。

- (3) 会員総数に占める外国人の会員が半数を超える、あるいは外国人の利益を一部または主要活動目的とする協同組合などの協会
 - (4) 外国人の利益を一部または主要活動目的とする財団
-

第 98 条. 第 97 条に定められる法人が、同条に該当する別の法人に出資や株式保有を行う場合、当該法人は外国人とみなす。

民商法

特に、第 540 条

第 540 条. 不動産賃借期間の上限を 30 年とする。これを上回る期間を設定した場合は 30 年に短縮しなければならない。不動産賃借期間は 30 年を上限として更新延長できる。

商工業用不動産賃借法 B.E.2542 (1999 年)

特に、第 3 条、第 4 条、および第 6 条

第 3 条. 「賃貸借」とは、30 年超 50 年以下の期間にわたり、商業および工業用の不動産を賃貸借することを指す。

.....

第 4 条. 本法に基づく賃貸借は書面をもってなされ、係官による登記を受けなければならず、それ以外の場合は無効とする。賃貸借期間満了後の更新は、賃貸人と賃借人で交わされる合意書の日付から 50 年を上限として延長できる。合意は書面をもってなされ、係官による登記を受けなければならず、それ以外の場合は無効とする。

第 6 条. 本法に基づく賃借権は抵当として債務の担保に供することができる。その場合、不動産抵当権の規定を準用する。

消費者保護法
B.E.2522 (1979 年)

プミボン・アドゥンヤデート国王陛下により
御在位 34 年目の B.E. (仏歴) 2522 年 4 月 30 日に公布

プミボン・アドゥンヤデート国王陛下は寛大なる御心をもって次のように宣せられた。

消費者保護に関する法律を持つことは時宜にかなうものである。

よって国民議会である国民立法議会の助言と承認により、国王の名において以下を制定する。

第 1 条 本法は「消費者保護法 B.E.2522」と称する。

第 2 条* 本法は、官報に掲載した日の翌日に施行される。

第 3 条 本法において、「購入」は、金銭的対価その他の価値の手段が何であれ、賃借り、分割払い購入、入手を含む。「販売」は、金銭的対価またはその他の価値を要求する手段が何であれ、賃貸、割賦販売、譲渡を含み、上述の行為を求める申出または提案を含む。

「商品」は、販売のために生産または所有される品物を指す。

「サービス」は、金銭その他の対価としての「仕事の完了までの請負」「使用する権利または許可」「財産または事業における恩恵の付与」を指す。但し、労働法に基づくサービスの提供は除く。

「生産」は、製造、混合、作成、組立、発明、または変性することを指し、再包装のための変形、変造、選択、分割を含む。

「消費者」**は、事業者から商品購入もしくはサービスを受ける者または事業者から商品購入もしくはサービスの申し出または提案を受けた者であり、正当に商品を使用する者か、報酬を支払う者ではなくても事業者からサービスを正当に受ける者を指す。

「事業者」は、商品の販売者、製造者もしくは輸入者、再販用商品の購入者、またはサービスを提供する者を指し、広告業を営む者を含む。

「告知」は、大衆が意味を理解できるようにする行為で、手紙、写真、映画、証明、音声、標示によって表明する行為を含む。

「広告」は、どのような手段であれ、取引目的のために告知を一般消費者に見せるまたは知らせる行為を指す。

「広告媒体」は、新聞、印刷物、ラジオ、テレビ、郵便、電報、電話、看板といった広告媒体物を指す。

「ラベル」は、商品に関する告知を商品、容器、包装に表示させるか、商品、容器、包装に挿入または添付する写真、図面、文書、その他の物を指し、使用説明書および、商品、容器、包装に添付または表示するタグを含む。

「契約」*は、商品の購入販売またはサービスの提供入手に関する消費者および事業者間の合意を指す。

「当委員会」は、消費者保護委員会を指す。

「委員」は、消費者保護委員会の委員を指す。

「担当役員」は、本法を執行するために大臣が任命した者を指す。

「当大臣」は、本法の執行を担当し、管理する大臣を指す。

第4条 消費者は、保護に関する以下の権利を有する。

- (1) 商品またはサービスの質に関する正確で十分な情報および説明を受ける権利
- (2) 商品またはサービスを選択する自由を享受する権利
- (3) 商品またはサービスの使用が安全であることを期待する権利
「(3の2) 公正な契約を受ける権利」**
- (4) 関連法または本法の規定にしたがって損害の検討および補償を受ける権利

第5条 本法に基づく義務を履行する際、担当役員は、以下の権限を有する。

- (1) 委員会が定めた規則に従って、試験のサンプルとして妥当な量の商品数を計算し、重さを量り、寸法を測り、検査し、無料で取得する権限。
- (2) 本法に対する違反行為があると疑う理由がある場合、法的手続きを開始する目的で、本法を遵守していない商品、容器、包装、ラベル、その他の文書の搜索、押収、差し押さえを行う権限。
- (3) 本法に対する違反行為があると疑う理由がある場合、商品の製造または商品やサービスの販売を検査するために敷地または車両に入り、事業者の帳簿、関連書類、設備を調査する権限。

- (4) 担当役員の考察を補足する告知を行わせるか、必要な文書および証拠を提出させるために、誰に対してであれ、出頭命令を出す権限。

第1項による義務を遂行する際、担当役員は、当該人物から適切な設備を提供されなければならない。

第6条 担当役員は、第5条(3)による義務を遂行する際、緊急の場合を除き、書面による通知によって、当該敷地または車両の所有者または占有者に前もって妥当な時間を与えなければならない。さらに当該行為を所有者または占有者の面前で行わなければならない。かかる者が不在の場合には、担当役員が証人として依頼した他の者二名以上の面前で行わなければならない。第5条(2)による搜索は、日の出から日の入りまでの間に担当役員によって行われなければならない。

第7条 担当役員は、本法による義務を遂行する際、当該人物の求めに応じて身分証明書を提出しなければならない。担当役員の身分証明書は、省令に定めた書式でなければならない。

第8条 総理大臣は、本法執行に責任を負い、管理しなければならない。また、担当役員を任命し、本法執行に関する省令を発布する権限を有する。

かかる省令は、官報で公表された際に発効する。

第1章 消費者保護委員会

第9条 「消費者保護委員会」と呼ばれる委員会を設立し、総理大臣を議長とし、官房長官、官房事務次官、農業協力省事務次官、商務省事務次官、内務省事務次官、産業省事務次官、運輸通信省事務次官、食品医薬品委員会事務局長、および閣議によって任命された8名までの資格を有する者を委員とし、消費者保護委員会の事務局長を委員兼書記とする。

第2章 消費者保護

第21条 何らかの事柄を法が定めた場合、かかる事柄は当該法の規定に従うものとし、本法の規定は、かかる規定の反復となったり反したりしない場合にのみ適用する。ただし、以下の場合を除く。

- (1) 消費者全体の恩恵に必要な場合で、かかる法律に基づく担当役員が当該法に従って手続きを進行または完了させておらず、特別委員会または当委員会からの通知書を受け取った日から 90 日以内に当該法に従って消費者保護に関する命令を出していない場合、特別委員会または当委員会は、本章の規定に従って命令を出すべき事柄を総理大臣に提出しなければならない。
- (2) (1)の場合、必要かつ緊急であれば、特別委員会または当委員会は、書面による通知なしに、また、(1)の条件に従って 90 日の期間が経過するのを待つことなしに、命令を考慮し、発令すべき事柄を総理大臣に提出しなければならない。本章に規定しているような消費者保護の命令を出す権利を担当役員に与える規定が当該法にない場合、特別委員会が本章の規定に従って命令を出す権限を有する。ただし、当該法が担当役員の規定を設けている場合、本委員会は、かかる担当役員に権限を委任し、特別委員会に代わって権限を行使させることができる。かかる事柄に関して本項に基づき当該法による担当役員に権限を委任する場合、かかる委任を官報において公表しなければならない。

第 1 部

広告に対する消費者保護

第 22 条 商品またはサービスの出所、状態、品質または説明に関するものであれ、商品またはサービスの配達、調達または使用に関するものであれ、消費者に対して不公平な告知や、社会全体に対して悪影響を及ぼす告知を広告に含めてはならない。

以下の告知は、消費者に対して不公平な告知、社会全体に対して悪影響を及ぼす告知とみなす。

- (1) 虚偽または誇大な告知
 - (2) 商品またはサービスに関する基本要素に誤解を生じさせる告知。かかる告知が虚偽または誇大な技術報告や統計などに基づくか、参照している場合を含む。
 - (3) 直接間接を問わず、不法または不道徳な行為を犯させるよう鼓舞する告知、または国民の文化に悪影響を与える告知。
 - (4) 一般市民に不和を生じさせるか、一般市民間の調和に悪影響を与える告知。
 - (5) 省令で定められたその他の告知。
- 一般消費者が真実ではありえないと判断できる告知は、(1)による広告での使用を禁じない。

第 23 条 広告は、省令に定められているように、健康に害を与えたり、消費者の心身に害を与えたり、迷惑をかけたりする可能性のある方法によるものであってはならない。

意見を求める申請および意見提供の料金は、広告委員会が定めた規則によらなければならない。受け取った料金は、国家収入として国庫に納めなければならない。

第 1 項に基づく広告委員会の意見提供は、正当な原因がある場合、当該事柄を審査する広告委員会の権限を縮小させるものとみなされてはならない。

第 1 項に基づく広告委員会の意見に基づいて行われた行為は、犯罪とみなされてはならない。

第 2 部 ラベルに対する消費者保護

第 30 条 工場法に基づいて工場で販売用に製造される商品および販売用に注文されるまたは国内に輸入される商品は、ラベル規制商品でなければならない。

第 1 項の規定は、ラベル委員会によって定められ官報で公表された商品に適用してはならない。

商品の使用または性質のために健康に害を与えるか、心身に害を生じさせる可能性のある商品または一般大衆が常に使用する商品、およびかかる商品のラベルの要件が消費者に有益であり、第 1 項に基づくラベル規制商品ではない商品に関する重大な事実を消費者が知ることができる場合、ラベル委員会は、官報での公表を通じてかかる商品がラベル規制商品だと宣言する権限を有する。

第 31 条 ラベル規制商品のラベルには以下の記述を必ず盛り込むこととする。

- (1) 真実の告知が含まれており、当該商品の重大な事実に関して誤解を生じさせる可能性のある告知を含んでいない。
- (2) 以下の告知を含んでいること。
製造者または販売輸入者の名前または商標
製造場所または輸入業を営む場所
どのような商品なのかを示す告知。輸入品の場合、製造国の名前を明記しなければならない。
- (3) 価格、数量、使用法、長所、警告、期限（商品に期限がある場合など）といった消費者の権利を保護するために必要な告知を含んでいる。ただし、

かかる保護は、ラベル委員会が定め、官報で公表する規則および条件に従って為されなければならない。

ラベル規制商品の製造者または販売輸入者である事業者は、販売する前に当該商品のラベルを準備しなければならない。また、かかるラベルには第1項の告知を含まねばならない。この目的を達するため、第1項(2)および(3)の告知は、ラベル委員会が定め、官報で公表する規則および手順に従って為されなければならない。

第32条 事業者は、告知が消費者の健康、衛生、安全に必要でない限り、第30条によるラベルの告知の規定の結果として生産の極秘事項を開示するよう強制されてはならない。

第33条 ラベルが第31条に違反すると判断した場合、ラベル委員会は、当該ラベルの使用を中止もしくはラベルを改正するよう事業者に命令する権限を有する。

第34条 自社のラベルが第31条に違反しているかどうかの疑義を持つ事業者は、当該ラベルに関する検討および意見を、ラベル委員会に申請することができる。かかる場合は第29条を準用する。

第35条 ラベル規制商品に関する事業運営の監督および検査を目的として、当大臣は、当該製品を生産する事業者に対して、担当役員の検査のために帳簿、文書、証拠を保存するよう求める通知を官報で行う権限を有する。

第1項による帳簿、文書、証拠の保存の方法は、省令で定める。

第2部の2

契約に関する消費者保護

第35条の2 商品の販売またはサービスの提供に関する事業において、法律または慣習によって販売契約またはサービス契約を書面で作成しなければならない場合、契約委員会は、かかる事業は契約に関して規制された事業でなければならないと規定する権限を有する。

契約に関して規制された事業における事業者および消費者間の契約は、以下に従わねばならない。

- (1) 明記しなければ消費者が不当に不利をこうむる必要契約条項を明記する。
- (2) 消費者にとって不公平な契約条項を明記してはならない。

ただし、契約委員会が定めた規則、条件、詳細に従って、また消費者全体の恩恵のために、契約委員会は、契約委員会が定めた書式に従って契約を作成する許可を与えることができる。

第1項および第2項による規定は、勅令によって定められた規則および手順に従わなければならない。

第35条の3 契約委員会が、契約に関して規制された事業の契約は、契約条項または第35条の2による条件に従った契約条項を明記しなければならないと規定した場合、当該契約は、かかる契約条項を明記していないか、かかる条件に従っていないか、かかる契約条項を明記しているか、かかる条件に従って契約条項を明記しているかとみなす。

第35条の4 契約委員会が、契約に関して規制された事業の契約に、第35条の2による契約条項を明記してはならないと命じた場合において、当該契約に契約条項を明記してあれば、かかる契約条項は存在しないものとみなす。

第35条の5 契約委員会は、商品販売またはサービス提供に関する事業は支払受領が規制された事業でなければならないと規定する権限を有する。

領収証を規制された事業の支払領収書は、以下に従わなければならない。

- (1) 欠けていれば消費者が不当に不利益を被る詳細および必要な告知が記載されている。
- (2) 消費者に対して不公平な告知を含まない。

ただし、契約委員会が定めた規則、条件、詳細に従わなければならない。

第1項および第2項による規定は、勅令によって定められた規則および手順に従わなければならない。

第35条の6 契約委員会が、領収証を規制されている事業の支払領収書には、告知または条件付き告知を含まねばならない、または第35条の5による告知を含んではならないと規定する場合、第35条の3および第35条の4を領収証に準用する。

第35条の7 商品販売またはサービス提供に関する事業を営む者が、消費者に対して保証契約を約束した場合、保証契約は書面で為され、当該事業者または代理人によって署名され、商品またはサービスとともに消費者に送達されなければならない。

第1項による契約が外国語のよる場合、タイ語への翻訳を添付しなければならない。

第35条の8 事業者は、当該事業種の通常の期間または契約委員会が官報に定めた期間のいずれか早い方の期間内に、契約条項が記載された契約もしくは第35条の2による正しい書式による契約条項、または第35条の5による正しい詳細および告知を有する領収証を消費者に渡す義務を有する。

第35条の9 契約書式または領収証の書式が本法に違反しているかどうかの疑義を持つ事業者は、かかる書式に関する事前の見解を契約委員会に求めることができる。かかる場合、第29条を準用する。

第3部 その他の消費者保護

第36条 商品が消費者に害を与える可能性があるという疑いに足る理由がある場合、当委員会は、当該商品の試験または検証を行うよう事業者に命令することができる。事業者が、正当な理由もなく試験または検証を始めないか遅らせた場合、当委員会は、事業者の費用で検証を準備することができる。

試験または検証によって、当該商品が消費者に害を与える可能性を有するとの結果が出た場合において、商品に起因する可能性のある害が、第30条または他の法律によるラベル要件では防止できない場合、当委員会は、商品の販売を禁止する権限を有する。また適切と判断すれば、当委員会が定めた条件に従って商品を改造するよう事業者に命令することができる。商品が改造できない場合、または事業者が商品の販売を継続するかどうか疑わしい場合、当委員会は、商品を破壊を事業者に命令、もしくは事業者負担で商品の破壊を準備する権限を有する。

必要かつ緊急の場合、商品が消費者に害をもたらす可能性があるという当委員会が信じる理由があれば、当委員会は、第1項または第2項による試験または検証が行われるまでの間、販売を禁止する権限を有する。第2項および第3項による販売の禁止は、官報で公表しなければならない。

第37条（廃止）

第38条（廃止）

第 39 条 当委員会が、消費者の権利が侵害されたとみなし、または権利が侵害された消費者からの告発によって、法的手続きの開始が消費者全体のためになると判断した場合、当委員会は、消費者保護役員として、検察庁長官の承認の下に検察官を指名するか、法学士以上の資格を有する消費者保護委員会の委員を指名する権限を有する。消費者保護役員は、消費者の権利を侵害した者に対して裁判所で民事および刑事手続きを開始する義務を有する。当委員会が侵害を裁判所に知らせるべく法務省に通知した場合、消費者保護役員は、当委員会から委任された法的手続きを開始する権限を有する。

裁判所での法的手続きにおいて、消費者保護役員は、原告のために財産または損害賠償を請求する権限を有し、これを目的として、すべての費用は免除される。

第 40 条 消費者保護または不正取引競争反対を目的とし、役員会、メンバー、運営方法に関する規則が省令で定めた条件に従っている団体は、第 41 条による法的手続きを開始する権利および権限を有するために、当委員会に対して認定を申請することができる。

第 1 項による申請は、省令で定めた規則および手続きに従うこと。第 1 項による団体の認定は、官報で公表しなければならない。

第 41 条 第 40 条によって当委員会に認定された団体は、消費者の権利を侵害したことに對する法的手続きにおいて、民事および刑事手続きを開始するか、消費者保護のために法的手続きを起こす権限を有する。団体メンバーから損害賠償の請求を委任された場合には、当該メンバーに代わって損害賠償を得るための訴訟を起こす権限を有する。

第 1 項による法的手続きにおいて、メンバーの代理人として団体が損害賠償を請求する民事訴訟において、法的手続きを取りやめることができるのは、消費者全体の保護に悪影響を及ぼすことはない裁判所が判断した場合に限られる。団体は裁判所の承認なしに法的手続きを取りやめてはならない。両当事者による合意または示談による訴訟の撤回または判決の取りやめは、出廷した権限を有するメンバーの書面による同意によってのみ成立させることができる。

第 42 条 第 40 条によって当委員会から認定された団体は、民事法、商法、その他の法律の規定を遵守するほか、当委員会が定めた規則を遵守しなければならない。

第 40 条によって当委員会から認定された団体が、当委員会の定めた規則を遵守していないと思える場合、または団体が悪意によって裁判所で法的手続きを開始したと状況判断できる場合、当委員会は、団体の認定を撤回することができる。

本条による団体認定の撤回は、官報で公表しなければならない。

本法によって認定が取り消された団体が裁判所で法的手続きを開始し、まだ係属中の場合、裁判所は、当該事件の処置を命じなければならない。

第 3 章 不服申立て

第 43 条 第 27 条および第 28 条第 2 項による特別委員会の命令に不服を持つ者は、当委員会に対して不服申立てを行う権利を有する。

第 44 条 第 43 条による不服申立ては、不服申立てが決定される前に特別委員会が異なる仮命令を出さない限り、申立人が特別委員会の命令を知った日から 10 日以内に当委員会に提出されなければならない。

委員会の決定を最終的なものとする。

(仮訳)

製造物責任法 B.E.2551 (2008 年)

プミボン・アドゥンヤデート国王陛下により
御在位 63 年目の B.E. (仏歴) 2551 年 2 月 13 日に公布

プミボン・アドゥンヤデート国王陛下は寛大なる御心をもって次のように宣せられた。

製造物責任に係る法律を持つことは時宜にかなうものである。

本法は、タイ王国憲法に則り、同憲法第 29 条と第 43 条に基づく人間の権利と自由の制限に関する規定を含む。

よって国民立法議会の助言と承認により、国王の名において以下を制定する。

第 1 条. 本法は「製造物責任法 B.E.2551」と称する。

第2条. 本法は官報に掲載した日より1年後に施行される。

第3条. 製造物責任に係る規定を含む法規が他にあり、本法よりも高度な消費者保護を定めている場合には、他の法規を適用する。

第4条. 本法においては以下の定義を用いる。

「製造物」は、販売目的で製造または輸入された全ての動産を指す。農産物および電力を含み、省令により定められた品目を除く。

「農産物」は、農耕、園芸、畜産、水産養殖、養蚕、カイガラムシの養殖、キノコ栽培などの農業による生産物を指し、天然自生のものは除く。

「製造」は、製作、混合、調製、装飾、組立、創造、変質、変形、改造、選別、分包、冷凍、熱照射することを指し、その他同様の行為も含む。

「被害者」は、欠陥製造物により損害を受けた者を指す。

「損害」は、欠陥製造物により生命、身体、健康、衛生、精神、または財産に生じる損害を指す。但し、欠陥製造物自体への損害は含まない。

「精神的損害」は、痛み、苦痛、恐怖、不安、悲痛、羞恥、またはその他同様の精神への損害を指す。

「欠陥製造物」は、製造上や設計上の欠陥、使用説明・保管方法・注意書き・製造物情報の不備、あるいは通常の使用形態や保管方法などの製造物の特性情報が正確または不明瞭であることにより、損害をもたらす、またはもたらす恐れのある製造物を指す。

「販売」は、商業目的で流通、分配、提供、または交換することを指し、同様の目的で貸貸、割賦販売、調達、提案、勧誘、または展示することを含む。

「輸入」は、販売目的で国内に製造物を持ち込む、あるいは発注することを指す。

「事業者」は、以下を指す。

- (1) 製造業者または発注業者
- (2) 輸入業者
- (3) 製造業者、発注業者または輸入業者が明示できない商品の販売業者

(4) 製造業者、発注業者または輸入業者の名称、商号、商標、記号、文言を使用した者、もしくは何らかの方法で上記業者のように見せた者

第5条. 事業者の故意過失を問わず、消費者に販売された欠陥製造物により生じた損害において、全ての事業者は被害者に対し連帯責任を負う。

第6条. 第5条に基づく事業者責任を成立させるためには、被害者が事業者の製造物により損害を受け、なおかつその製造物の使用形態や保管方法が通常通りであったことを、被害者または第10条に定められる代理人が証明しなければならない。但し、いずれの事業者によって生じた損害であるかは証明しなくてもよい。

第7条. 事業者は以下のいずれかを証明すれば、欠陥製造物により生じた損害について免責される。

- (1) 当該製造物に欠陥がない。
- (2) 被害者が当該製造物に欠陥があることを既に認知していた。
- (3) 事業者が使用説明・保管方法・注意書き・製造物情報を正確かつ明瞭に表示したにもかかわらず、誤った使用形態や保管方法により損害が生じた。

第8条. 発注業者の注文に応じた製造業者は、製造物の欠陥が発注業者による設計または指示により生じ、かつ製造業者は当該欠陥について予見しなかった、あるいは予見しえなかったことを証明できれば、免責される。

製造物の部品製造業者は、製造物の欠陥が当該製造物の製造業者の設計、組立、使用説明、保管方法、注意書きまたは製造物情報により生じたことを証明できる場合、免責される。

第9条. 損害が生じる以前に消費者と事業者の間で交わされた合意もしくは事業者による通知や報告をもって、事業者責任の免責や制限を抗弁することはできない。

本条における「消費者」は、消費者保護法に基づく定義と同一とする。

第10条. 消費者保護委員会、消費者保護法に基づき同委員会が認定した協会および財団は、被害者の代わりに損害賠償訴訟を起こす権利を有する。この場合の告訴手続きについては、同法の規定を準用することとする。

第1項に基づく訴訟および右手続きの手数料は、司法裁判所が決定する手数料を除き、全額免除される。

第 11 条. 民商法で規定される損害賠償金に加え、司法裁判所は以下の規則に基づいて損害賠償金を定めることができる。

- (1) 被害者の身体、健康または衛生への損害の結果生じた賠償金。被害者が死亡した場合、その夫、妻、両親および相続人は精神的損害に対する賠償金を受け取る権利を有する。
- (2) 事業者が当該製造物の欠陥を知りながら、あるいは重大な過失によりそれを知らずに製造、輸入または販売したことが明らかになった場合、もしくは当該製造物の欠陥を認知した後もこれによる損害を防止するための適切な措置を講じなかったことが明らかになった場合、司法裁判所は事業者に対し、懲罰的損害賠償金の追加支払いを命ずることができる。同賠償金は、実損額の 2 倍の範囲内で、被害者が受けた損害の程度、製造物の欠陥に対する事業者の認知度合い、製造業者が製造物の欠陥を隠蔽していた期間、事業者が欠陥製造物と認知した後の対応、製造業者が得た利益、事業者の財務状況、事業者による損害軽減措置、および損害における被害者の関与度合いを勘案し、司法裁判所が妥当と判断する金額に定める。

第 12 条. 本法に基づく欠陥製造物により生じた損害賠償請求権は、被害者が損害および賠償責任者について認知した日から 3 年後、もしくは当該製造物の販売日から 10 年後に時効により消滅する。

被害者の体内に蓄積した物質により、生命、身体、健康または衛生への損害が生じた場合、あるいは症状が顕在化するまで時間がかかる場合、被害者または第 10 条に定められる代理人は、当該損害および責任を負うべき者について認知した日から 3 年以内、および損害について認知した日から 10 年以内に、請求権を行使しなければならない。

第 13 条. 事業者と被害者または第 10 条に基づく代理人の間で賠償額をめぐる交渉が行われている場合、いずれか一方が交渉を終了するまで、時効は停止されることとする。

第 14 条. 本法の規定は、他の法規に基づき損害賠償請求を行う被害者の権利を損なわない。

第 15 条. 本法の施行以前に消費者に販売された製造物については、本法の適用外とする。

第 16 条. 内閣総理大臣は本法の主務大臣となり、本法に係る省令を制定する権限を有する。同省令は、官報掲載を経て施行される。

国家環境保全推進法 B.E.2535 (1992 年、略称 NEQA)

特に、第 4 部「環境影響評価 (EIA)」

第 46 条. 環境の向上と保全のため、大臣は国家環境委員会の承認のもと、官報政府機関、国営企業または民間のプロジェクトや事業のうち、環境に影響を及ぼしうるものについて、その具体的な種類と規模を官報で告示する権限を有する。当該プロジェクト・事業主体は、環境影響評価報告書を作成、提出し、第 47 条、第 48 条、第 49 条に基づく承認を得る必要がある。

第 1 項に基づく告示には、プロジェクト・事業の種類と規模ごとに、環境影響評価報告書作成にあたっての手続き、規則、および指針を明示するほか、同報告書に添付すべき関連書類についても定める。

プロジェクト・事業またはその立地選定の環境影響評価に際し、同一の種類・規模のものや特性の類似した地域について既存の環境影響評価があり、これを基準として適用可能な場合、大臣は、国家環境委員会の承認のもと、当該プロジェクトまたは事業に対し、評価の実施免除を官報で告示することができる。但し、当該プロジェクト・事業主体は、大臣が指定した規則および方法により基準として適用される環境影響評価報告書に定められた措置を遵守する旨、明言しなければならない。

第 47 条. 第 46 条に基づき環境影響評価の作成が必要なプロジェクト・事業のうち、主体が政府機関や国営企業、あるいは民間企業との合併で、公的規則および規制に基づく内閣の承認を必要とするものについては、当該プロジェクト・事業の責任者となる政府機関・国営企業が、実現可能性の調査段階で環境影響評価報告書を作成しなければならない。また、同報告書は国家環境委員会の評価および見解を得たうえで内閣に提出し、その審査に付す。

内閣は第 1 項に基づき提出された環境影響評価報告書の承認可否を審査するにあたり、環境影響評価の専門知識を有する個人または組織に調査を要請し、審査のための報告書または意見書の提出を求めることができる。

政府機関や国営企業が主体となるプロジェクト・事業のうち、第 1 項に基づく内閣の承認を必要としないものについては、当該プロジェクト・事業の責任者となる政府機関・国営企業が、開始に先立ち環境影響評価報告書を作成および提出し、第 48 条および第 49 条に定められた規則と手続きに基づく承認に付すこととする。

第 48 条. 第 46 条に基づき環境影響評価書の作成が必要なプロジェクト・事業のうち、右の建設または稼働前の許認可取得が法規で義務づけられているものについては、認可申請者が環境影響評価報告書を当該法で定められた認可当局、および環境政策計画局に同時に提出するものとする。同報告書の提出は、第 46 条第 2 項に基づき大臣が定めた規則と手続きに従い、初期環境調査（IEE）の形で行うことができる。

認可権者は、第 1 項に挙げたプロジェクト・事業の認可にあたり、環境政策計画局から第 49 条に基づく環境影響評価報告書の評価に係る審査結果について通知を受けた後に、認可を与えること。

環境政策計画局は、環境影響評価報告書および添付にて提出された関連書類を審査する。提出された報告書が第 46 条の第 2 項に基づき定められた規則と手続きに従い作成されていない、または添付の書類・データに不備がある場合、環境政策計画局は同報告書を提出した認可申請者に対し、右の受領日から 15 日以内に通知を行うこと。

環境影響評価報告書および添付の関連書類がしかるべく作成、あるいは第 3 項に基づき訂正・修正され、必要な全てのデータが揃っていることが確認されれば、環境政策計画局は右の受領日から 30 日以内に当該報告書を評価し、予備見解を作成したうえで専門家委員会の審査に付すこと。

第 4 項の専門家委員会は、国家環境委員会が定める規則と手続きに従い指名する。同委員会は関連部門の諸分野で資格や専門性を有する専門家により構成され、審査対象のプロジェクト・事業の認可権者またはその代理人も含むこととする。

第 49 条. 第 48 条の専門家委員会による評価および審査は、環境政策計画局から環境影響評価報告書を受領した日から 45 日以内に行うこと。専門家委員会が同期限内に評価と審査を完了しなかった場合、同報告書は同委員会の承認を受けたものとみなす。

専門家委員会が同報告書を承認した、あるいはそうみなされた場合、認可権者はこれに従い、申請者への認可を命令することとする。

専門家委員会が同報告書を承認しなかった場合、申請者が専門家委員会の命令により定められた指針や細則に従い訂正または完全に作成しなおした報告書を再提出するまで、認可当局は認可を留保する。

申請者より訂正または完全に作成しなおした環境影響評価報告書が再提出された場合には、専門家委員会は受領日から 30 日以内に評価および審査すること。専門家委員会が同期限内に評価と審査を完了しなかった場合、同報告書は同委員会の承認を受けたものとみなされ、認可権者はこれに従って申請者を認可することとする。

第 46 条に基づき告示された種類・規模のプロジェクト・事業について許認可更新の申請がなされた場合、適切と判断されれば、大臣は、認可申請の際と同様の手続きにより、環境影響評価報告書を提出するよう、官報で告示することができる。

第 50 条. 第 48 条および第 49 条に基づく環境影響評価報告書の評価と審査において、用地検査が適切と判断される場合、専門家委員会または同委員会が指名した係官は、承認審査対象の同報告書に記載されているプロジェクト・事業用地を検査する権限を有する。

専門家委員会が第 49 条に基づき環境影響評価報告書を承認した場合、認可および更新の認可権者は、環境影響評価報告書に提示された全ての影響緩和措置をその条件として定めること。これらの条件は、当該案件に係る法規に基づき定められたものとみなされる。

第 51 条. 第 47 条および第 48 条を遵守するにあたり、大臣は、国家環境委員会の承認のもと、第 46 条に基づく環境影響評価報告書の作成または認証を環境影響評価の専門資格者が行うよう定めることができる。

環境影響評価報告書の作成資格者に係る免許の申請と発行、免許取得、免許所持者の業務管理、免許更新、免許証明書の発行、免許の停止または取消、免許の申請・発行手数料については、省令が定める規則、手続き、および条件に従う。

2007 年憲法（第 67 条第 2 項）

環境の質、天然資源、および健康面で社会に重大な影響を及ぼす恐れのあるプロジェクトまたは事業は、これを許可してはならない。但しその実施前に、地域における環境の質や人間の健康への影響を調査および評価し、住民や利害関係者との協議を行い、民間の環境・保健団体や環境や天然資源、健康分野の研究を行う高等教育機関の代表者からなる独立機関の見解を得た場合はその限りではない。



ピサワット・スコンタパン教授



ディエップ・ホアイ・ナム弁護士と夫君

【講演Ⅳ】

「ベトナムにおけるビジネス環境」

ハノイYKVN法律事務所弁護士

ディエップ・ホアイ・ナム

皆さま、こんにちは。北國新聞社に心から御礼を申し上げます。また、法務省、法務総研の方々、金沢にお招きいただきまして心から感謝しています。初めてこの町に来ました。東京よりももちろん小さいですが、非常に美しい町という印象を深めました。

私はもう15年ほど、この仕事に携わっています。私が専門としているのは会社法、投資、そして会社関係の裁判です。ベトナムでどのような法務上の問題点があるのかということをお話しし、皆さま方が将来ベトナムへの投資をお考えになる際に何らかのお役に立てばと考えています。そして最後にご質問を承りたいと思います。

1. 一般的な法的環境

まず、ベトナムの法制度について概観をお話ししましょう。ベトナムはフランスの植民地でした。その長い伝統の下で大陸法が採択され、多くのフランスの制度が導入されています。法制度としては制定法であり、判例を考えないのが大陸法、そしてベトナムの法制度の根拠です。従って通常、裁判所は法を見るということです。

一般的な構成がどうなっているのかというと、もちろん一番重視され、上位に存在するのは憲法です。しかしこれは一般的なものです。ビジネス、会社の事業ということになると、その焦点になるのは司法裁判所です。法律を作るのは国会で、これが一番上位に存在する立法府です。そして裁判所があります。常設の委員会が国会の中にあって、そこで条例を作ります。国会の休会中にそうした仕事をします。そして条例、布告があり、同時に実施法というものがあります。さらに決定や通達、決議、命令は内閣や政府や自治体、さらに人民委員会も公布します。私は弁護士会のメンバーですが、いろいろなものがあり、そのレギュレーションを政府がどのように実施するかということを理解しなくてはなりません。もちろんガイダンスということになると、そこからヒントが得られて、実際に法律で書かれていることの解釈が明確になってきます。

2. 海外企業に対する法的環境

特に外国人の投資家、あるいは事業を行う者がベトナムに進出した場合に関係する幾つかのレギュレーションを見てみましょう。わが国はWTOに2006年に加盟しています。これは非常に素晴らしいことだと思います。そのWTOのレギュレーションにのっとって、一貫性を保つためにさまざまな法的なインフラの整備が行われました。これはWTOのプロトコルにコミットしていることの表れです。民法や労働法、会社法、投資法、銀行法など、いろいろと整備されました。これらの法律は外国投資と内国人の投資の両方に適用されます。従って、内国人も外国人も一つの統治された平等な法制度の下で扱われるということです。さらに投資法についても内国と外国で分かれていたものが一つに統一されました。内国の投資家にも外国の投資家にも、同じ法律が適用されるということです。

3. 考慮すべき法律問題

(1) 輸入・輸出

外国人の投資家の方であれば、輸入税率がどれくらいであるかということには特に関心が深いと思いますが、これはほかの国々と大体同じだと思います。最恵国待遇率、特別優遇率、標準率とあり、ベトナムは最恵国待遇ということですが、ASEAN自由貿易区域については特別な優遇率があります。2008年には日越経済協力協定を締結し、両国において輸入関税の大きな減少が見られています。

セーフガード税、反差別税、反ダンピング関税というものもありますが、あまり頻繁には適用されません。

ほかに輸入関税の免税があります。これはほかの国々と大体共通していると思いますが、奨励投資プロジェクトとして、いろいろな機器などを固定資産として購入し、ベトナムで投資をする場合には輸入関税が免除されます。法人所得税は25%ということになっています。新しい製造業としてリストに挙がっているものが奨励の対象となっています。それには例えば2年間の免税があり、さらにその次の年も免税措置が可能になります。法人所得税はすべての会社に対して平等に課されますが、私のお客さまの外国の法人の方は、共通して幾つかの問題があるようです。まず課税対象所得の定義で、これがあまりはっきりしていません。税法を読んでも、売上では支出を控除するということができます。また税法の方では、支出の中でも控除対象となるものが非常に詳細にリストアップされています。そして地方税の方のオーディットがされますが、非常に厳格にそれらの支出コストに対して証明を求めます。もちろん会社としては支出のインボイスが実際にある、契約もあるという証明書を出してもそういうことがあります。そうするとレギュレーションとしては、法律がどのような形で適用されるのかということを考えなくてはなりません。

さらに収賄といったこともあります。例えば外国の企業と内国の年間のオーディットについても非常に難しいところがあります。5%、0%、10%というような税率があり、サービス税ということになると10%を課されています。製品でもサービスでも輸出に回されるような場合には付加価値税が0%となります。

(2) 労務

雇用関係、労働関係では、幾つか韓国や中国の話に共通した規則があります。労務については、ベトナムで外国人が働く上では労働許可が必要です。3カ月未満の労働の場合には必要ありません。外資系、外国出資の企業の場合にまず重視しなくてはならないのは、ベトナム人の雇用を最優先する必要があるということです。労働時間、休暇、休日についても規定されています。賃金については、恐らくベトナムは世界でも最も安価なレベルではないかと思います。最低賃金についての規則があり、外資系の企業でベトナム人を採用する場合にはこの最低賃金以上を提供しなくてはなりません。地方における最低賃金水準は都市部の最低賃金の基準よりも低いです。残業については1日最大4時間、年間200時間という制限があります。特別な場合（医療産業など）は300時間となっていますが、これには地方自治体あるいは住民委員会の許可が必要です。

次に福利厚生です。従業員の給与の2%分を健康保険の費用として負担しなければなりません。さらに社会保障費などの負担もあります。この福利厚生に関しての拠出金は

企業と従業員の両方が負担しなくてはなりません。

次に労働契約についてです。なぜこの点が重要かというと、労働契約はまず書面で締結しなければならないということになっているのです。労働傷病病社会福祉省が書式を決めており、若干修正してもいいのですが、必ず盛り込まなくてはいけない項目が幾つかあります。特定の場合においては労働協約を労働者側との間で結ぶ必要があります。現在の労働法定はどちらかというと労働者寄りです。

一方的に労働契約を解消する場合には幾つか理由があります。まず第1点として、労働者・被用者がその労働契約を停止させたいときには、30日あるいは40日という事前の通知が必要です。一方で企業の方が解雇する場合、アメリカなどほかの諸国では従業員を呼び出して「これは解消します」ということが可能かもしれませんが、ベトナムにおいては二つの条件を満たす必要があります。一つ目は、正当な事由があるということを確認すること、二つ目は、手続きに従うことです。例えば、事業再編を図る、被用者がその作業や任務を懈怠（けたい）している、あるいは労働に関する規則に違反したというような場合ですが、企業の側から一方的に解雇する場合に、どのようにして辞めさせることができるのかという相談を受けることがあります。これは簡単ではなく、例えば労働規則に違反していたとして、その翌日に辞めてくれというのは無理なわけです。きちんと通達しなくてははいけませんし、ミーティングもしなくてははいけません。さらに労働組合がある場合にはその代表を会議の場に招聘し、議事録もきちんと書面に残さなくてははいけません。従って、ベトナムで事業を行っている企業の皆さんが従業員を解雇したいという場合には、地元の協議会あるいは弁護士の手助けが必要となります。

労働紛争が例えば地元の裁判所に付託された場合、その段階では仲裁は許されていません。従って労働紛争は裁判所に付託されることになります。しかし地方裁判所というものは普通、企業が悪いのだと思っているわけです。ですから、被用者側に有利な判決を下しがちです。従って企業の側としては、弁護士ときちんと準備をして、適正に解雇の決定を下したということが実証できる立場を固めておく必要があります。

（３）外国通貨および為替レート

現在のところ単一レートになっていますが、為替は国立銀行によって今もある程度管理されています。外国通貨のベトナムへの持ち込みは大変歓迎されており、制限はありません。ベトナムにおいての売買やローン決済などは国家銀行が許可した信用取引機関でベトナムドンで行わなければなりません。もちろんベトナムにおける外国の金融機関から借りることも可能ですが、そのためには国立銀行にまず登録しなくてはなりません。例えば中期、あるいは1年以上の長期の融資を外国銀行から受ける場合に、国立銀行に登録しなければ支払いのための外国送金ができないのです。さらに資本投資口座というものを開かなければなりません。その口座を通して外から資金を受け、外国の投資家あるいは出資者に対して配当金を払う場合にはその口座を通して支払いを行うことが必要になります。

（４）税金

利益送金に対する課税はなされていません。例えば25%までは利益送金に対する課税はありません。

(5) 投資

皆さんにとっても関心のある考慮すべき法律問題として、外国側の出資比率に関しての規定があると思います。全般的に外国からの出資比率については規制はなく、出資が可能です。しかし特定の部門については政府の方はそれほど開放していません。また、禁止している分野もあります。まず、WTO特定サービス一覧表に定める幾つかの経済部門で、ベトナムにおいて規制しているものがあります。例えば外国の投資家の出資比率は49%、65%など、分野によって違いますが、100%は出資できないという部門があります。

それから株式公開企業については、出資率の制約は49%ですが、金融業界においては30%です。その他の分野で、例えば放送業、鉱業、石油などについては首相の承認が必要です。

さらに、子会社を設立することも可能です。100%出資子会社、あるいはベトナムのパートナーとの合併事業でも構いませんし、外国側の出資者が既存のベトナム企業にエクイティ投資をすることも可能です。ただ、現在のところ、支店を開設するということはベトナムの法律では認めておらず、実現可能性がありません。これは、支店というものは依存的であり、法的責任を負うことができない、いわば親会社の一部でしかないと考えているため、それよりも子会社、現地法人の設立を求めています。ただ、金融業（銀行）と法律専門サービス（外国の法律事務所）は支店を開設することが許されています。

その他の部門については、特に外国人の株式所有に上限はありません。

4. 不文律およびビジネスの慣例

この部分はちょっと面白いところです。先ほど通訳の方から、『柔軟な』形の汚職とは何ですか」と聞かれましたが、説明しづらいものです。もちろん法律用語でもありません。ベトナムで事業を行う際に、場合によってはトラブルも出てくるでしょう、あるいはうれしくない質問を受けたり、地元の政府からいろいろ追跡されることがあります。ベトナム政府としてはもちろん汚職撲滅の努力を行っていますが、その一方で、汚職、賄賂は現在も蔓延しているといわなくてはなりません。「柔軟な」形の汚職とは、気分の良くない経験ではあるのです。しかし一方で、例えば投資の許可や事業許可をもらうのにとっても時間がかかるのですが、担当の役人にギフトを贈ったり食事でもてなしたりすることで迅速化される場合があります。よって、ケース・バイ・ケースで考えなくてはなりません。アメリカや日本の方々には、とんでもないことだ、外国投資企業がすべきことではないと思われるかもしれません。しかし、うれしくない質問を受けたというような場合には、やはり地元の弁護士の助言を得るのがよいのではないかと思います。

もう一つは、差別的待遇についてです。例えば紛争を地方裁判所に持ち込んだとして、外国企業の方が国営企業と対決しなければいけないという場合には、裁判所はどちらかというベトナムの国営企業の方に有利に判断します。大規模な多国籍企業でベトナムパートナーとの間で高額な契約をしている場合には、外国側が外国、例えばシンガポールなどでの仲裁判断、あるいは国際商業会議所（ICC）の規則にのっとった仲裁判断を望む場合があると考えます。

5. 外国企業に対する一般的リスク

例えばうれしくない質問や嫌疑をかけられる、官僚主義的で物事がなかなか進まない、法律の規定に重複があったり不明確にしか書かれていない、あるいは法律が突然変更される、国会・議会在法律をどんどん変更していくといったリスクをどのように削減していけばよいのでしょうか。まず、潜在的な隠れたコストを発見するために、プロジェクトごとに法的助言を求めることは重要でしょう。ベトナムの地元の弁護士、私の法律事務所もそうですし、ほかの弁護士も外国投資企業の皆さんを支援したいと思っています。リスクを削減し、同時に法的環境、ビジネス環境を改善する一助になりたいと思っています。

何かご質問があればお受けしたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

〔講演Ⅳに対する質疑〕

（Ｑ） ベトナム国内の企業へライセンスを供与し、消費者はすべてベトナム国内である場合、そこで上がったライセンス使用料を日本に送金するときにもやはり税金はかからないということでしょうか。

（ナム） そのライセンス契約は、例えば特許や技術移転などから来るような利益に対してということでしょうか。商標なども入っているわけですね。このライセンス契約は、例えば付加価値税（VAT）は免除されます。しかし外国契約税というものはあります。ただ、いわゆるベトナムの税の中でも、回避できるラボタックスというものがあります。すなわちベトナムと日本との間の協定によって二重課税が免除できるということです。従って、その部分の便益が出ます。しかし一般的にはロイヤルティに対してはVATはありません。海外に送金してもないということです。トータルの所得に関しては、もちろん外国との契約の所得ということで計算されます。お答えになったでしょうか。

（Ｑ） 確認ですが、利益に対する二重課税はないということですね。

（ナム） そうです。日本の企業、日本の投資家がベトナムに進出してベトナムで会社を作った場合には25%の所得税があります。そして配当をベトナム外に持っていくということで、その場合には海外送金税というものはありません。税金は課せられません。

（Ｑ） もう一つ、ロイヤルティに対する課税もないということですか。

（ナム） ライセンス協定からのロイヤルティに対してということですか。では、区別をしましょう。日本の投資家のAという会社がベトナムに進出して企業を作ったとします。そしてベトナムの会社は会社Bとします。そして25%の法人税が課せられます。その後で配当を引きますが、その配当に対しての課税はありません。今、聞いていらっしゃるのは商標権のライセンスということですね。もちろんそれを寄与することによって、資本に関してAからBに対して貢献を行っている場合ですね。それに対しての質問だと思います。資本ということになりますと、すなわち商標権のライセンス契約によって資本に対して貢献をしています。その場合にはベトナムの会社に対する貢献をしたと

考えられるわけですね。そうすると商標権で、ロイヤルティ課税ということになります。お答えになりましたか。

(Q) ありがとうございます。

ベトナムにおけるビジネス環境

ディエップ・ホイ・ナム

LEADERSHIP
IN INNOVATION
FOR YOUR SOLUTIONS

一般的な法的環境

- 大陸法 対 英米法
 - 判例は存在しない。法令のみ。
- 一般的構成
 - 法律又は法典
 - 条例、布告
 - 決定
 - 通達
 - 決議、命令

海外企業に対する法的環境

- ベトナムは、WTO(世界貿易機関)に加入以来、WTOの規則を遵守すべく、社会経済法的インフラを整備してきた。
- 国会は、下記のような様々な法令を可決した。
 - 新民法
 - 労働法
 - 会社法
 - 投資法
 - 銀行法
 - 税法
 - 通商法
 - 輸出入税法
 - 倒産法
 - 保険業法
 - 会計法
 - 関税法
 - 知的財産法
 - 反ダンピング令
 - 補助金付き輸入品に対する対策令
 - 広告令
 - 外為管理令

3

外国企業に対する一般的なリスク

- リスク・問題
 - 時間がかかる行政手続き
 - 官僚主義
 - 重複する不明確な法規定
 - 予測不可能な法律改正
- リスクを減らす対策
 - 所轄機関に対する問い合わせなどにより、既存の法令に関して注意深く調査する。
 - 潜在的な「隠れたコスト」を発見するため、プロジェクトごとに法的助言を求める。
 - ベトナムの法制度を定期的に監察し、情報を更新し、知識を深める。
 - 事業展開前及び展開中、細部に渡る必要書類を収集する。

4

考慮すべき法律問題 輸入・輸出

YKVN
A W V I H

- 輸入税率: 3分類
 - 特惠税率 (最恵国待遇率)
 - 特別優遇率 (アセアン自由貿易区域)
 - 標準率(特惠税率の150%)
- 平均最恵国待遇関税率
 - 農作物23.5%。2012年から21%に削減。
 - 工業製品16.6%。2012年から12.6%に削減。
- 他の税金
 - セーフガード税
 - 反ダンピング関税
 - (補助金付き輸入品に対する)相殺関税
 - 反差別税 (ベトナム製品を差別する国からの輸入品に対して適用)
- 免税
 - 貿易フェア、展示会、製品紹介などで一時的に輸入し、再度国外に輸出する予定の商品。
 - 補修などのために一時的に輸入し、一定期間の後に再度国外に輸出する予定の機器、装置など。
 - 加工契約に基づいて、外国の当事者のために加工目的で輸入された商品。及び
 - 奨励投資プロジェクト又は政府開発支援プロジェクトが資本を提供する固定資産として輸入された商品。

5

考慮すべき法律問題 労務

YKVN
A W V I H

- ベトナム人の雇用を優先
 - 海外の投資企業、支店、代表事務所は、ベトナム人の雇用を優先しなければならない。
- 採用及び労働許可
 - 改正労働法では、外国人雇用者は、ベトナム人を直接採用することができる。
 - 改正法では、外国人がベトナムで3ヶ月未満労働する場合、労働ビザを取得する必要がない。
- 労働時間
 - 通常、労働時間は、7時半から4時半まで、昼休みが12時から1時までである。
- 休暇・休日
 - 全従業員に、年間少なくとも12日の有給休暇を与えなければならない。1週間に1日以上の日を与えなければならない。さらに、年間5日間の祝日があり、8日間追加の休日为上乗せされる。
- 賃金
 - 賃金は、労働契約にて明記し、労働傷病兵社会福祉省が毎年定める最低賃金以下であってはならない。実際には、賃金は、労働者の経験、技術、年齢によって、会社ごとに大きく異なる。

6

考慮すべき法律問題 労務(続き)

YKVN
A N N U A L

- 残業
 - － 必要性があり、労働者が同意するときのみ、1日最大4時間、年間200時間(特別な場合は300時間)まで残業が許可されている。
- 福利厚生
 - － 雇用者は、従業員の給与の2%分を従業員のための健康保険として認可された保険会社に支払わなければならない。従業員は、別途1%健康保険代として負担する。
 - － 国内外を問わず、投資会社は、ベトナム人従業員の給与の15%に相当する額を社会保険基金に支払わなければならない。
- 労働契約
 - － 労働傷病兵社会福祉省が定めた基準にしたがって、労働契約を結ばなければならない。外国投資企業の総支配人は、事業開始後6ヶ月以内に、別途、従業員と集団労働協定を結ばなければならない。

7

考慮すべき法律問題 外国通貨及び為替レート

YKVN
A N N U A L

- 二重為替レートは廃止。
- 市場力を反映する単一レートに変更されたが、為替レートショックに対する予防策として、国家が為替レートのある程度管理している。
- 通常、外国通貨の流入は、最低限の制限しかなく、免税されている。
- 国外への外国通貨の持ち出しも、かなり自由化されている。
- 外国通貨による売買、ローン、決済、振替などは、国家銀行が許可した信用取引機関で行わなければならない。
- ベトナム国内における取引、精算、見積もり、広告及び外国間接投資は、全てベトナムドンで行わなければならないと法で定められている。ただし、例外もある(例:信用取引機関との取引、仲介業者を通じた決済)

8

考慮すべき法律問題 税金

YKVN
A W Y L L O

- 利益送金に対する課税なし
 - － 外国企業が、いかなる形態であれ、外国投資法に基づいた資本投資により正当に得た収入を海外に送金する場合、又はベトナム国外で保有する場合。

9

考慮すべき法律問題: 投資

YKVN
A W Y L L O

- 通常、国内外問わず、投資家は、国籍、投資の形態に関わらず、法の前では平等である。

10

考慮すべき法律問題 投資

YKVN
ア ヴ ィ ャ ャ

- しかし、制限も存在する。
 - 貿易仲介業、通信機器リース業、又貸のための不動産賃貸業など、外国投資に開放されていない部門も存在する。
 - 公開会社における外国人の株式所有は、上限49%である。公開会社とは、(i)株主が100人以上で、払込済株式資本が100億ベトナムドン以上であり、(ii)新規株式公開を行ったか、(iii)上場している会社である。
 - ベトナムのWTO特定サービス義務一覧表に定める特定株式保有割合 (例: 倉庫業では 51%、保安部門では49%)
 - 特例法で定める特定株式保有割合 (例: 金融業では、外国人の株式保有率は、1銀行につき30%以下)

11

考慮すべき法律問題 投資

YKVN
ア ヴ ィ ャ ャ

- 通常の投資部門では、外国人の株式保有に上限はない。
(例: 製造、ソフトウェア、管理サービス等。)

12

不文律及びビジネスの慣例

- 汚職及び賄賂
 - 賄賂は慣例となっている。
 - 外国企業は、この「柔軟な」形の汚職を理解できないことが多い。
- 国内投資家、特に国内企業が国営企業である場合、国外投資家と差別化
- 土地管理部門はベトナムで最も腐敗している部門であるため、海外投資家が投資プロジェクトのために土地を借りることはより困難である。
 - 政策及び法令は一貫しておらず、抜け穴も数多く存在し、土地管理の監視及び法律の執行は、かなり手薄。

13

所轄省庁

- 計画投資省
- 中小企業庁
 - 中小企業発展に関する政策及び法律文書の作成
 - 中小企業支援担当者能力向上の研修開催
 - 中小企業発展のための国際協力を調整
 - 中小企業に対する情報提供及び年次報告書作成のために、関係機関と調整
- 中小企業発展促進協議会
- 地方人民委員会

14

ベトナムと日本との貿易関係

- 日本アセアン包括的経済連携協定
- 日越経済連携協定

15

質疑応答及びコメント

16

発行日：平成２２年７月１５日
発行者：財団法人国際民商事法センター
事務局長 小林 清則

〒107-0052 東京都港区赤坂１丁目６番７号 第九興和ビル別館
TEL 03 (3505) 0525 FAX 03 (3505) 0833
ホームページアドレス <http://www.icclc.or.jp>

印刷製本：有限会社 一星社
代表取締役 鈴木 恵美

〒104-0043 東京都中央区湊２丁目１６番２６号
TEL 03 (3552) 3566 (代)